

パブリックコメント

閲 覧 用

第 2 期旭市総合戦略（素案）

令和元年 12 月

第2期旭市総合戦略素案	1
第1編 序 論	1
第1 人口ビジョン・総合戦略の目的と位置付け	1
1 人口ビジョン	1
2 総合戦略	1
3 旭市総合戦略と各種計画との関係	2
4 国土強靱化について	3
第2編 人口ビジョン	6
第1 旭市の人口の推移	6
1 時系列による人口動向	6
2 年齢階級別・地域別の人口移動	10
3 合計特殊出生率等の推移	14
4 就労の状況	15
第2 将来人口の推計と行政経営に与える影響	18
1 将来人口の推計	18
2 人口の変化が行政経営に与える影響	22
第3 目指すべき将来の方向	24
1 人口の将来展望	24
2 目指すべき将来の方向	26
第3編 総合戦略	27
第1 基本的な考え方	27
1 計画の役割・特色	27
2 計画期間	27
3 進行管理	27
第2 旭市が目指す将来の姿	28
1 将来都市像	28
2 土地・空間利用の基本的な考え方	28
3 基本目標	30
第3 重点戦略	30
1 重点施策	30
2 生涯活躍のまち・あさひ形成事業	41

第4 基本施策	42
施策1 農水産業の振興	44
施策2 商工業の振興	48
施策3 観光の振興	51
施策4 雇用の確保	54
施策5 保健・医療の充実	56
施策6 スポーツの振興	60
施策7 子育て支援の充実	62
施策8 地域福祉の充実	65
施策9 障害者福祉の充実	67
施策10 学校教育の充実	69
施策11 生涯学習の充実	72
施策12 芸術文化の振興・伝統文化の保存	74
施策13 青少年の健全育成	76
施策14 互いに認め合う社会の形成	78
施策15 定住の促進	79
施策16 交流の促進	80
施策17 安全で快適な道路の整備	82
施策18 安全・安心な水の供給	85
施策19 公園の充実	86
施策20 居住環境の充実	87
施策21 廃棄物の減量化と資源の有効活用	90
施策22 自然環境の保全	91
施策23 協働の促進	93
施策24 広報・広聴・情報公開の充実	95
施策25 地域包括ケアシステムの充実	97
施策26 高齢者福祉の充実	99
施策27 消防・防災力の強化	102
施策28 防犯対策・交通安全の強化	106
施策29 公共交通網の整備	109
施策30 消費者の保護	111

第4編 行政改革アクションプラン	113
第1 行政改革アクションプラン	113
1 計画策定の目的	113
2 基本方針	114
3 計画の推進期間	116
4 計画の推進体制	116
第2 実行すべき重点戦略	118
施策31 人と組織の育成戦略	118
施策32 自立のための財政戦略	119
施策33 資産マネジメント戦略	120
施策34 進行管理マネジメント	121
アクションプラン取組項目	123
（資料）	133
第4次定員適正化計画（素案）	133

「旭市総合戦略」の全体概要

将来人口の目標

48,000人（令和42年（2060年））

将来都市像

郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭

～ 三郷の実現から発展へ ～

三郷：「医療・福祉の郷」「食の郷」「交流の郷」

基本目標

- ① 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり
- ② 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり
- ③ ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり
- ④ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

重点戦略

重点施策

- ①地産振興プロジェクト
- ②子宝育成プロジェクト
- ③故郷創出プロジェクト
- ④安心形成プロジェクト

生涯活躍の
まち・あさひ
形成事業

+

基本施策

基本目標① 4 施策

基本目標② 10 施策

基本目標③ 10 施策

基本目標④ 10 施策

合計 34 施策

第 1 編 序 論

第 1 人口ビジョン・総合戦略の目的と位置付け

1 人口ビジョン

旭市人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく旭市総合戦略を策定するにあたり、これまでの人口動態や現状の課題、将来の推計人口を踏まえ、将来に向けた持続可能なまちづくりのための効果的な施策を企画立案する上で重要な指標とするために策定したものです。

人口減少対策は、長期的な視点を持つことが重要であることから、第 2 期旭市総合戦略の策定にあたっては、関係人口※にも着目した上で、各種統計値やデータの追加・更新を行うのみとし、将来人口の目標値を含む人口ビジョンの見直しは行わないこととします。

※関係人口：「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光などの「交流人口」でもない、地域や地域の人々との関わりが強い人々のことを指す。

2 総合戦略

旭市総合戦略は、旭市人口ビジョンに示された人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少社会の中において、市民が満足して暮らすことができるように、急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けての基本目標や施策の基本的方向等を定めるものです。第 1 期（2015-2019）に引き続き強力に推進していく必要があることから、2020 年からの 5 年間のまちづくりの指針として策定しました。

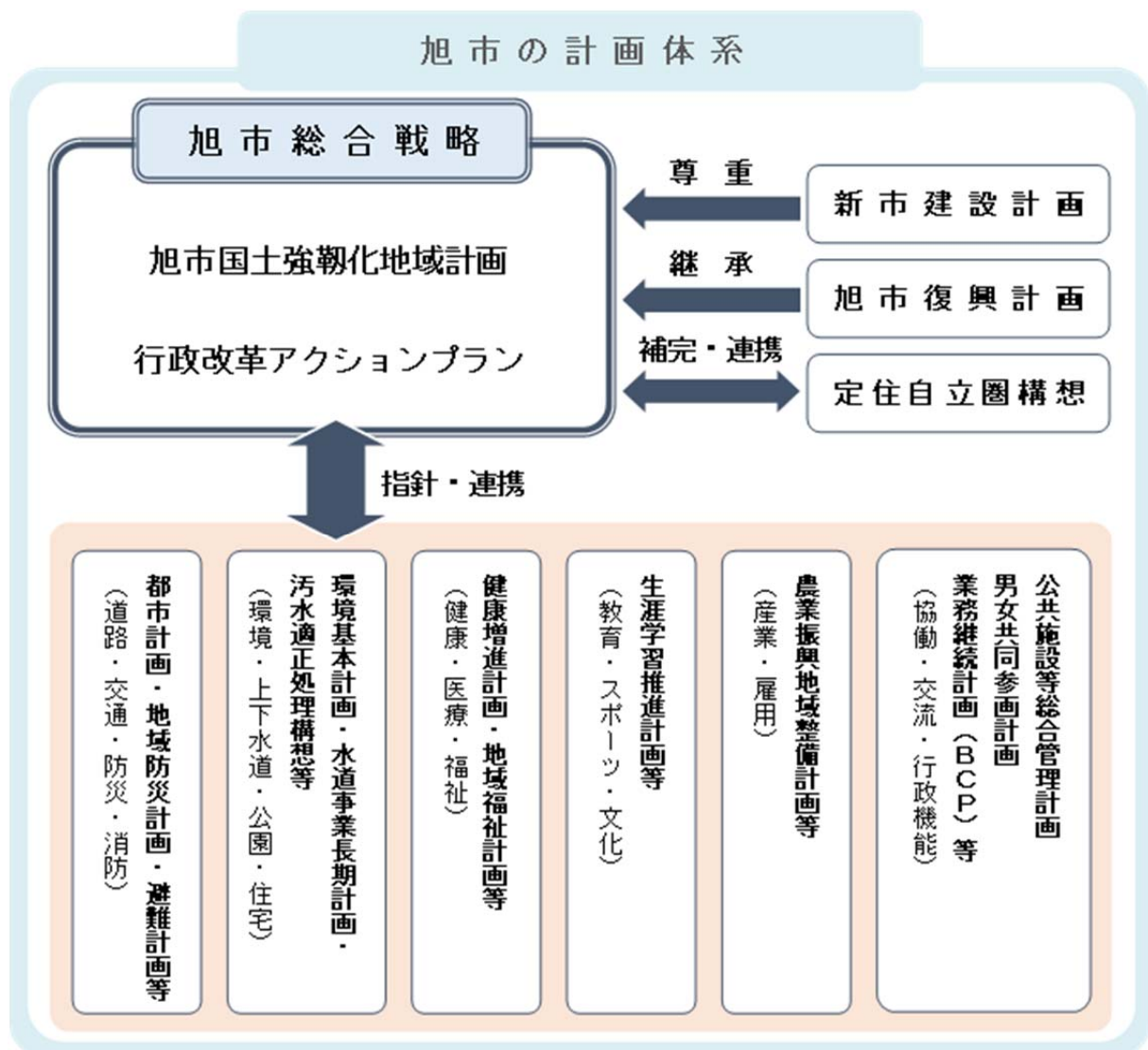
3 旭市総合戦略と各種計画との関係

旭市（以下、「本市」とする。）では、東日本大震災で被災を受けたことに伴い、平時から備えのできたまちづくりを行うために策定した旭市国土強靱化地域計画を市の最上位計画として位置付け、さらにまちづくりの総合的な指針とするために策定した、旭市総合戦略の将来都市像の実現に向けて取り組むことで、「地方創生」と「国土強靱化」を二本の柱とした、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してきました。

第1期旭市総合戦略の策定にあたっては、総合戦略に後期基本計画期間中であった総合計画をスライドさせ、基本施策に行政改革アクションプランの一部を溶け込ませて一体化させた総合的な新たなまちづくりの指針として策定しました。

第2期旭市総合戦略では、これまで別に策定していた旭市国土強靱化地域計画を新たに一体化させることにより、本戦略を引き続き、本市のまちづくりの最上位の指針とするため策定するものです。

■計画の位置付け



4 国土強靱化について

(1) 国土強靱化に位置付けられる取り組み

第3編「総合戦略」の各施策のうち、第5編の「国土強靱化」に関連した取り組みの示し方は、以下のとおりです。

施策 18 安全・安心な水の供給

 **この施策の目指す姿**

将来にわたり水を安定供給するため、適正な施設整備・更新を推進します。

 **施策の展開**

①：上水道の安定供給

- 各配水系に係る給水区域を見直し、自然流下方式による給水区域の拡大を通じた、合理的・経済的な配水システムの構築を目指します。
- 引き続き適正な配水池の維持管理、配水管の漏水対策や耐震化の推進、機能強化のための布設替えやループ化等の取組を推進するほか「旭市水道事業ビジョン」に基づく、老朽化施設の計画的な整備・更新等や近隣の水道事業者との応急給水体制の構築に努めます。
- 未使用世帯への PR を継続し普及促進を図るとともに、配水管が整備（布設）されていない地域については、配水管布設費用の負担軽減のための補助制度の利用を促進します。

 **現況と課題**

- 上水道の普及率は、平成31年3月末現在で87.6%となっており、微増で推移していますが、人口減少に伴い給水人口については平成27年度末をピークに減少しています。
- 旧1市3町における水道事業の創設・施設整備から40年を経過し、今後、管路の経年化の急激な進行が見込まれる中、老朽配水管や施設の計画的な更新体制の整備が必要です。
- 各配水系において必要容量に偏在があることから、配水施設の効率的な稼働に向けた配水システム整備の検討が必要です。
- 上水道は、市民にとって重要なライフラインのひとつであることから、災害等による断水を最小限に抑える必要があります。このため、適正な配水池容量の確保や水道施設の耐震化を進め、災害に強い上水道を整備していくことが課題となっています。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
配水管布設費用補助事業	専用住宅等を対象として、配水管を整備（布設）する場合、費用について補助し水道普及の向上を図ります。
配水管及び施設の整備	配水管の計画的な布設及び老朽化した配水管・施設の更新を行います。また、配水池の耐震性を高め、災害等への対策強化を図ります。
上水道の普及促進及び節水意識の向上	未使用世帯に対して戸別訪問を行い、利用を促進するとともに、限りある資源の大切さや、普段からの節水を呼びかけます。



このあさピーマークは、国土強靱化地域計画としても位置付けられる取り組みを示しています。

(2) 各施策の強靱化に向けた取組

総合戦略における施策（重点戦略及び基本施策）と、第5編「国土強靱化」における脆弱性評価で設定した27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係を整理すると次表のようになります。

横軸が総合戦略における施策、縦軸がリスクシナリオとなっており、リスクシナリオ回避に資する取り組みが含まれる施策については「●」を記しています。

また、全てのリスクシナリオに対して、漏れなく施策を配置するために、総合戦略には明示されていない、国土強靱化独自の取り組みにはついては「□」を記しています。

取り組みの詳細について、第5編「国土強靱化」の「各プログラムの推進と重点化」に記載しています。

総合戦略 国土強靱化			重 点 戦 略					魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり														
			重点 施策①	重点 施策②	重点 施策③	重点 施策④	事業 生涯 活躍の まち・あさひ 形成	魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり				結婚・出産・子育ての希望がない、誰もが生きがいを持てるまちづくり										
								施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7	施策 8	施策 9	施策 10	施策 11	施策 12	施策 13	施策 14	
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生				●					●	●			●	●						
	1-2	広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生				●					●				●							
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				●		●														
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生				●					●				●							
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		●	●	●				●		●	●	●	●							
	1-6	避難路における通行不能				●																
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止					●				●											
	2-2	想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足					●	●														
	2-3	旭中央病院の医療機能の麻痺								●												
	2-4	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生						●		●												
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発																				
	3-2	市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下																				
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止																				
	4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態																				
大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下																				
	5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹交通ネットワークの機能停止																				
	5-3	食料等の安定供給の停滞	●					●														
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気・ガス・上下水道等）の長期間にわたる供給停止																				
	6-2	地域交通ネットワークが分断する事態																				
制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生				●																
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺																				
	7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生																				
	7-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響	●		●			●	●	●												
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態												●								
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態												●								
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●	●	●	●	●					●	●		●	●		●			
	8-4	広域地盤沈下・液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態																				

基 本 施 策																			
ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり										将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり									
施策 1 5	施策 1 6	施策 1 7	施策 1 8	施策 1 9	施策 2 0	施策 2 1	施策 2 2	施策 2 3	施策 2 4	施策 2 5	施策 2 6	施策 2 7	施策 2 8	施策 2 9	施策 3 0	施策 3 1	施策 3 2	施策 3 3	施策 3 4
定住の促進	交流の促進	安全で快適な道路の整備	水の供給・安心な安全	公園の充実	実住環境の充実	効活用と資源の減量	全自然環境の保	協働の促進	実情報公開の充	策シ域包括ケア	充実高齢者福祉の	の消防・防災力強化	通防犯対策・交通安全の強化	整備公共交通網の	消費者の保護	成戦人と組織の育	財政自立のための戦略	資産マネジメント戦略	ジメ進行管理マネ
		●		●	●							●						●	
		●		●								●							
					●													●	
		●										●							
								●	●	●	●	●							
		●			●							●							
		●		●								●							
					●							●						●	
													□						
																●		●	
							●											●	
									●	●	●	●							
		●																	
		●																	
		●																	
					●		●											●	
		●																	
												●							
												●							
												●						●	
	●																		
						●													
●								●			●	●	●						

第2編 人口ビジョン

第1 旭市の人口の推移

本市の過去から現在に至る人口の推移を把握して、その背景を分析し、講じるべき施策の検討材料を得ることを目的に、時系列による人口動向や年齢階級別の人口移動の分析を行います。

1 時系列による人口動向

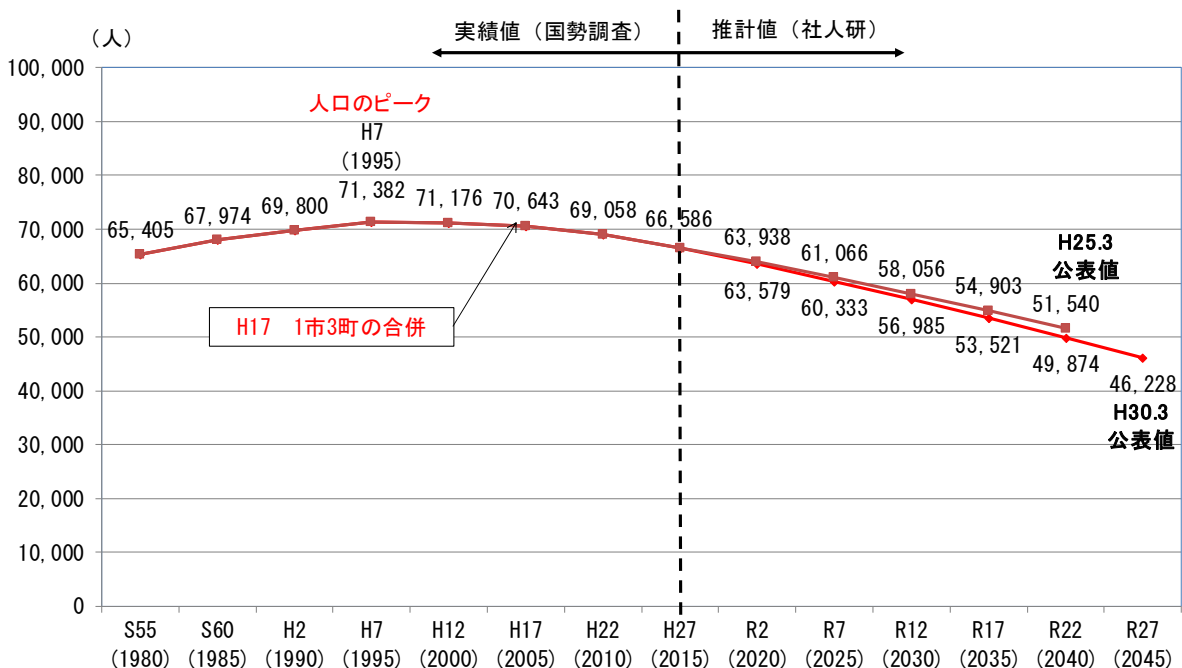
(1) 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は、平成7年（1995年）の71,382人をピークに減少し、平成27年（2015年）国勢調査では66,586人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）において平成30年（2018年）3月に公表された、平成27年（2015年）国勢調査に基づく人口推計によると、令和7年（2025年）に60,333人となり、令和22年（2040年）には49,874人（平成27年国勢調査人口と比べ約16,700人の減）まで減少すると予測されています。

なお、令和22年（2040年）において、社人研の平成25年（2013年）3月公表値（51,540人）との比較では、約1,670人の差が生じています。

■ 総人口の推移（昭和55年（1980）～令和27年（2045））



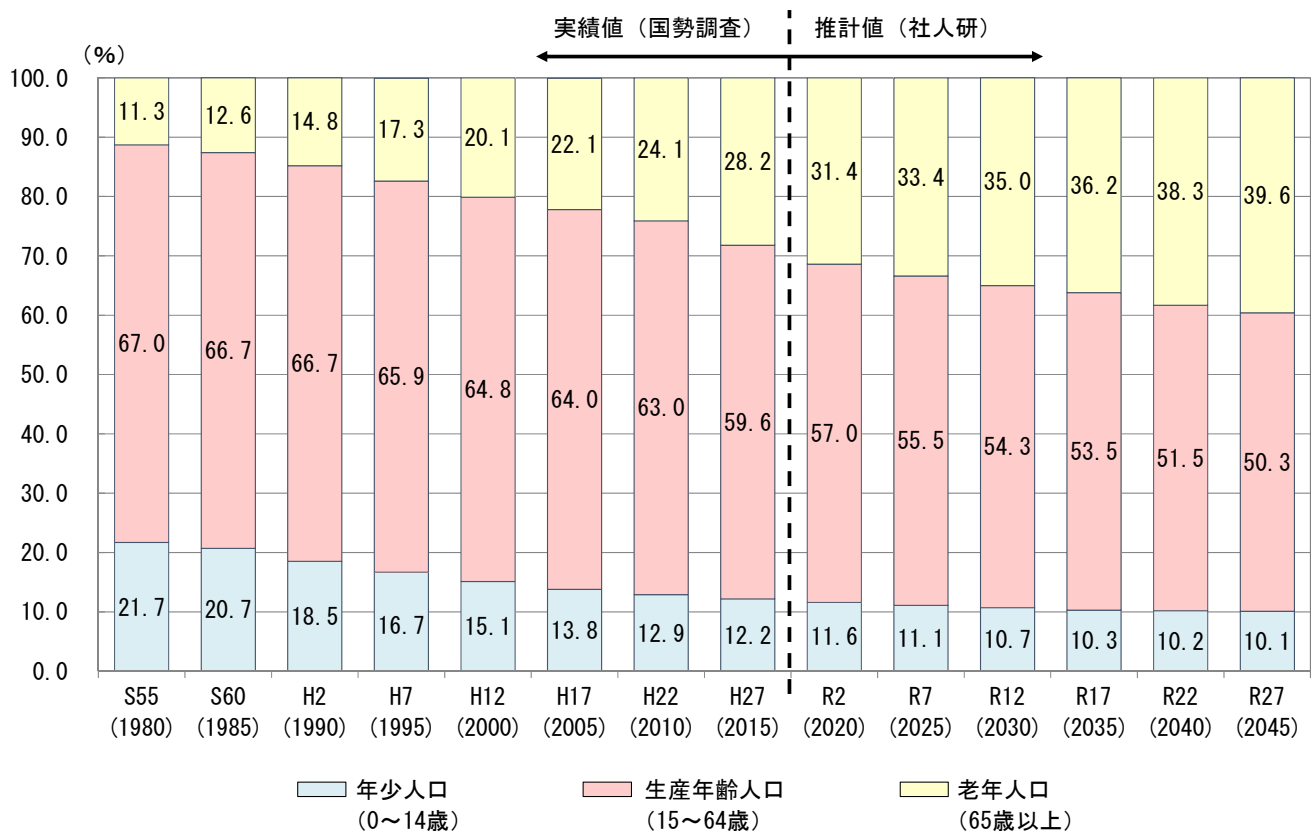
資料：S55～H27は国勢調査、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）3月公表）」

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別に人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は、いずれも近年は減少の傾向が強まる一方で、老年人口（65歳以上）は、増加の傾向で推移すると予測されています。

特に、老年人口の割合は、生産年齢人口が順次、老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから、今後も増加の傾向にあり、平成27年（2015年）の28.2%から30年後の令和27年（2045年）には、39.6%が65歳以上となることが予測されています。

■年齢3区分別人口割合の推移（昭和55年（1980）～令和27年（2045））



資料：S55～H27は国勢調査、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月30日公表）」

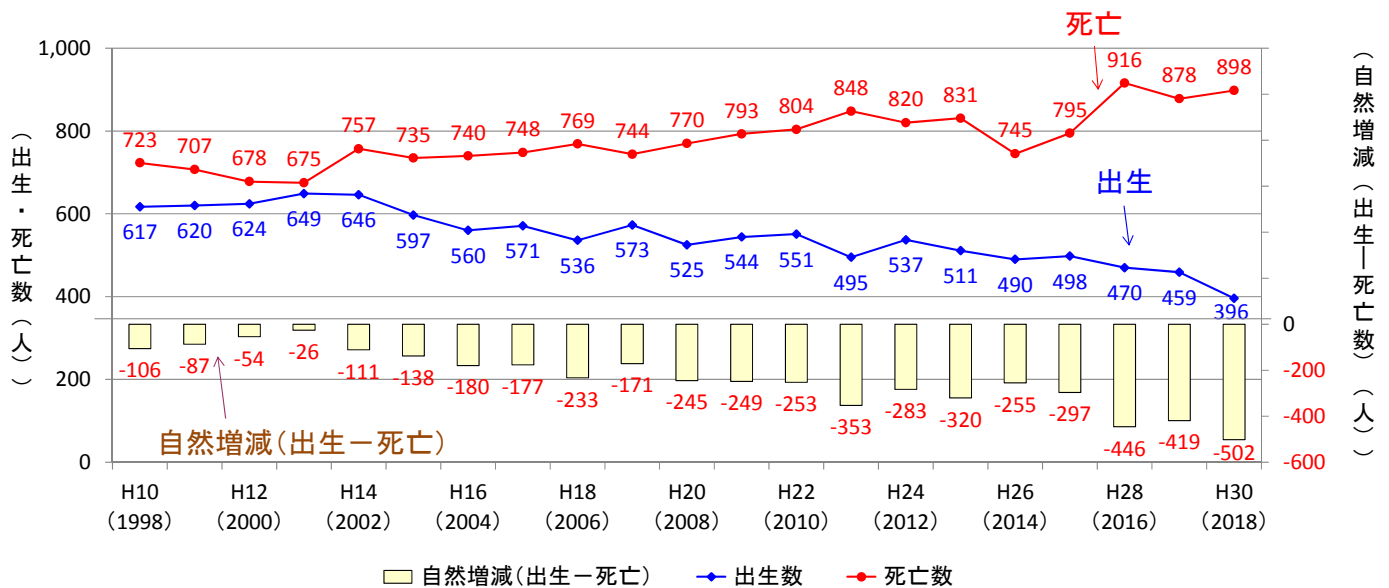
(3) 出生・死亡数（自然増減）の推移

出生・死亡数の推移をみると、平成10年（1998年）以降、毎年、出生数が死亡数を下回る「自然減」が続いています。

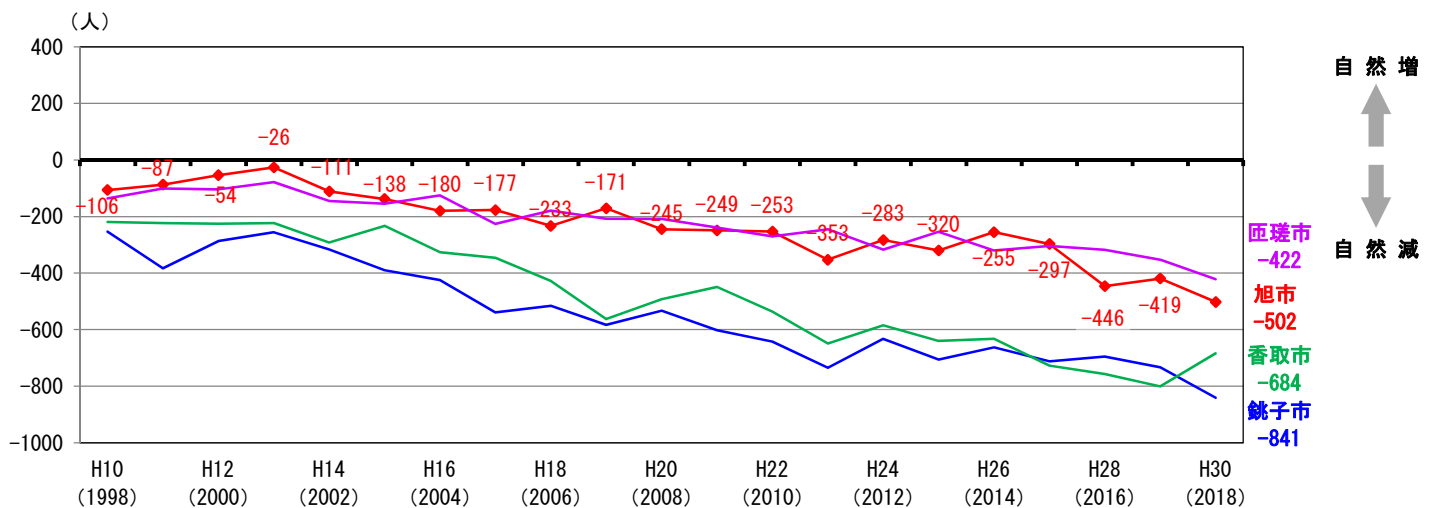
特に、平成14年（2002年）以降は、死亡数が増加する一方、出生数は減少しており、「自然減」が年々拡大し、近年では年間約250人～500人の自然減となっています。

また、平成30年（2018年）では、出生396人に対して、死亡898人と、502人の「自然減」となっています。

■出生・死亡数（自然増減）の推移（平成10年（1998）～平成30年（2018））



■近隣市との自然増減（出生-死亡）推移の比較（平成10年（1998）～平成30年（2018））



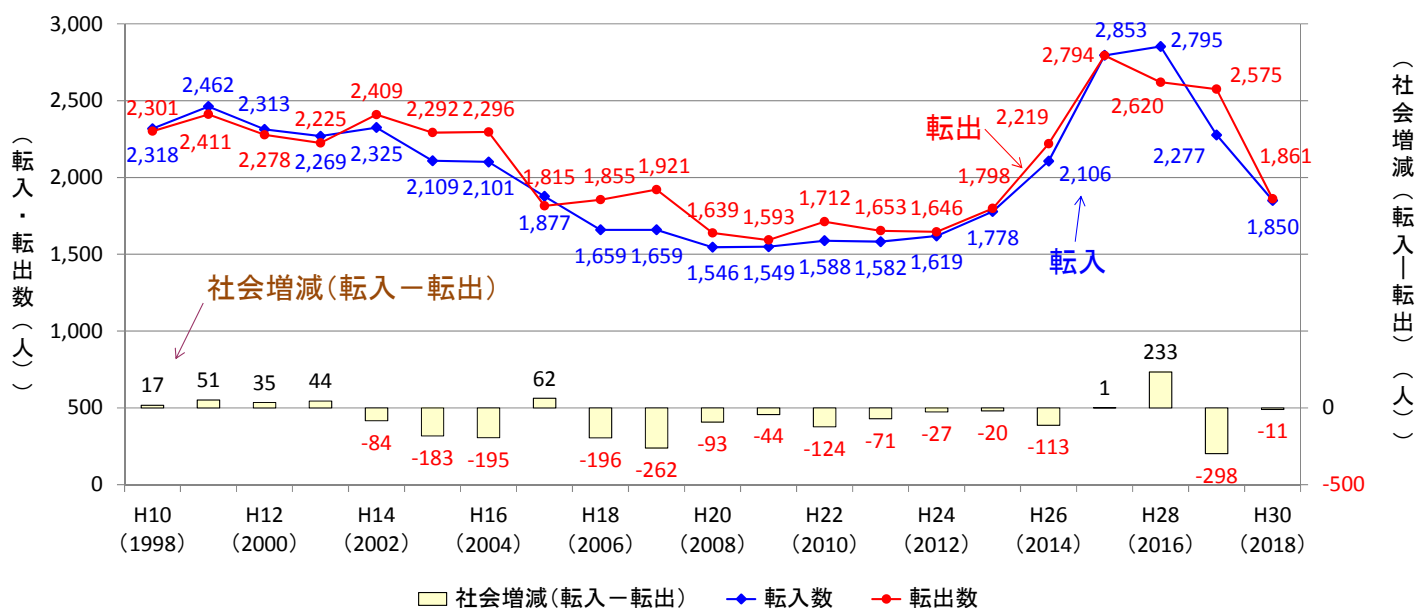
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

(4) 転入・転出数(社会増減)の推移

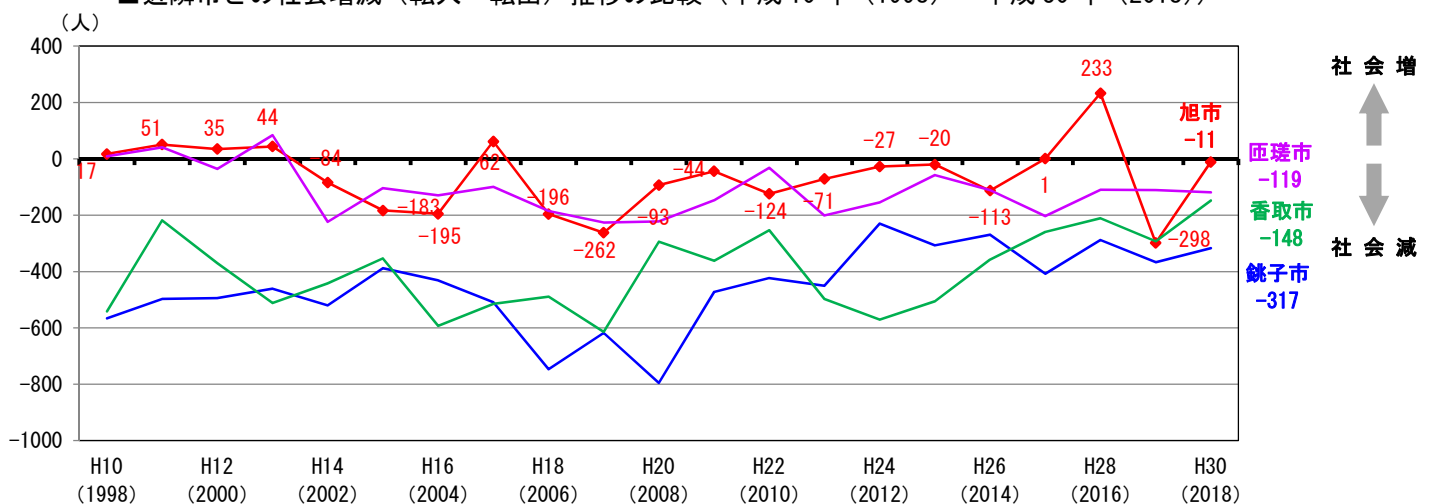
転入・転出数について、平成14年(2002年)以降は、平成17年(2005年)、平成27年(2015年)、平成28年(2016年)を除き、転出が転入を上回る「転出超過」となっていますが、それほど大きな差はありませんでした。しかし、平成28年(2016年)と平成29年(2017年)においては、転入転出の差が大きくなっています。

また、平成26年(2014年)から平成29年(2017年)にかけて、外国人の転入・転出が増加しており、その結果転入数及び転出数とも増加がみられます。

■転入・転出数(社会増減)の推移(平成10年(1998)～平成30年(2018))



■近隣市との社会増減(転入－転出)推移の比較(平成10年(1998)～平成30年(2018))



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

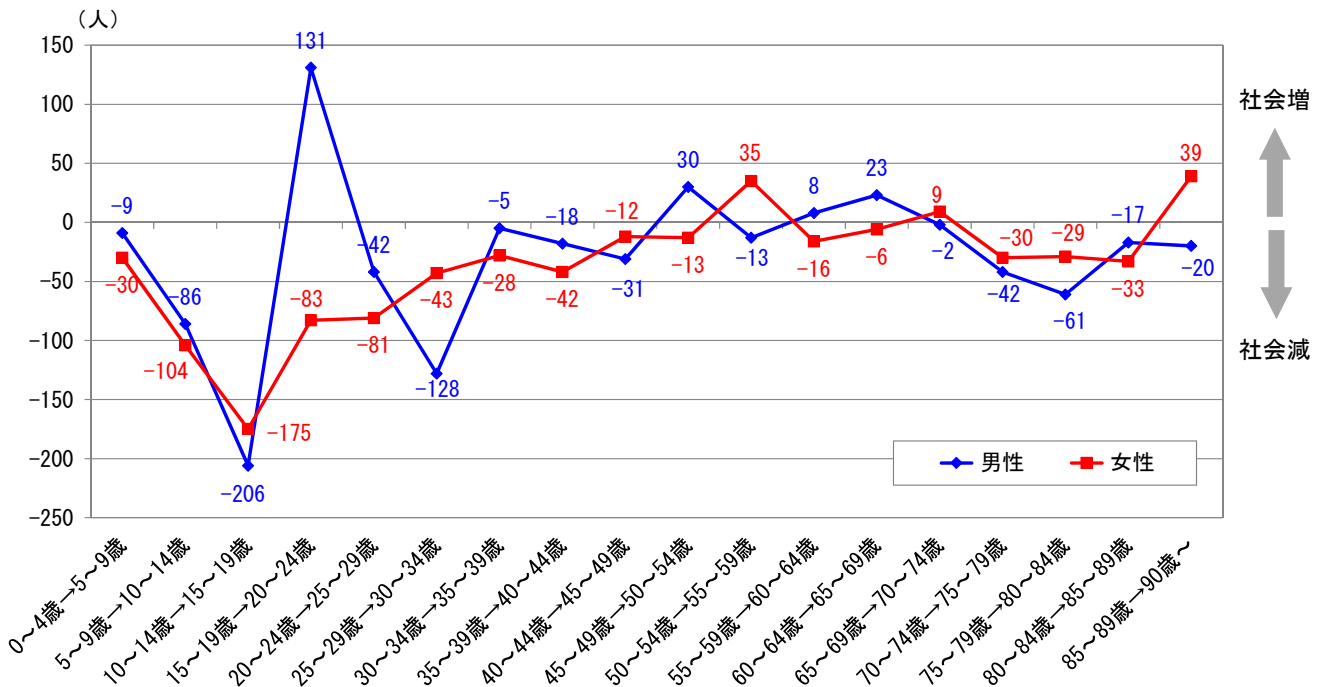
2 年齢階級別・地域別の人口移動

(1) 男女別・年齢階級別の人口移動の状況

平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）にかけての男女別・年齢階級別の人口移動の状況をみると、男性は、「10～14 歳→15～19 歳」になるとき（-206 人）と「25～29 歳→30～34 歳」になるとき（-128 人）に他の年齢階層よりも大幅な転出超過となっている一方、「15～19 歳→20～24 歳」になるときに、大幅な転入超過（+131 人）となっています。

女性は、男性同様に「10～14 歳→15～19 歳」になるとき（-175 人）、及び「5～9 歳→10～14 歳」になるとき（-104 人）に、他の年齢階層よりも大幅な転出超過となっている一方、「85～89 歳→90 歳～」になるときに、転入超過（+39 人）となっています。

■男女別・年齢階級別の人口移動（平成 22 年（2010）→平成 27 年（2015））



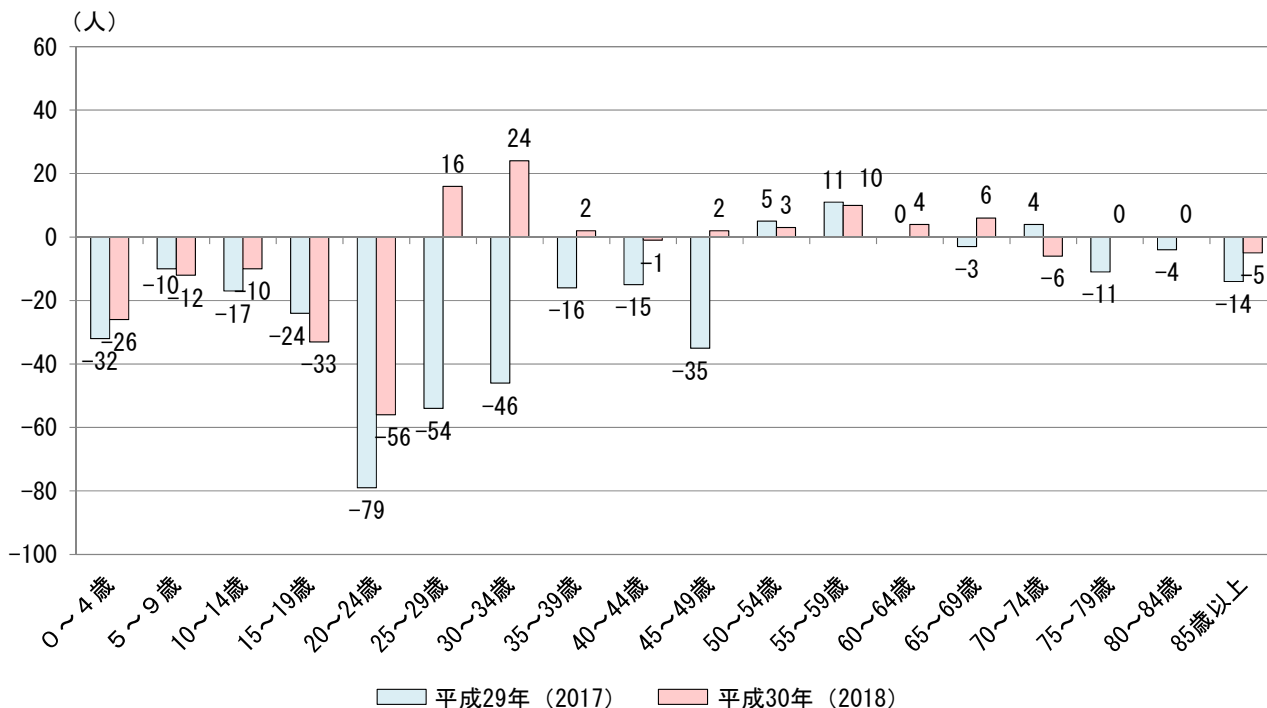
資料：地域経済分析システム（国勢調査）

(2) 年齢階級別の人口移動の状況

近年の年齢階級別の人口移動の状況をみると、平成 29 年（2017 年）、平成 30 年（2018 年）ともに、進学や就職等による 15～24 歳までの若い世代での転出超過が大きくなっています。

また、平成 29 年（2017 年）では、25～49 歳までの若い世代や子育て世代の転出超過が大きくなっていますが、平成 30 年（2018 年）の 25～34 歳の世代をみると、一転して転入超過が見て取れます。

■年齢階級別の人口移動（平成 29 年（2017）・平成 30 年（2018））



資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 転入・転出の状況（県内）

県内からの転入は、銚子市が 144 人と最も多く、次いで匝瑳市が 106 人、千葉市、成田市がともに 95 人となっています。

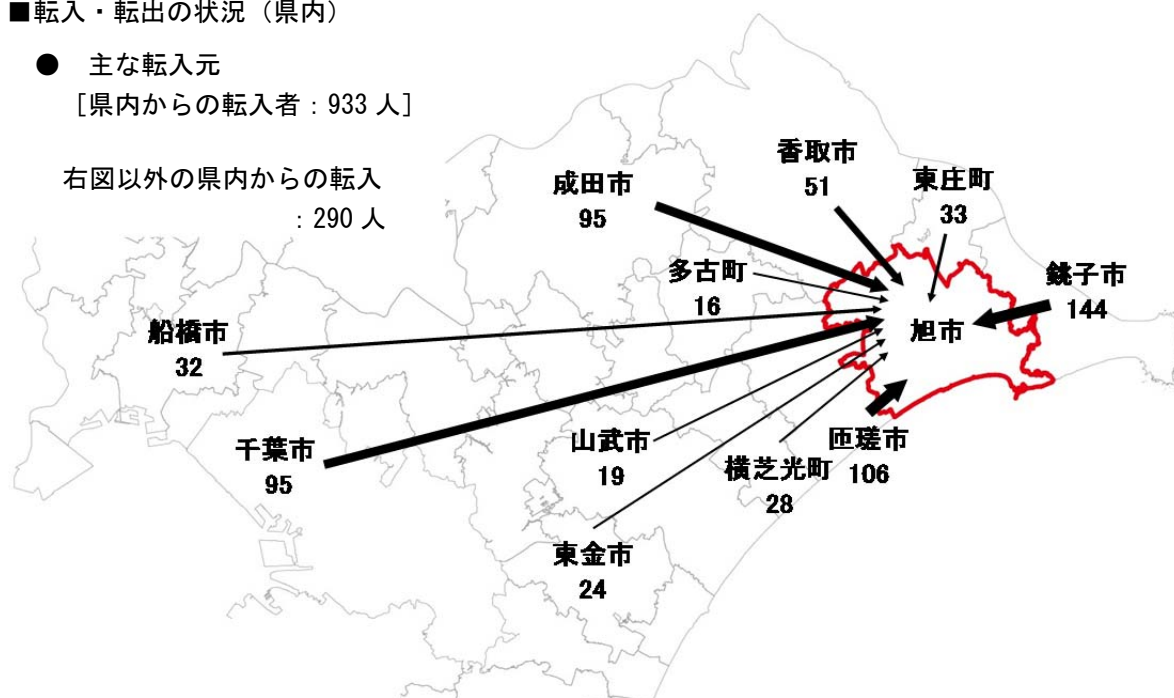
一方、県内への転出状況は、千葉市が 155 人と最も多く、次いで匝瑳市が 118 人、銚子市が 89 人となっています。

■ 転入・転出の状況（県内）

● 主な転入元

[県内からの転入者：933 人]

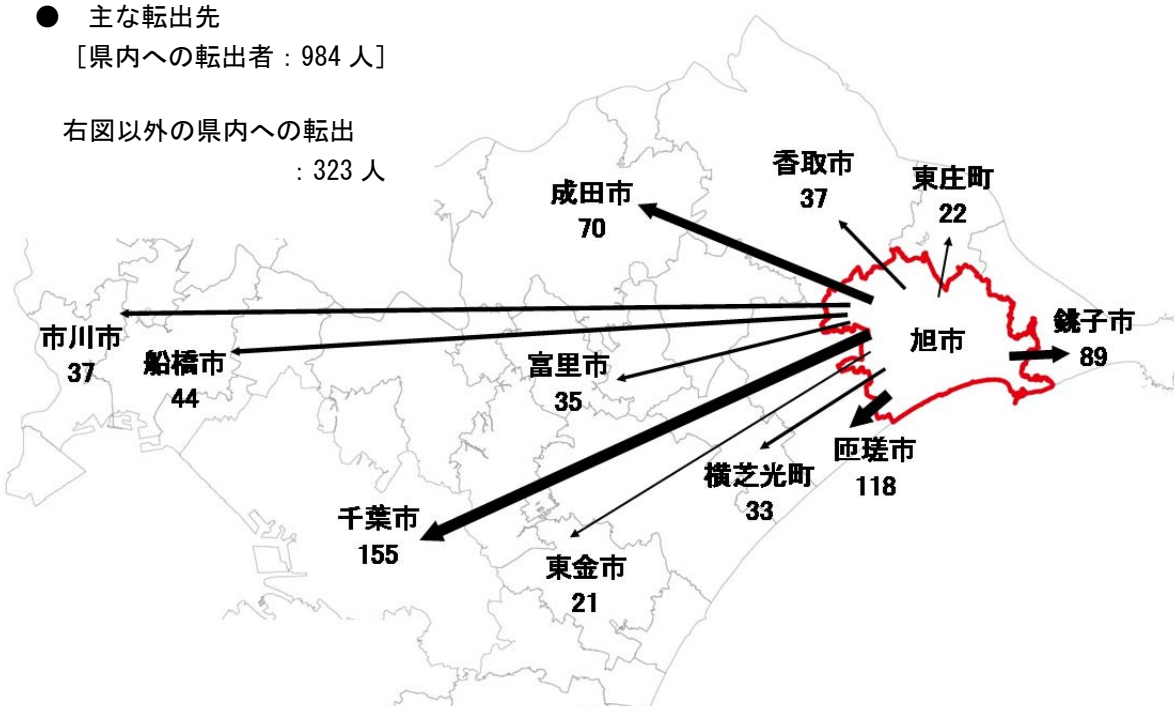
右図以外の県内からの転入
：290 人



● 主な転出先

[県内への転出者：984 人]

右図以外の県内への転出
：323 人



資料：住民基本台帳人口移動報告
(平成 30 年 (2018))

(4) 転入・転出の状況（県外）

県外からの転入は、茨城県が 170 人で最も多く、次いで東京都が 150 人、神奈川県が 58 人となっています。

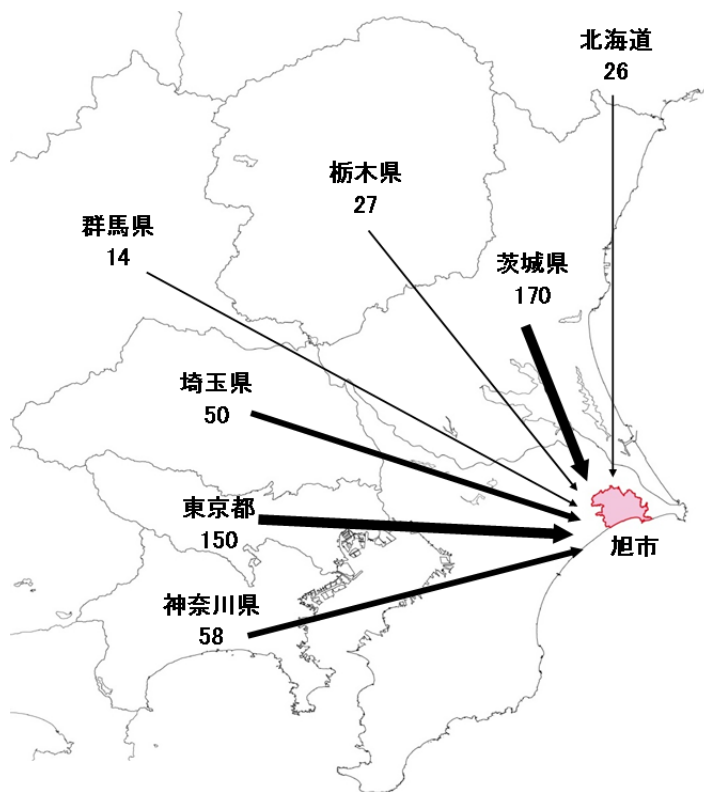
一方、県外への転出は、東京都が 259 人で最も多く、次いで茨城県が 130 人、埼玉県が 85 人となっています。

■ 転入・転出の状況（県内）

● 主な転入元

[県外からの転入者：724 人]

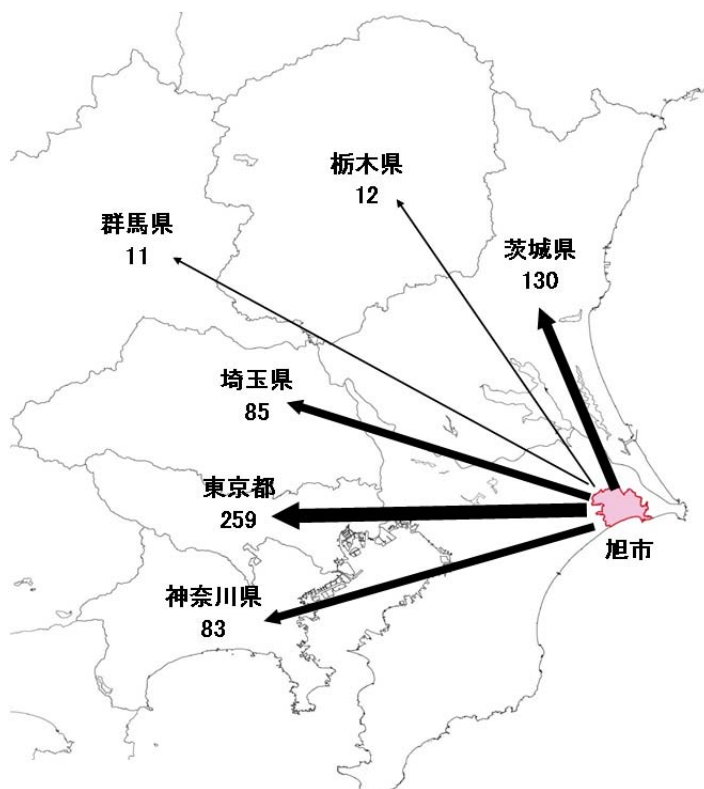
右図以外の県外からの転入
： 229 人



● 主な転出先

[県外への転出者：755 人]

右図以外の県外への転出
： 175 人



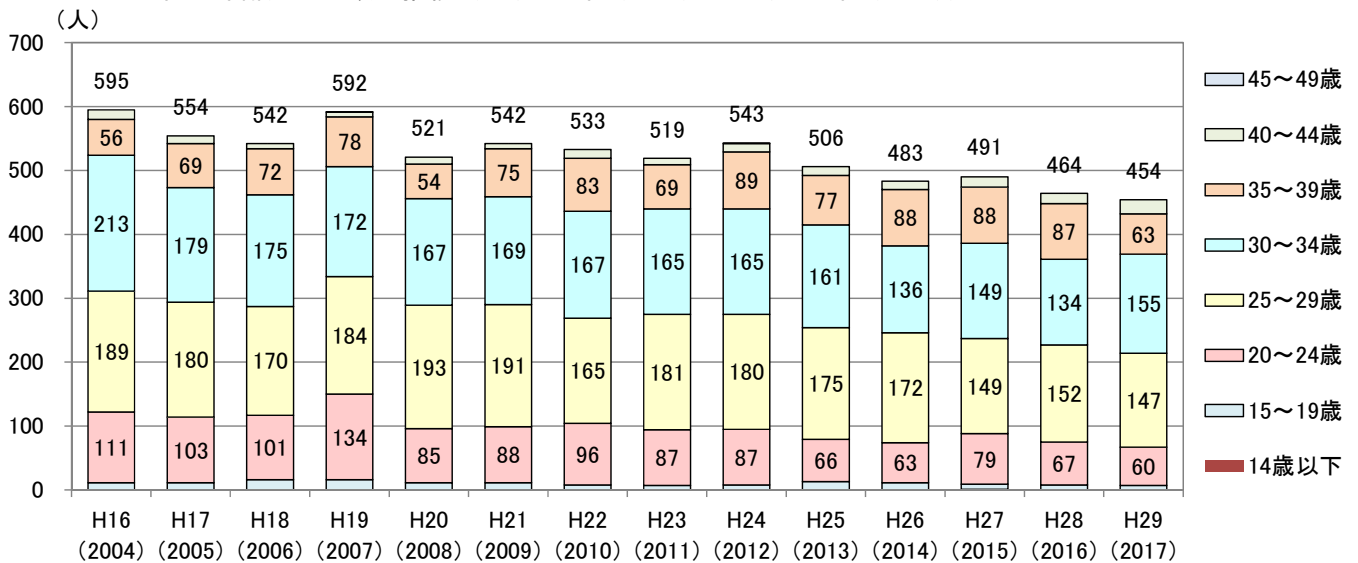
資料：住民基本台帳人口移動報告
(平成 30 年 (2018))

3 合計特殊出生率等の推移

(1) 女性の年齢別出生数の推移

15～49歳の女性が産んだ子どもの出生数の推移をみると、期間全体の推移として、出生数は減少傾向となっており、特に20歳代（20～24歳、25～29歳）、30歳代（30～34歳）の女性の出生数に減少がみられます。

■女性の年齢別出生数の推移（平成16年（2004）～平成29年（2017））

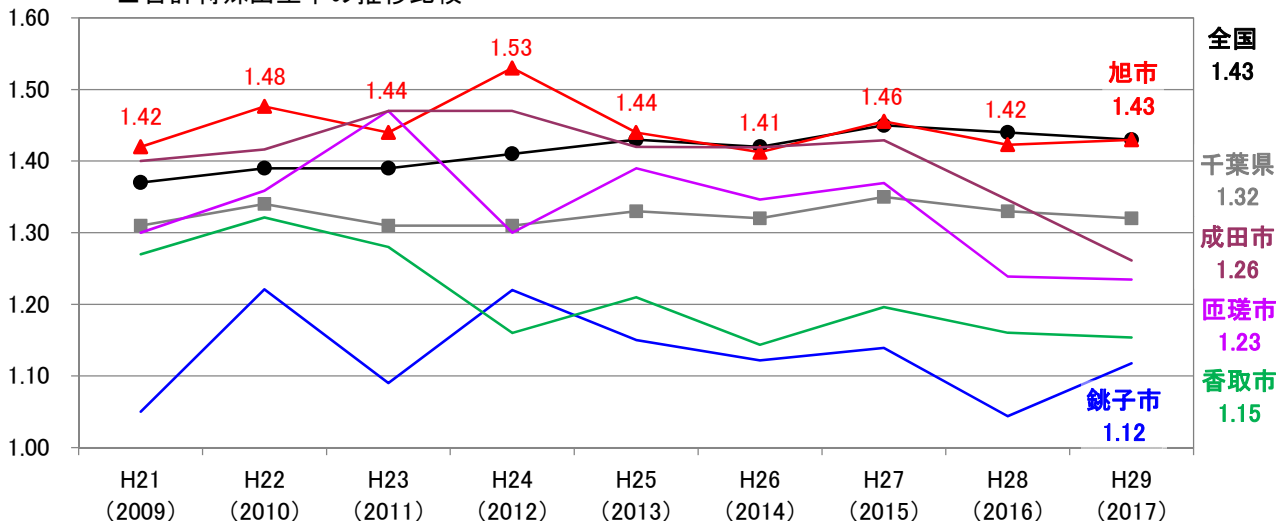


資料：千葉県衛生統計年報

(2) 合計特殊出生率の推移比較

一人の女性が生涯に生む子どもの平均数である「合計特殊出生率」の推移をみると、本市は全国平均と同じ1.43であり、千葉県、周辺市と比較して高くなっていますが、人口を維持するための人口置換水準である2.10には大きく及ばない状況となっています。

■合計特殊出生率の推移比較



資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課

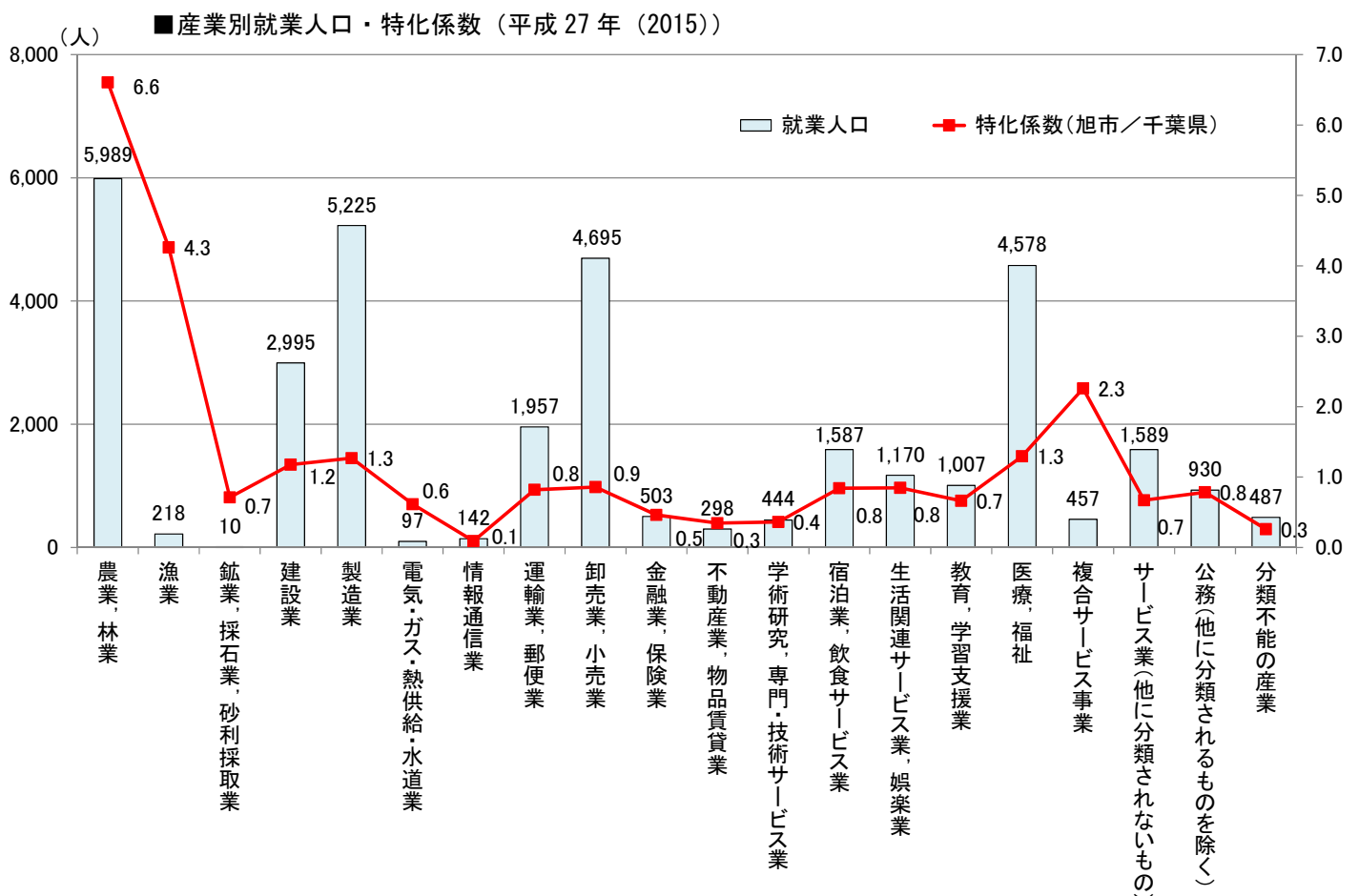
4 就労の状況

(1) 産業別就業人口の状況

産業別就業人口は、農業、製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉の就業者が多くなっています。

また、千葉県を 1.0 とした特化係数※¹ で比べると、基幹産業である農業が、6.6 と突出して高く、また、医療、福祉も旭中央病院の就業者が多いことから 1.3 となっており、本市の特徴を示しています。

一方で、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業は、特化係数が低い状況となっています。



※1 特化係数：構成比を比較した係数（市の×産業の就業者比率÷県の×産業の就業者比率）

◆算出方法の例：「産業 A の就業人口の特化係数」の算出方法

「特化係数」＝旭市「産業 A」人口構成比※2 ÷ 千葉県「産業 A」人口構成比

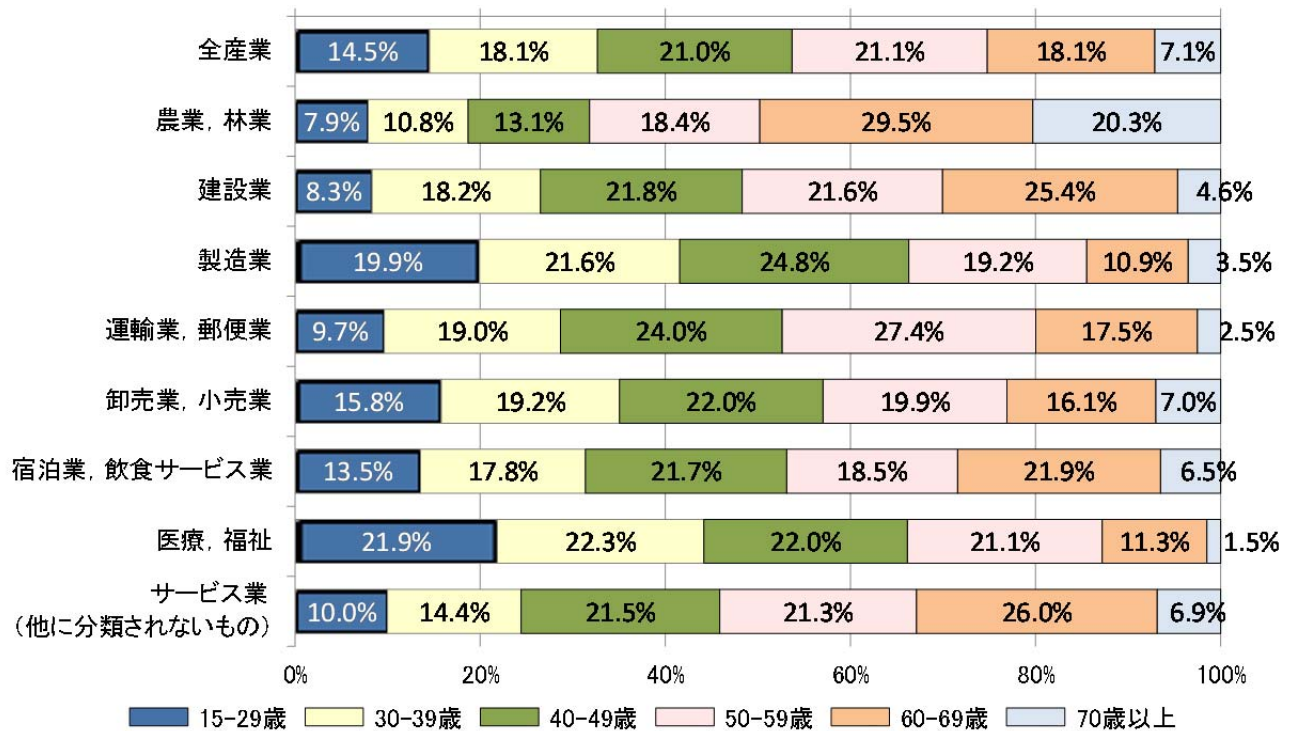
※2 「産業 A」人口構成比＝「産業 A」就業人口数÷就業人口総数

資料：平成 27 年（2015）国勢調査

(2) 産業別年齢構成の状況

主な産業の就業者の年齢構成をみると、本市の特徴的な産業である医療、福祉は、就業者の約半数を 15～39 歳の若い世代が占めていますが、農業は、50 歳以上の就業者が 3 分の 2 以上を占めており、後継者不足が懸念されます。

■産業別年齢構成の状況（主な産業：平成 27 年（2015））



資料：平成 27 年（2015）国勢調査

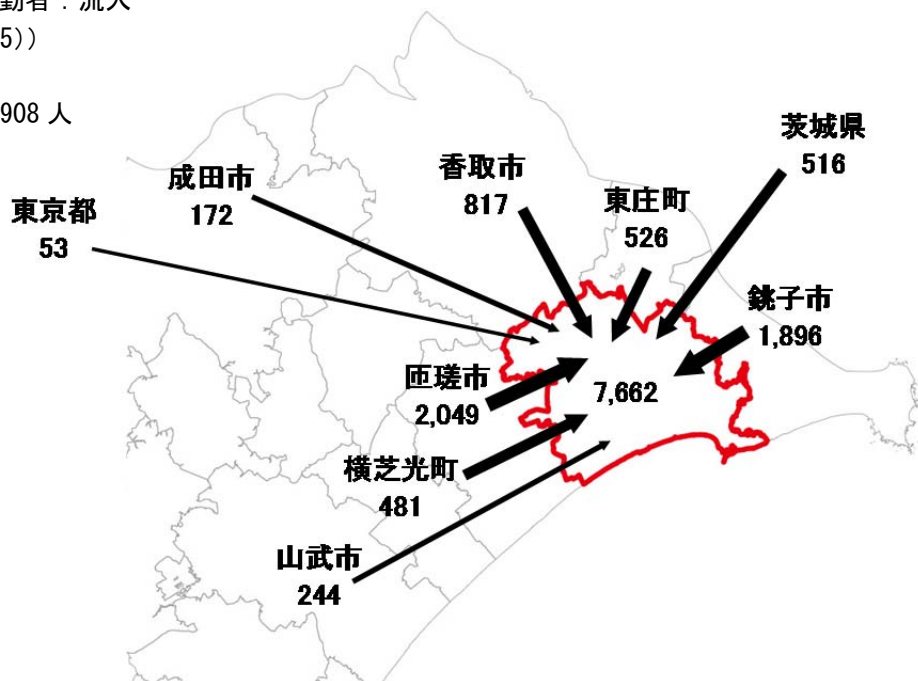
(3) 通勤先の状況

市外からの主な通勤者は、近隣市町からが多くなっており、匝瑳市の 2,049 人が最も多く、次いで銚子市が 1,896 人、香取市が 817 人となっています。

また、市外への主な通勤者は、千葉市や東京都に一部依存しつつも、近隣市町が中心であり、匝瑳市が 2,340 人で最も多く、次いで銚子市が 2,068 人、香取市が 1,183 人となっています。

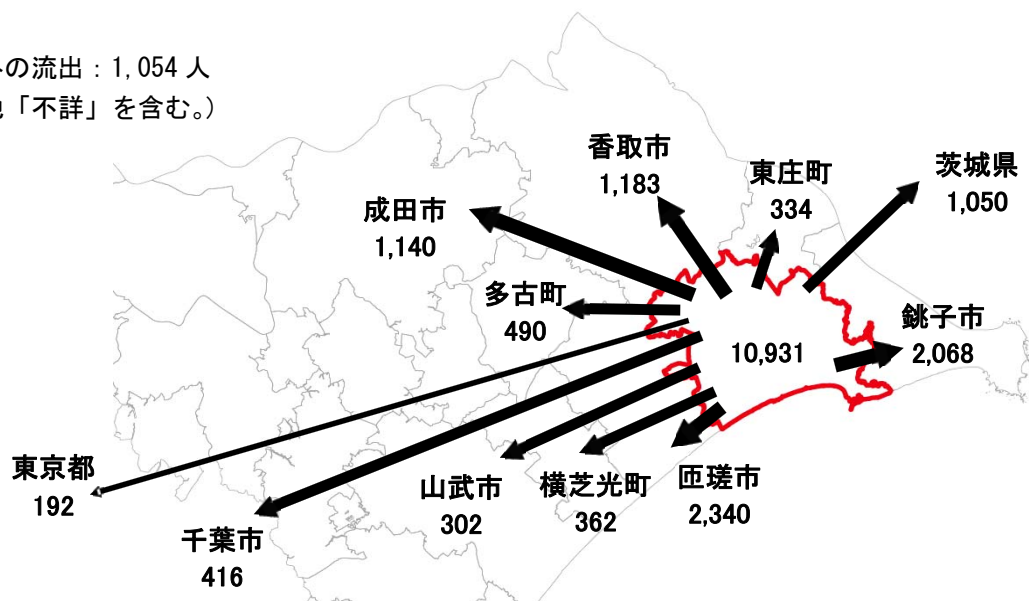
■主な市外からの通勤者：流入 (平成 27 年 (2015))

右図以外の流入：908 人



■主な市外への通勤者：流出 (平成 27 年 (2015))

右図以外の流出：1,054 人
(従業地「不詳」を含む。)



資料：平成 27 年 (2015) 国勢調査

第2 将来人口の推計と行政経営に与える影響

社人研と内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート」を活用して、旭市独自の将来人口を推計し、出生や移動（転入・転出）が将来人口に及ぼす影響についての分析を行います。

1 将来人口の推計

（1）総人口の将来比較

本市では、前戦略を策定する際、将来人口の目標値を設定するため、人口ビジョンを策定し、次のとおりシミュレーションを行いました。

■総人口の推計（第1期：パターン1、パターン2、シミュレーション1～6）

		推計方法	令和22年 (2040年)	令和42年 (2060年)
国 提 供	パターン1	社人研推計準拠 全国の移動率が今後縮小すると仮定した推計。	51,532人	38,270人
	パターン2	日本創成会議推計準拠 全国の移動率が、平成22年(2010年)～27年(2015年)の推計値と同水準(縮小しない)と仮定した推計。	49,522人	—
	シミュレーション1	パターン1をもとに、合計特殊出生率のみが、人口置換水準「2.07(2040年)」まで上昇すると仮定した推計。 なお、人口移動については、パターン1と同様。	54,671人	45,078人
	シミュレーション2	パターン1をもとに、合計特殊出生率が、人口置換水準「2.07(2040年)」まで上昇し、かつ人口移動については、転出超過の現状を改善して、ゼロ(転入・転出数が同数)と仮定した推計。	57,886人	50,279人
旭 市 独 自	シミュレーション3	パターン1をもとに、合計特殊出生率のみが、実績「1.48」のまま、将来も推移すると仮定した推計。 なお、人口移動については、パターン1と同様。	52,429人	39,831人
	シミュレーション4	パターン1をもとに、合計特殊出生率が、実績「1.48」のまま将来も推移し、かつ人口移動については、転出超過の現状を改善して、ゼロ(転入・転出数が同数)と仮定した推計。	55,370人	44,013人
	シミュレーション5	パターン1をもとに、合計特殊出生率のみが、国民希望出生率※「1.8(2030年)」まで上昇すると仮定した推計。 なお、人口移動については、パターン1と同様。	54,170人	43,350人
	シミュレーション6	パターン1をもとに、合計特殊出生率が、国民希望出生率※「1.8(2030年)」まで上昇し、かつ人口移動については、転出超過の現状を改善して、ゼロ(転入・転出数が同数)と仮定した推計。	57,327人	48,185人

※国民希望出生率：若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の出生率

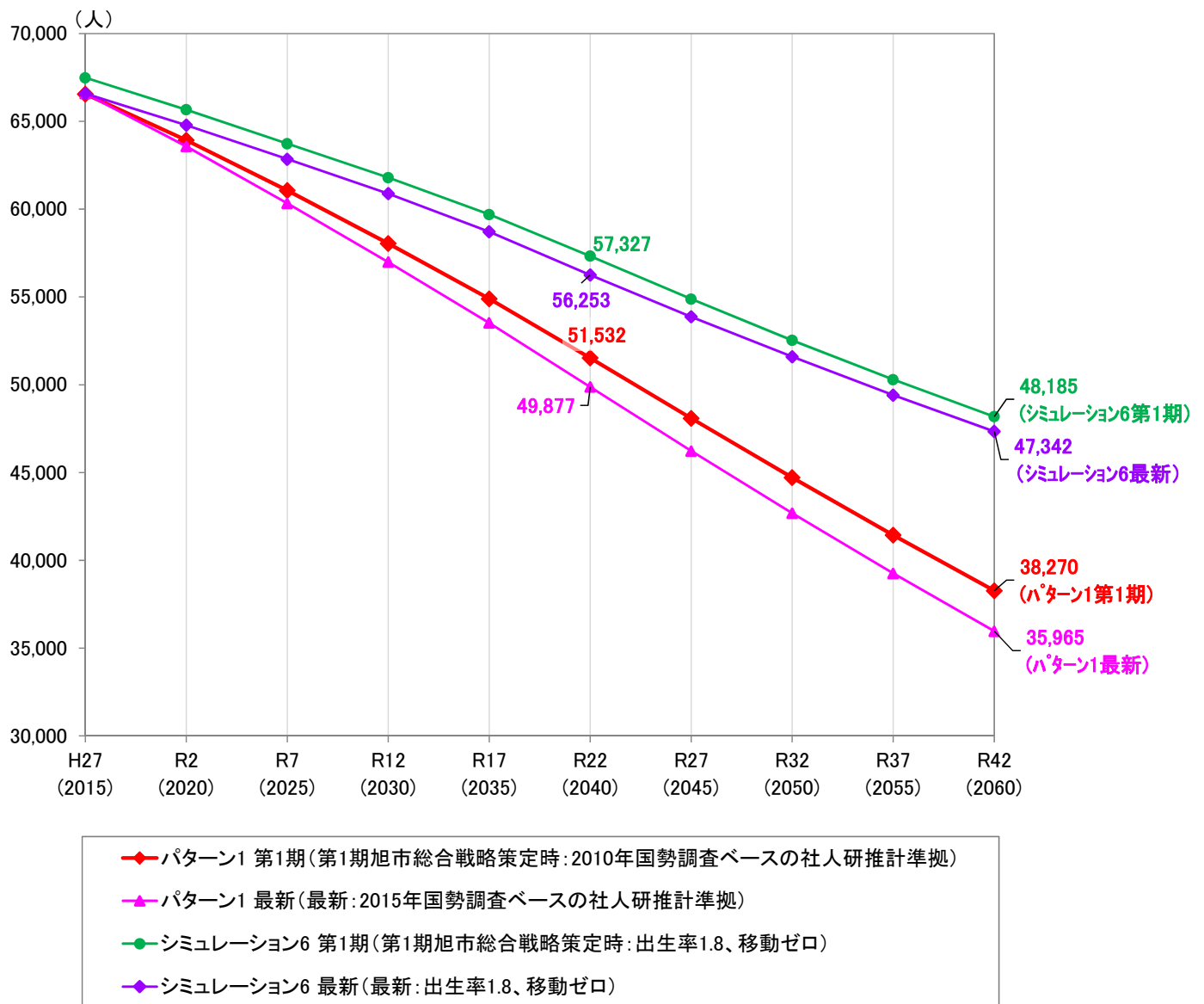
第2期では、社人研推計準拠のパターン1とシミュレーション6との比較に関して、前戦略策定時と最新の数値で比較しました。

令和42年(2060年)における社人研推計準拠での比較では、38,270人と推計された人口は、35,965人となり、前戦略策定時よりも2,305人減少していくと推計されています。

また、シミュレーション6も同様に同じ推計方法で算出したデータでの比較では、48,185人と推計された人口が47,342人となり、前戦略策定時よりも843人減少する、との結果になりました。

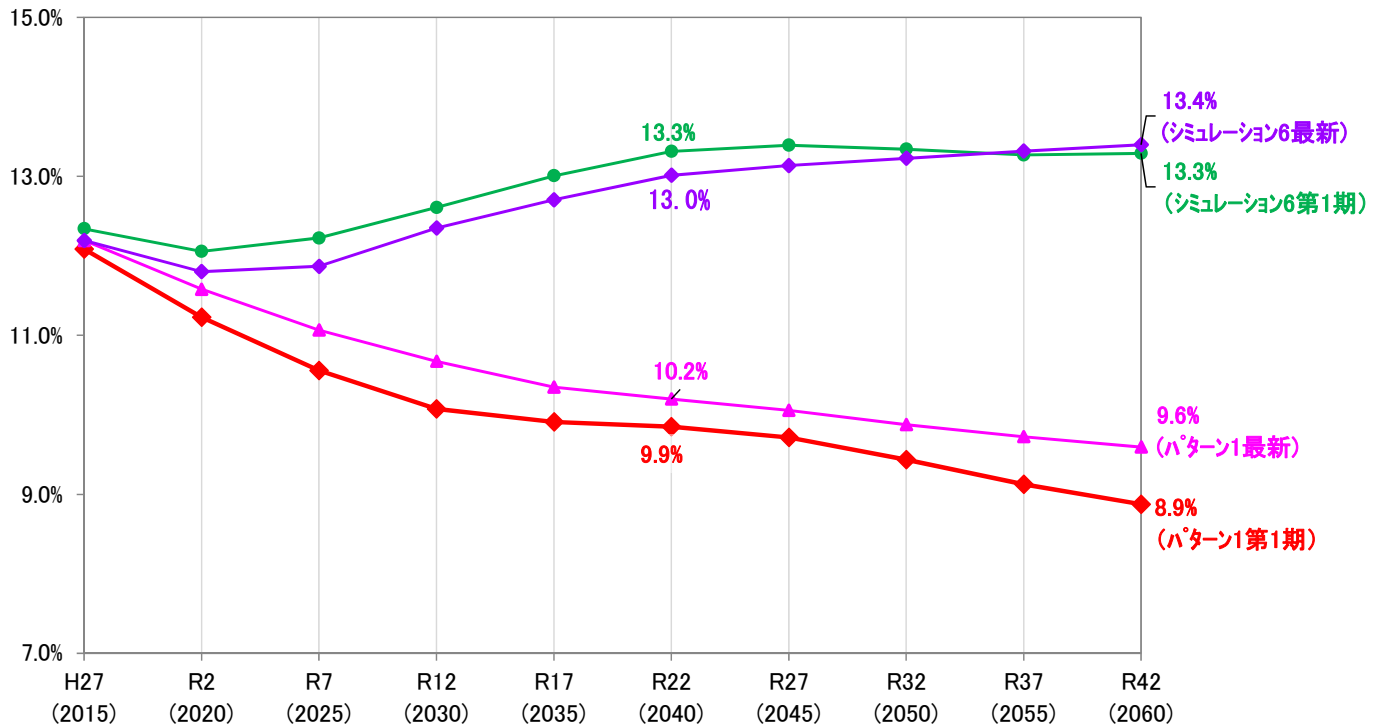
いずれも、前戦略策定時よりもさらに厳しい状況になっています。

■総人口の推計（パターン1の第1期と最新、シミュレーション6の第1期と最新）

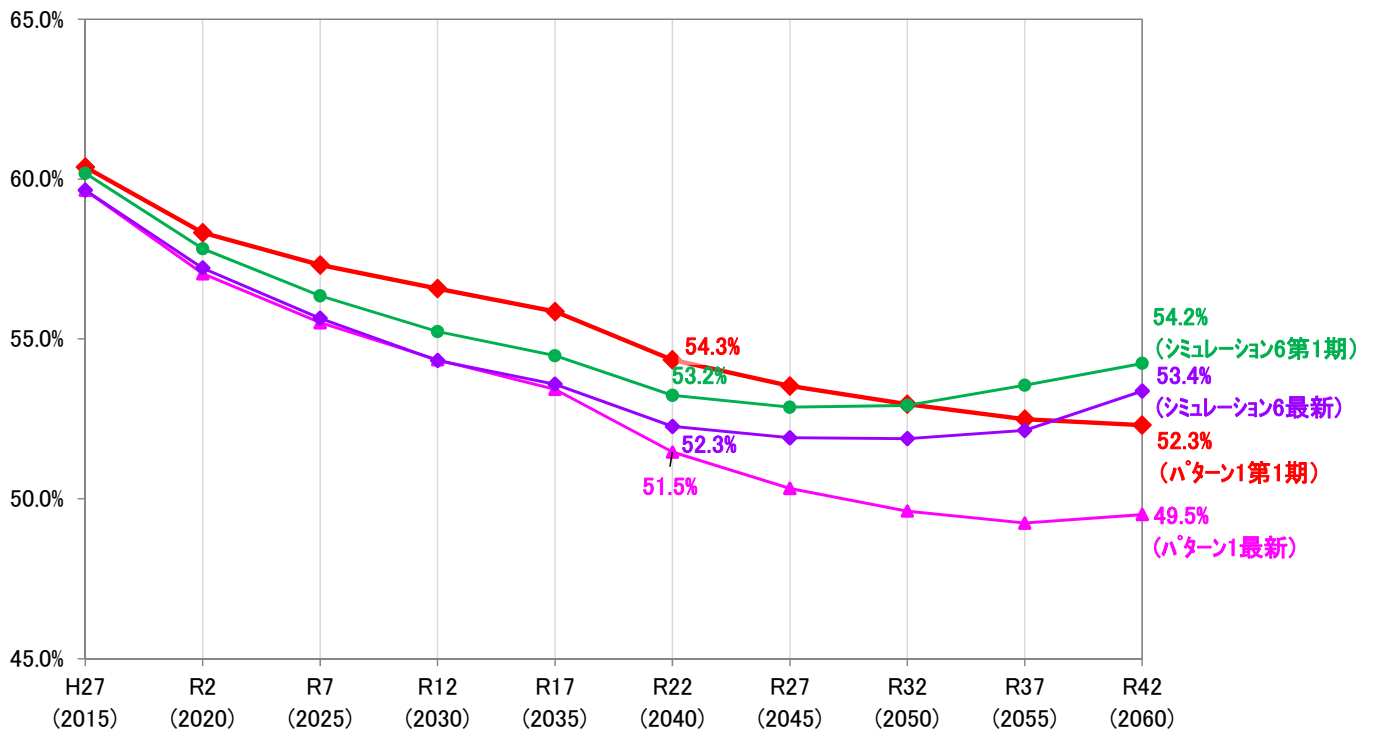


(2) 年齢3区分別人口の将来比較

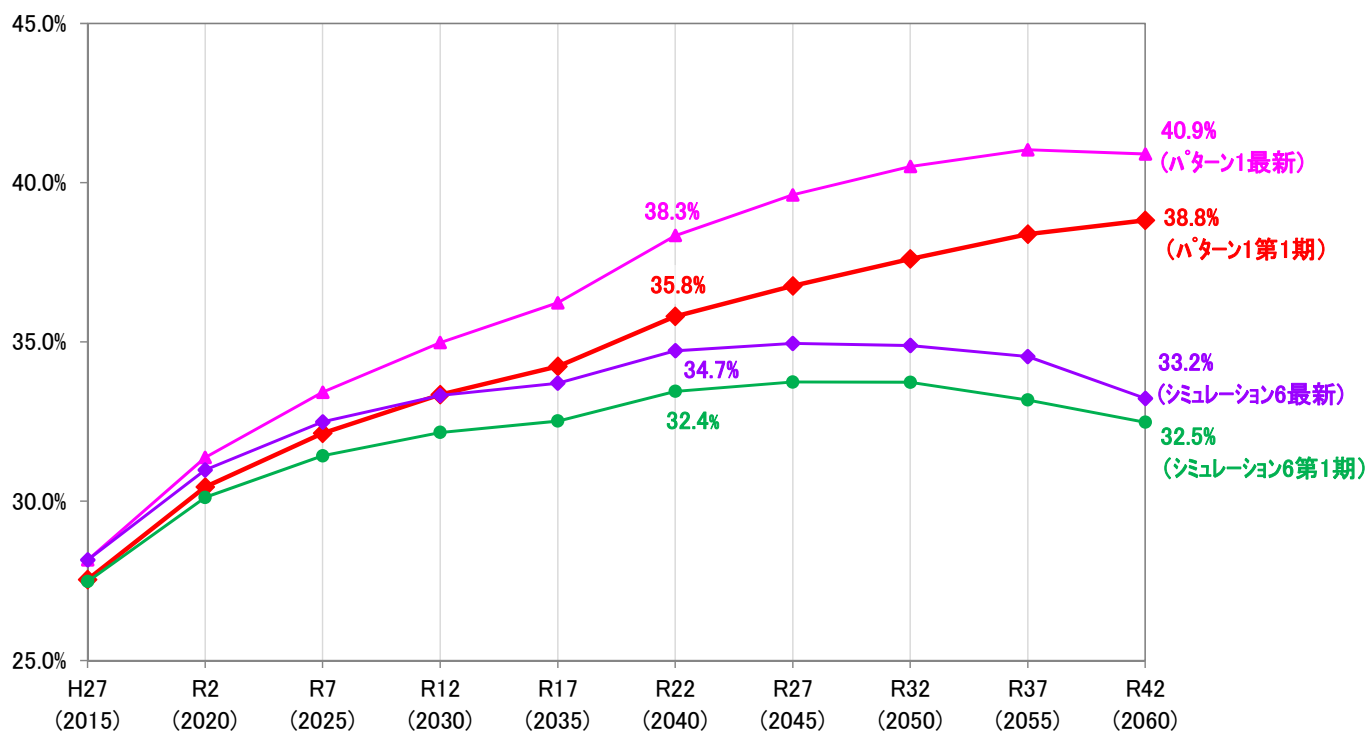
■年少人口（0～14歳）比率の推計（パターン1の第1期と最新、シミュレーション6の第1期と最新）



■生産年齢人口（15～64歳）比率の推計（パターン1の第1期と最新、シミュレーション6の第1期と最新）



■老年年齢人口（65歳以上）比率の推計（パターン1の第1期と最新、シミュレーション6の第1期と最新）



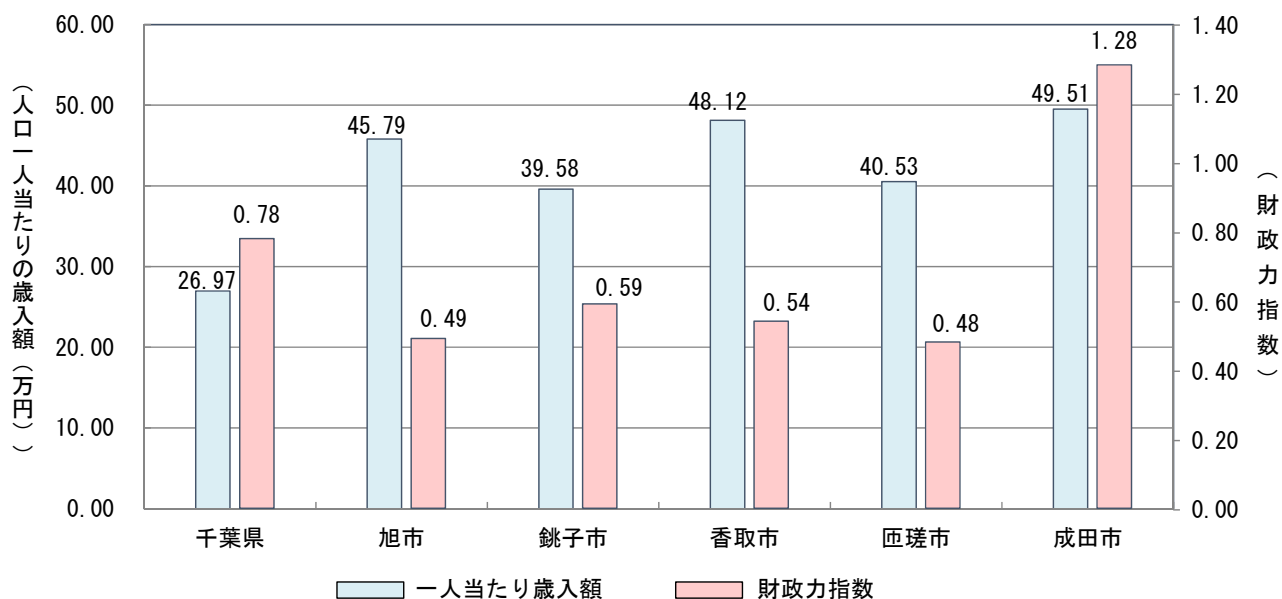
2 人口の変化が行政経営に与える影響

(1) 財政への影響

本市の人口一人当たりの歳入額は、周辺市と比較して高くなっていますが、財政力指数※は0.49となっており、県内でもやや低い数値となっています。

今後は、人口減少と少子高齢化により、生産年齢人口の減少に伴い財政状況が一段と厳しくなることが見込まれます。

■人口一人当たり歳入額、財政力の比較



※財政力指数：(1) 基準財政収入額 ÷ (2) 基準財政需要額

(1) 基準財政収入額：自治体の標準的な税収

(2) 基準財政需要額：自治体が標準的な行政活動を行うために必要な財政規模

資料：平成29年度（2017）市町村別決算状況調（総務省）

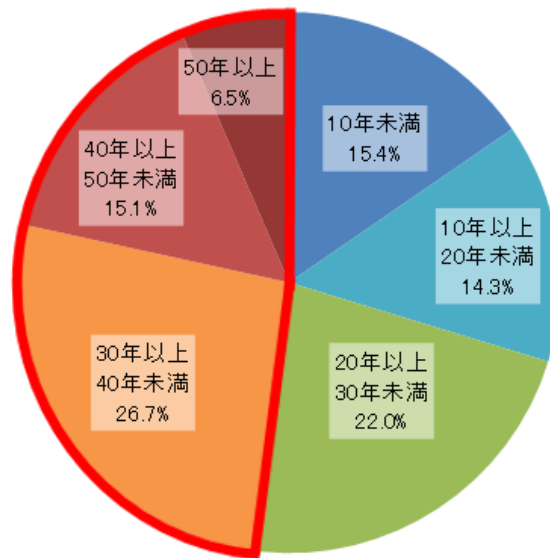
(2) 公共施設の維持管理・更新等への影響

本市が保有する公共施設（建物）は、築 30 年超の老朽化した公共施設が 48.3%を占めています。

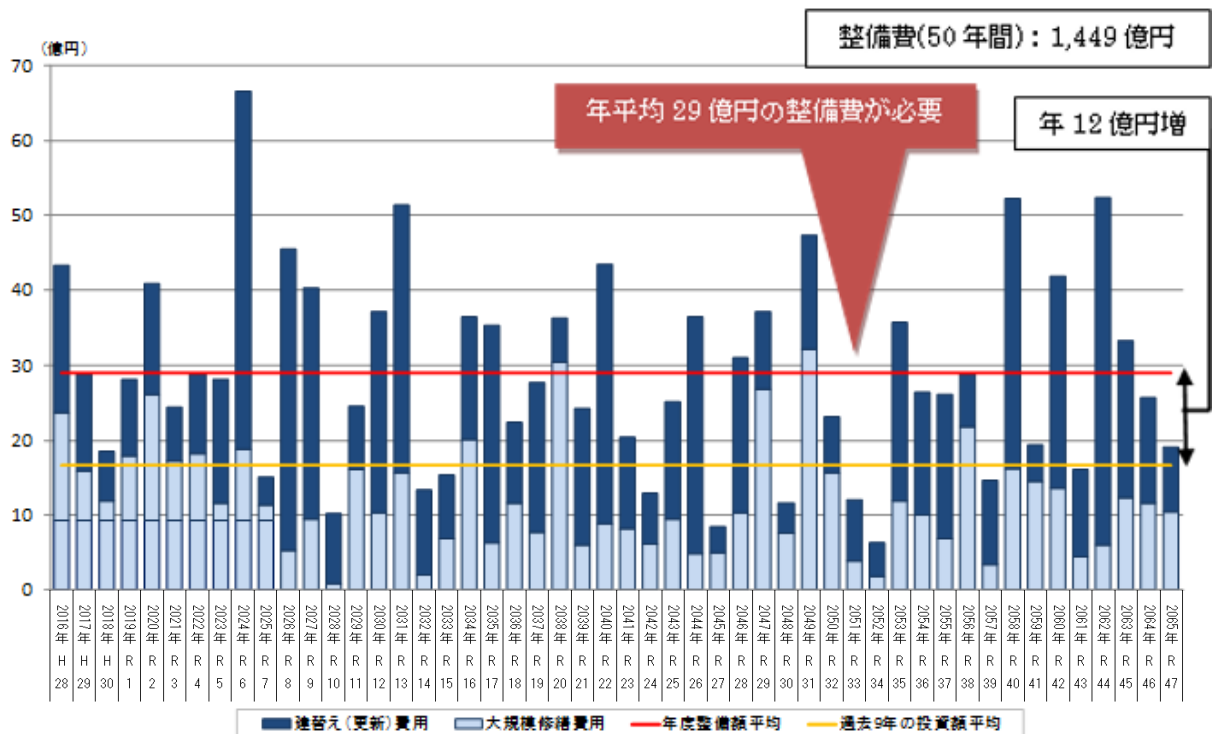
公共施設将来施設整備費推計によると、現状の施設数のまま更新を行っていくと 50 年間で 1,449 億円（年平均 29 億円）の整備費が必要になります。

■築年別床面積割合

築 30 年以上の
建築物は 48.3%で
約半数を占める



■公共施設将来施設整備費推計



資料：旭市公共施設等総合管理計画 平成 28 年（2016）9 月

第3 目指すべき将来の方向

人口の現況と課題を整理して将来の人口を展望し、人口に関して、本市が目指すべき将来の方向を示します。

1 人口の将来展望

(1) 現況と課題

本市は、平成7年(1995年)をピークに人口減少が始まりました。

総人口の推移に影響を与える出生・死亡数(自然増減)については、平成14年(2002年)以降、出生数が死亡数を大きく下回り、また、平成21年(2009年)から平成25年(2013年)の合計特殊出生率では、本市は全国平均と同じ1.43であり、千葉県、周辺市と比較して高くなっていますが、ここ数年では、全国平均を維持している状況です。過去10年で最も高い出生率1.53(平成24年)でも人口置換水準の2.10には大きく及ばず、人口減少を抑止していく上では、依然として十分な水準ではありません。

転入・転出数(社会増減)については、転出が転入を上回る「転出超過」となっていますが、周辺市と比較すると社会増減の差はやや小さい状況がみられるほか、男女別・年齢階級別の人口移動では、市外への進学等に伴う転出者数に対して、Uターン就職等に伴う転入者数は、近年減少の傾向にあり、特に若い世代の女性は、一貫して転出超過の状態が続いています。

これらの現況から、本市における人口減少の理由として、社会減による影響よりも自然減による影響が大きいものの、今後は社会減による影響も顕在化することが懸念されます。

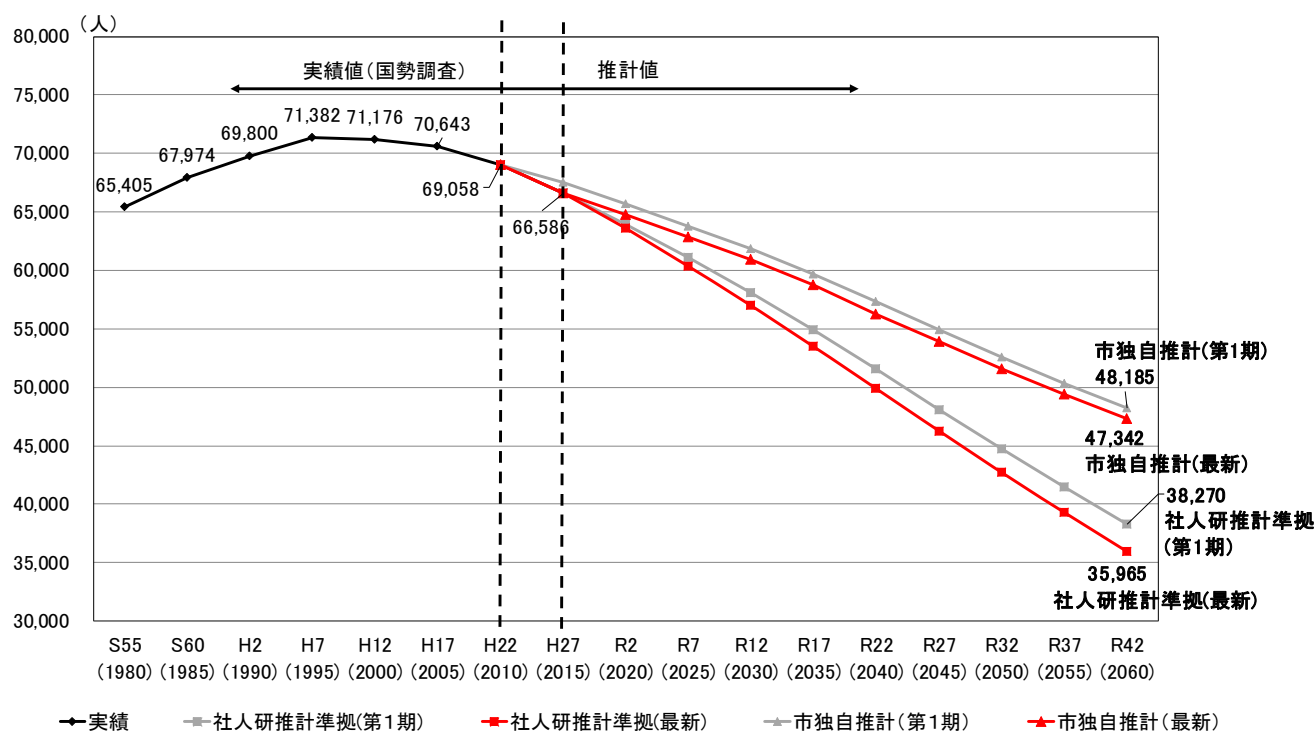
社人研の推計からも、以前より厳しい状況と推計されているように、今後、少子高齢化に加え、若者・子育て世代の流出と、その後の人口の復元力が弱いことから、さらに人口減少に陥ることが予想され、これまで以上に強力に各施策を推進していく必要があります。

(2) 将来人口の目標

社人研推計準拠パターン1とシミュレーション6の前戦略策定時と最新のそれぞれを比較すると、いずれも前戦略策定時よりもさらに厳しい状況となっています。

社人研推計準拠パターン1では、38,270人が35,965人となり2,305人の減少、シミュレーション6では48,185人が47,342人となり843人の減少という結果になりました。

■将来人口の推計（総人口の推移：昭和 55 年（1980）～令和 42 年（2060））



本市の将来人口の目標値を達成するための仮定値として採用したシミュレーション 6 の最新の数値をもとに算出した推計では 47,342 人となっています。

しかしながら、人口減少対策は、長期的な視点を持つことが重要であることから、令和 42 年（2060 年）に 48,000 人という本市の将来人口の目標値は修正せず、総合戦略の計画期間ごとにシミュレーション 6 と現状を分析することにより課題を抽出し、計画期間ごとの短期的な目標値を設定していきます。

将来人口の目標
48,000 人（令和 42 年（2060 年））

【新たな将来人口の目標とする仮定値】

◆合計特殊出生率

令和 12 年（2030 年）に国民希望出生率の 1.80、その後令和 42 年（2060 年）まで維持する。

◆移動率

転入・転出による社会増減を転入超過と見込む。

今後、生涯活躍のまち・あさひ形成事業を含む重点戦略など、人口増加につながる施策を実施することで着実に効果が反映され、合計特殊出生率を将来人口の目標とする仮定値に改善させることで引き続き 48,000 人を目指します。

2 目指すべき将来の方向

本市の現況と課題を踏まえ、市民が安心して暮らし、働き、子どもを産み育て、持続可能な「旭」を構築していくためには、出生率の向上による自然動態の改善と、移住・定住人口、交流人口、関係人口の増加による社会動態の改善により、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図る必要があります。

また、人口減少・超高齢社会を前提とした、効率的かつ効果的な社会基盤づくりの視点を持つ必要があります。

今後の取組においては、国も示している「継続を力にする」ため、引き続き若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援等を行うことで人口減少対策に全力を注ぎ、並行して、超高齢社会等へも対応のできる将来を見据えた持続可能な社会基盤の構築を図り、誰もが「住みたい」、「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また戻ってきたい」と思えるまちを市民とともに目指していきます。

第3編 総合戦略

第1 基本的な考え方

1 計画の役割・特色

旭市総合戦略は、新たなまちづくりを進めるための市政運営全般の指針を示すとともに、市民、地域、団体、企業、行政等がともに手を携えて、協働してまちづくりに取り組むために必要な施策の方向を体系的に整理したものです。

重点戦略では、人口減少の克服と本市の地方創生を確実に実現していくため、5つの政策原則である、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を基本としつつ、多様な関係者との連携、政策間連携、地域間連携も重要な考え方として位置付けし、関連する施策を展開します。

また、すべての施策を画一的に展開するだけでなく、国の示す新たな視点を可能な限り取り入れ、人口減少対策に最も有効な施策を重点施策として位置付け、「まち」、「ひと」、「しごと」の好循環を生み出していくために積極的な事業展開をしていきます。

2 計画期間

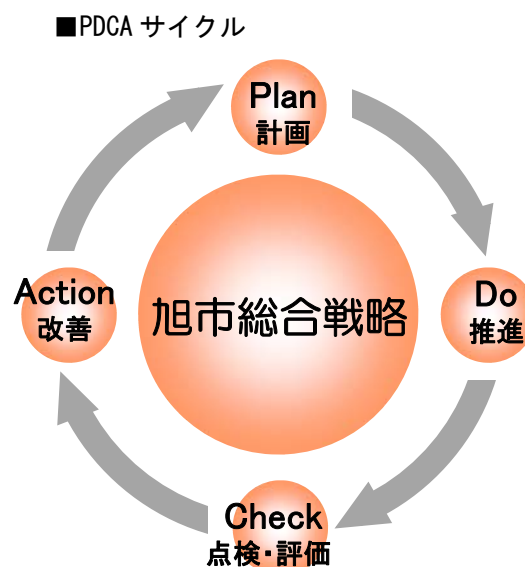
旭市総合戦略の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

3 進行管理

計画の進行管理については、各施策の効果を客観的に検証できるように、施策の展開ごとに重要業績評価指標（KPI）※を設定します。

また、設定した数値目標等をもとに、実施した施策、事業の効果を外部有識者等の参画により検証し、必要に応じて総合戦略の見直しを行い、PDCAサイクル（計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action））を確立します。

※重要業績評価指標（KPI）：組織の目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。



第2 旭市が目指す将来の姿

1 将来都市像

持続可能な“まち”の実現のためには、旭市で生まれ、育ち、暮らしている市民の誰もが、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりの視点が重要です。

また、訪れる多くの人たちにも、住んでみたいと感じてもらうためには、旭市の魅力をこれまで以上に発信していく必要があります。

今後のまちづくりには、本市の持つ地域資源である診療圏人口100万人を誇る旭中央病院や県下一盛んな農業とそれを基盤とした商工業、また、豊かな食文化や自然環境等を、市民の「宝」として、さらに磨きをかけ、最大限に生かしていくこととします。

そのためには、自分たちの住んでいるまちを知り、市民の誰もが旭市に愛着を持ち、相互に支え合う人づくりに取り組み、多くの人に「訪れたい」「住んでみたい」「働いてみたい」「学んでみたい」と感じてもらうことが大切です。

その上で、人や企業が集まる賑わいと希望に満ちたまちを目指します。

「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」 ～ 三郷の実現から発展へ ～

三郷：「医療・福祉の郷」「食の郷」「交流の郷」

2 土地・空間利用の基本的な考え方

市内の土地及び空間は、市民にとって大切な資源であり、生活や生産に通じる諸活動の重要な基礎となります。この資源を最大限に活用するため、交通の利便性や社会経済情勢の変化等を考慮し、将来に向けた発展性、安全・安心の向上等を踏まえて、人や企業に選ばれる土地・空間利用の方向性を示します。

【ゾーニング】

市域の土地・空間の効果的な機能分担を図るため、土地利用における主要な活用方法のゾーニング※を定め、適正な利用を進めます。

また、市域を「住居系ゾーン」、「商業系ゾーン」、「農業系ゾーン」、「水産系ゾーン」、「緑地系ゾーン」の5つのゾーンに区分し、各ゾーンの特長や地域資源を生かしたまちづくりを進めます。

さらに地域行政や交流等の核となる「都市拠点」、「地域生活拠点」、「医療福祉拠点」、「交流拠点（道の駅）」、「工業拠点」、「環境衛生拠点」、「歴史・文化拠点」、「健康・スポーツ・レクリエーション拠点」の整備に取り組むとともに、「海浜・リゾートレクリエーション軸」の形成を進めます。

※ゾーニング：都市計画や建築プランなどで、空間を用途別に分けて配置すること。

【地域特性を生かした土地利用の推進】

複数の連携軸が交わる拠点には、住宅、賑わい施設、産業等の複合的な活用を進め、移住・定住人口、交流人口、関係人口の増加を図るとともに、地域の基幹的な中核病院である旭中央病院及び周辺の福祉関連施設一帯を医療・福祉拠点として位置付け、医療・福祉サービス機能の充実と交通アクセス等利用しやすい環境整備と有効利用を進めます。

■土地・空間利用イメージ図



3 基本目標

将来都市像の実現に向けて、戦略的に推進していくための4つの基本目標を掲げ、具体的な施策を実行していきます。

① 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり

産業の振興や新たな雇用の場を創出することで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指します。

② 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり

結婚・出産から子どもの自立までを総合的に支援し、子どもから高齢者、障がいを持つ人や男女の区分なく誰もが生きがいを持てるまちを目指します。

③ ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

地域の総合力を高め、住みやすい環境づくりを進めるとともに、住んでよかったと思えるまちづくりを目指します。

④ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

市民が、生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、生きがいを持って安心して暮らし続けることができるよう、多様な主体が連携して地域を支える仕組みを目指します。

第3 重点戦略

1 重点施策

将来都市像を実現するためには、すべての施策を画一的に展開するだけでは、着実な目標達成が見込めません。旭市総合戦略では、多様に絡み合う横断的な課題を解決するため、必要性、重要性を考慮した上で、積極的に取り組む施策を明確にする必要があります。

このことから、重点的、横断的に取り組む施策を「重点施策」と位置付け、積極的な事業展開をしていきます。

重点施策

- ① 地産振興プロジェクト
- ② 子宝育成プロジェクト
- ③ 故郷創出プロジェクト
- ④ 安心形成プロジェクト

重点施策① 地産振興プロジェクト

(1) 数値目標

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
開設法人の年間件数(法人事業所届出書を受理した件数)	平成 30 年度	54 件	62 件

(2) 現況と課題

本市の農業産出額は全国トップクラスで、農家1戸当たりの産出額も増加傾向ですが、一方では、営農者の高齢化や農業所得の減少等、今後の農業をめぐる環境は厳しく、農家数及び経営耕地面積も緩やかな減少傾向となっています。そのため、千葉県や農業協同組合との連携を強化しながら、本市の基幹産業である農業の将来の課題を見極め、後継者や農業労働力の確保などの対策を講じる必要があります。また、若い担い手への農地集積の推進や営農に関する助言、農地の確保、資金の支援、法人化、法人からの参入の相談など、農業経営基盤の強化が求められています。さらに、観光農園などの起業支援、誘致を進め、観光との連携強化が必要です。

水産業は、水産資源の減少や担い手の高齢化、後継者不足等により経営環境は厳しさを増しており、漁獲物等販売金額は横ばいながらも、経営体数は減少傾向となっています。

工業は、あさひ鎌数工業団地を中心に、優良企業の誘致に努めてきましたが、分譲が完了したことから、今後は、既存企業の生産増強について、支援を強化していく必要があります。

商業は、国道126号沿道に立地する大規模ショッピングセンターや多数のロードサイドショップを中心に発展しています。一方、駅周辺等の既存商店街では集客力が低下し、後継者不足も相まって空き店舗が目立っており、商店数、年間商品販売額は減少傾向が続いています。商業集積の魅力を高めるため、商店街の空き店舗の活用について検討を進める必要があります。

雇用情勢は、近年の好調な経済状況を反映し求職者に有利な状況になっていますが、企業においては人手不足の状態が続いているため、高校生、大学生などが地元で就職できるよう就職支援を行っていく必要があります。

観光は、海水浴場や飯岡刑部岬展望館～光と風～、大原幽学遺跡史跡公園、七夕市民まつり等、幅広い観光資源がありますが、多くが夏季の日帰り型の観光に偏っています。

道の駅「季楽里あさひ」では、平成30年(2018年)に年間115万人の来場者があり、直売施設の運営や自主事業の実施により、年間売上額についても7億5,200万円と計画を上回る成果を挙げています。しかし、農畜水産物については、全国有数の産出額がありながら、認知度は高いとは言えない現状であることから、本市の特産品を活用し、道の駅オリジナル商品の開発やイベントを実施するとともに、ホームページ等の媒体も活用し市内外に情報発信を行い、旭市の魅力を積極的に伝えていかなければなりません。

(3) 方向性

産業の振興及び雇用の創出は、地域の活力と持続可能性の基礎となるものです。そのため、本市の農業のさらなる発展を図るため、担い手となる、認定農業者等の育成・確保や農用地の効率

的な利用、生産力の強化に取り組めます。また、地場産業の連携を図るとともに、魅力的なプロモーションを行うため、道の駅「季楽里あさひ」や地域団体、経済団体等が連携し、多様で付加価値の高い産業の集積を促進することで、社会経済環境の急激な変化にも耐えることができる、強い地域産業構造の構築を目指します。

また、安定した雇用を創出するため、企業のさらなる設備投資の促進や事業拡大を推進するほか、市内企業の市民雇用に対する奨励措置や、新規創業者及び事業承継に対する支援などにより、働く世代が地域にとどまりたいと思うような就労を支援する取組を進めます。

◆農業経営基盤と生産力の強化

- ・旭市担い手育成総合支援協議会において、地域農業の担い手である認定農業者等の育成や後継者の確保をするとともに、経営が安定するための総合的な支援を進めます。
- ・担い手に農用地の利用集積を進めることにより、農用地の効率的な利用と遊休農地の防止に取り組めます。
- ・産地の生産力を強化するため、農産物の安定供給や省力・低コスト化技術による生産性の向上、農業経営の規模拡大への支援に取り組めます。

◆道の駅「季楽里あさひ」との連携

- ・特産品を使ったオリジナル商品の開発、各種イベントを実施していきます。
- ・地元高校との連携による新たな商品やレストランメニューの開発に取り組めます。
- ・より新鮮な農産物等を安定的に供給できるよう商品の集荷体制の整備を検討します。
- ・ホームページ、フェイスブック等を積極的に活用し、各種イベント、新商品、季節の商品などの案内を発信し、市内外に本市の地場産品をPRしていきます。

◆雇用の推進や起業・創業への支援

- ・旭市地域職業相談室を周知して利用者の増大を図り、就職支援を行います。
- ・新たな挑戦や起業・創業をしようとする方への支援に取り組めます。
- ・旭市雇用対策協議会と連携し、市内企業と求職者のマッチングの場の創出や、ハローワーク銚子、旭市商工会などと連携し、安定した雇用の確保のための事業を実施します。

(4) 主な事業内容と重要業績評価指標 (KPI)

◆主な事業内容

事業名	事業内容
農業経営基盤強化促進事業	安定的な農業経営を行おうとする地域の担い手（認定農業者等）を育成・確保するとともに、農用地の利用集積や経営の合理化等を促進するため、総合的な支援を行います。
新規就農総合支援事業	新規就農者の確保と育成を図るため、総合的に支援します。
園芸生産強化支援事業	農産物の安定供給と省力・低コスト化技術による経営規模拡大の推進と産地の生産力強化を図ります。
道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成	観光や文化をはじめとした情報発信機能と農水商工業が連携した「食の郷旭市」の産業・観光・地域の振興、シティセールス※、交流、地産地消の推進を図ります。

事業名	事業内容
観光イベント事業	観光イベントの支援やテレビ、ラジオ、ポスター等による観光イベントのPRを行います。
成田空港の活用	成田空港活用協議会等と連携し、成田空港を活用した効果的な情報発信を通じて、産業や観光の振興に取り組みます。
観光資源創出プロモーション事業	観光キャンペーンの実施やマスコミ等を活用した観光及び特産品のPRを行います。
地域職業相談室運営支援事業	就業希望者に求人・求職情報等を提供する地域職業相談室に補助員を配置し、利用者の利便性の向上を図ります。
創業支援事業	創業支援ワンストップ相談窓口の設置や、商工会との連携により創業支援セミナーを開催し、起業・創業などを支援します。
旭市雇用対策協議会との連携	旭市雇用対策協議会と連携し、市内企業による会社説明会や地元企業への就労促進を実施します。通常個別に対応している求職者との面接や会社説明を合同で行います。
企業誘致等支援事業	新規立地企業や一定以上の設備投資を行った既存企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付により産業振興を図ります。 関係機関との連携による情報収集・共有のほか、企業とのマッチングの場に参加し企業誘致を推進します。

※シティセールス：「まちを売り込む」ことであり、都市の魅力を地域内外へ効果的にアピールすることで、人・モノ・お金・情報を呼び込み、地域を活性化し持続的に発展させようとする方策のこと。

◆重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値の年度	現状値	目標値(2024)
農業産出額	平成29年度	582 億円	590 億円
道の駅「季楽里あさひ」年間売上額	平成30年度	7 億 5,200 万円	8 億円
旭市地域職業相談室における就職紹介率 (就職者数／紹介数)	平成30年度	34.1%	34.5%

重点施策② 子宝育成プロジェクト

(1) 数値目標

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む子どもの平均数）	平成 29 年	1.43	1.60
出生数	平成 30 年	396 人	488 人

(2) 現況と課題

本市の未婚率は、平成 27 年(2015 年)の国勢調査結果によると、男性は、35～39 歳が 36.3%、40～44 歳でも 32.5%で、5 年前の調査結果より増加しています。また、女性も晩婚化が進み、特に 30～34 歳が 30.8%、35～39 歳が 22.0%となっています。

合計特殊出生率をみると、本市は全国平均と同じ 1.43 であり、千葉県、周辺市と比較して高い状況ですが、過去 10 年で最も高かった平成 24 年(2012 年)の 1.53 でも、人口を維持するための人口置換水準の 2.10 には大きく及びません。

安心して子どもを産み、子育てに喜びや楽しみをもつことで育てようという気持ちが高まるように、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援が求められています。

(3) 方向性

出産や育児にかかる家庭や親の負担を軽減し、市民が安心して働き、結婚・出産・子育てができる社会環境を目指します。

また、子どもたちが確かな学力、豊かな心、健康と体力を身に付け、成長できるよう、学校・家庭・地域とともに子どもの個性や創造性を伸ばす教育に取り組みます。

◆結婚出会いの場づくり

- ・未婚・晩婚化の解消に向け、結婚の出会いの場づくりや情報発信に取り組みます。

◆安心して子育てができる環境の整備

- ・子育て世帯の経済的負担の軽減や、相談を始め切れ目のない支援を図るなど、子どもを安心して育てることができる環境づくりを行います。
- ・保育所の開所時間、土日保育、一時預かり、病児保育、障害児保育等、様々なニーズに応えられるよう保育サービスの充実や、放課後児童クラブの受入体制の整備等、子育て家庭が働きやすい環境を整備します。

◆子どもの育ちを支える教育環境づくり

- ・子どもたちが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、成長していくための基礎となる子どもの育ちを、学校や家庭、地域とともに支えます。

(4) 主な事業内容と重要業績評価指標 (KPI)

◆ 主な事業内容

事業名	事業内容
出会いの場創出事業	後継者の結婚対策等を促進するため、様々な婚活イベントを開催し、出会いの場を提供できるよう支援を行うとともに、関係団体等との連携を図っていきます。
特定不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
出産祝金支給事業	1年以上本市に住民登録があり居住している人で、第1子を養育し第2子以降を出産して養育する父母に10万円、第2子以上を養育し第3子以降を出産して養育する父母に20万円を支給します。
乳幼児紙おむつ給付事業	0歳児、1歳児の乳幼児を養育している人に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給します。
子育て世代包括支援事業	子育て世代包括支援センターにおける相談支援体制を整備し、関係機関との連携による切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消を図ります。
育児支援事業	安心して育児に取り組めるよう、各種教室の開催や訪問指導を実施し、育児に関する知識の普及を図るとともに、育児サークルなどの仲間づくりを支援します。
第3子以降保育料の無料化	子どもが3人以上いる家庭で、保育所・認定こども園等に入所している0歳児から2歳児までの第3子以降で要件を満たす場合、保育料が無料となります。
第3子以降学校給食費の無料化	本市在住で市内小中学校に在学している児童生徒が3人以上の場合、3人目以降の学校給食費を無料にします。
子ども医療費助成事業	本市に在住する0歳から高校生等までの児童・生徒の通院及び入院に要した医療保険適用の医療費を助成します。
放課後児童クラブ運営事業	共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成と子育て支援を図ります。
親と子どもの絆プロジェクト事業	市内の保育所・幼稚園等が親子や世代間、地域の交流事業を実施します。
家庭教育学級の充実	学校、家庭教育指導員や社会教育指導員と連携しながら、各学校での家庭教育学級や合同での学習会・講演会を通して、親の役割、子どもの心の理解等、家庭での教育について考えを深め、また、保護者同士が互いに支え合える関係づくりを図ります。

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
年間婚姻数 (出会いの場創出事業)	平成 30年度	10件	12件
乳幼児紙おむつ購入券給付件数	平成 30年度	857件	880件
家庭教育学級生(小1、中1の保護者)の合同学習会(2回)の参加率	平成 30年度	46.0%	49.8%

重点施策③ 故郷創出プロジェクト

(1) 数値目標

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
人口の社会増減（転入・転出数の差）	平成 30 年	-11 人	増加

(2) 現況と課題

本市の転入・転出数(社会増減)は、平成 14 年(2002 年)以降、平成 17 年(2005 年)、平成 27 年(2015 年)、平成 28 年(2016 年)を除き、転出が転入を上回る転出超過となっていますが、周辺市と比較するとその差は小さい状況にあり、特に転入の状況では、周辺市からの転入者が多くなっています。また、本市の就業者の市外への通勤先をみると、そのほとんどが周辺市へ通勤しています。

また、年齢階級別の若い世代の人口移動の状況では、市外への進学等に伴う転出者数に対して、U ターン就職等に伴う転入者数は、近年減少の傾向にあり、特に女性においては、一貫して転出超過となっています。

今後、人口減少や少子高齢化のさらなる進行が予測される中で、人口構造の変化による経済の停滞や地域コミュニティの衰退等、社会経済への様々な影響が懸念されることから、定住人口の確保や市内外の幅広い世代との交流を図る必要があります。

また、他の地域では味わえない豊かな自然と、地域や家族の結びつきを大切にしたい旭の暮らし等、市外の人にも本市の良さを認識してもらい、人の還流をつくる必要があります。

(3) 方向性

地域に対する市民の愛着を深めるとともに、市の魅力を全国に向けて発信し、交流人口、関係人口の拡大を図り、市内外の人々が魅力を感じて移住・定住するような環境づくりを進めます。

◆シティセールスの推進

- ・食や観光等の地域特性を生かした新たな文化の発掘と、既存の伝統的文化等の魅力を積極的に発信することで、市の知名度向上や交流人口、関係人口の拡大を図ります。
- ・引き続き情報量を増やすとともに、見やすいホームページを作成し、SNS との連携も図ります。

◆移住定住促進策の拡充

- ・シティプロモーションサイトやパンフレットの移住支援情報の充実や首都圏の移住相談会への参加など、市のPRを積極的に行っていきます。
- ・移住者同士の交流・連携のサポート等、移住する際の支援体制を構築します。

◆旭への愛着と景観づくり

- ・地域の良さを市民に再認識してもらうとともに、市内外の人々が魅力を感じる景観づくり

に取り組めます。

(4) 主な事業内容と重要業績評価指標 (KPI)

◆ 主な事業内容

事業名	事業内容
ホームページや SNS 等を活用した情報発信	行政情報の充実や速やかな発信に努めるとともに、市民の情報交流の場、広聴や市政参加の窓口としてホームページやフェイスブック等の SNS を活用し、より身近な情報発信を行います。
旭市観光大使の活用 (観光資源創出プロモーション事業)	本市にゆかりのある有名人等を観光大使として、全国に市の魅力を広く宣伝し、イメージの向上を図ります。
旭市イメージアップキャラクター活用事業	イメージアップキャラクター「あさピー」を活用し、本市の様々な魅力や特性を市内外に効果的及び積極的に発信することで、本市のイメージアップを図ります。
ふるさと応援寄附推進事業	本市への寄附者に対し特産品や体験型の返礼品を提供することで、本市の魅力を全国に発信し、知名度の向上、産業の活性化、関係人口の増加を図るとともに財源の確保に努めます。
定住促進奨励金交付事業	定住を目的に新たに本市へ転入し、新築住宅の建設・購入及び中古住宅を購入した人に対し、移住費用の一部として最大 150 万円を交付します。
幽学の里で米作り交流事業	大原幽学ゆかりの水田を活用し、米作り体験を中心に都市住民等と交流活動を実施することで、豊富な農水産物と観光資源の P R を図ります。
景観の保全	豊かな自然環境と調和した景観の保全に努めるとともに、景観行政団体への移行及び景観計画の策定を検討します。

◆ 重要業績評価指標 (KPI)

重要業績評価指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
ホームページのアクセス件数	平成 30 年度	900,858 件	1,000,000 件
転入世帯数 (定住促進奨励金交付事業)	平成 30 年度	42 世帯	50 世帯
幽学の里で米作り交流事業参加者数	平成 30 年度	1,358 人	1,400 人

重点施策④ 安心形成プロジェクト

(1) 数値目標

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
65 歳以上の新規要介護認定者の平均年齢	平成 29 年度	男性 81.4 歳 女性 83.7 歳	上昇

(2) 現況と課題

本市の高齢化率は、平成 27 年(2015 年)の 28.2%から令和 27 年(2045 年)には 39.6%になると予測されており、要介護 1、2 の比較的軽度の要介護者も増加傾向にあります。

厚生労働省の調査では、要介護状態になっても、自宅や親族の家での介護を希望する人が増えているという結果から、要介護者を抱える家族の負担軽減と生活の質の維持を図る必要があります。旭中央病院をはじめ、多くの医療施設と介護施設との相互連携が必要になってきます。

生涯にわたり健康で幸せに暮らし続けるためには、健康寿命の延伸はもちろんのこと、日々の生活の満足度を高めていくことが大切です。このため、高齢者が持っている豊富な知識や経験、長年培った技能等を生かした社会参加を促進し、地域社会に貢献できるような生きがい創出への支援体制を整備することも重要となってきます。

市民が安全で安心して暮らせる地域をつくるためには、家族や身近な地域のコミュニティ、行政等がそれぞれの役割や特性に応じ、災害や身近に起こり得るトラブル等に取り組むことができるよう、自助・共助・公助が連携し補完し合う必要があります。

(3) 方向性

地域医療機関や介護事業所等との連携による地域包括ケアシステムの構築と、元気な高齢者の生きがい活動や社会参加の仕組みづくりを目指します。

また、火災や自然災害をはじめとした様々な危機事象への対応力を強化するとともに、市民生活における多様な不安の解消に向け、普段から備えのできた災害に強いまちづくりを目指します。

さらに、公共交通を取り巻く課題に対応するため、地域公共交通の全体的な見直しを行い、利用しやすい公共交通を目指します。

◆地域包括ケアシステムの充実

- ・「認知症施策」、「在宅医療・介護連携」、「生活支援体制整備」、「介護予防」等の各種施策を推進し、医療・保健・福祉はもちろんのこと各分野の多様な関係機関と連携することで、さらなる地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- ・支援が必要な高齢者の早期把握、早期対応を図るため、相談窓口となる地域包括支援センターの周知について継続していくほか、「地域ケア会議」を開催します。

◆高齢者の活躍の場づくり

- ・高齢者が長年培ってきた豊富な経験や知識・技術等を地域社会に還元し、身近な地域で自発的・積極的に活躍できる場づくりに取り組みます。

- ・老人クラブ未加入高齢者が加入したくなるような魅力あるクラブ活動が展開できるように支援します。
- ・高齢者が身近な地域での介護予防体操「あさピー☆きらり体操」を実施する「通いの場」立ち上げを支援するとともに、「通いの場」が地域住民の支えあいとなるように啓蒙活動を行います。

◆安心して暮らせる地域づくり

- ・国土強靱化地域計画※に基づいた地域の防災力の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりに取り組みます。
- ・防災訓練等の機会をとらえ、市民自らの防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成強化や地域でお互いに助け合う体制づくりを進めます。
- ・市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築を行い、利用者が安心かつ抵抗なく利用できるよう、運行情報を幅広く周知することで、公共交通の利用促進に取り組みます。

※旭市国土強靱化地域計画：平時から大規模自然災害等に対する備えのできた地域づくりを推進するための指針となる計画。

（４）主な事業内容と重要業績評価指標（KPI）

◆主な事業内容

事業名	事業内容
地域包括支援センター運営事業	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を行います。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター※ ¹ の配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と「通いの場」等の地域の支え合いの体制づくりを推進します。
認知症サポーター等養成事業	認知症の正しい知識を身につけ、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り支える認知症サポーターの養成を行います。
認知症初期集中支援事業	認知症初期集中支援チーム※ ² を配置し、認知症の早期診断・早期対応を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	通所・訪問型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場において、リハビリテーション関連職の協力・専門的指導・助言を受け、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止を図ります。
地域ケア会議推進事業	介護支援専門員、保健・医療・福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を開催し、高齢者の適切な支援に関する検討を行います。
シルバー人材センター助成事業	健康で働く意欲を持つ高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かせる就業機会の確保を図ります。
老人クラブ活動促進事業	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の充実を図るとともに、老人クラブの活動を通じ、交流と活力の推進を図ります。
防災体制強化事業	防災訓練や防災教育等によって防災意識の高揚を図り、自主防災組織※ ³ の育成や災害時要援護者対策により自助・共助体制を構築することで、災害に強いまちづくりを推進します。
震災復興・津波避難道路整備事業	飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。（横根三川線、椎名内西足洗線）

事業名	事業内容
コミュニティバス等運行事業	高齢者等の交通弱者といわれる人々の交通手段を確保し、市民の積極的な社会参加及び公共交通の充実を図ります。
デマンド交通※ ⁴ 運行事業	市内公共交通を補完する交通システムとして、交通空白地域やバス停まで歩くことが難しい高齢者等の移動手段の確保を図ります。

※1 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

※2 認知症初期集中支援チーム：医療と介護の専門職が、認知症の人やその疑いのある人及びその家族に対して、訪問し、初期の支援を集中的に行うチームのこと。

※3 自主防災組織：地域住民による任意の防災組織のこと。

※4 デマンド交通：利用者からの事前予約により、自宅などから運行区域内の希望する目的地まで運行する乗り合い型の交通サービス（乗合タクシー）

◆重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
多職種連携相談件数※	平成 30 年度	延べ2,764 件	延べ3,000 件
老人クラブ会員数	平成 30 年度	1,744 人	1,900 人
自主防災組織の活動カバー率	平成 29 年度	61.2%	83.2%

※地域包括支援センターが医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等と連携・相談した件数

2 生涯活躍のまち・あさひ形成事業

(1) 背景及び事業趣旨

本市では、人口減少と少子高齢化が急速に進行する中、若年世代の流出抑制と流入促進及びこれらのための雇用創出、並びに高齢化の進行に伴う要支援・介護認定者の増加と介護施設(床)不足への対応が大きな課題となっています。併せて、東日本大震災の被災地として、災害時の安全・安心の確保と、平時からの準備、体制構築も重要課題となっています。

一方、本市には、豊かな自然とその恵み、道の駅等の観光資源に加え、旭中央病院を核とした医療・介護機能にも恵まれています。

第1期旭市総合戦略では、このような本市の強みと魅力を最大限に生かし、元気な高齢者を中心とする都市住民の誘致と若年世代の定着、及びこれらのための仕事づくりを実現させる旭市生涯活躍のまち構想を重点戦略として位置付け、実現への取組を開始しました。

本事業は、本市の宝であり診療圏人口100万人を誇る旭中央病院を核とした上で、旭中央病院から連携拠点である道の駅季楽里あさひを一体的に捉えて構想エリアとし、元気な高齢者を中心とする都市住民の誘致と若年世代の流出抑制と流入促進、及び仕事づくりを実現させ、本市全体の活性化につなげるための拠点としての「新しいまちづくり」を行うものです。

また、本事業は、民間事業者の資金と経営能力等を活用することにより、長期間にわたって安定的かつ効率的な経営及び質の高いサービスの提供を目指します。

(2) 生涯活躍のまち・あさひのコンセプト

旭市にしかない・旭市ならではの“魅力とライフスタイル”の創出・提供

- 旭中央病院を核とした医療・介護と農業の連携により、日本一の安心と生きがいのある暮らしを提供する「持続可能な多世代交流拠点」
- 多世代・多機能が混在し、ともに支え、触発し合う「安心・生きがい・おもしろ創造空間」

《生涯活躍のまち・あさひが目指すまちの姿(イメージ)》

- 旭中央病院の最先端の高度医療機能と、道の駅季楽里あさひの農業・食に関する情報発信・交流機能を生かし、豊かな自然の中で元気な高齢者とケアを必要とする高齢者、さらに子育て世代や学生等の多世代が、地域全体で支え合いながら安心して暮らせるまち。
- 多世代にわたる多様な人々が相互に交流し、活力を創造しながら生きがいを持って暮らせるまち。また、交流する中で、多様多彩な経験・知恵・感性・価値観が触発し合い、創造的で面白い効果を派生させるまち。
- 商業やヘルスケア産業等の働く場に加え、住民参加によるまちづくりやボランティア活動等の場と機会が創出された、仕事とプライベート両面で活躍できるまち。
- 移住者や市内の農業生産者、旭農業高校生ほか農業に関心のある人々が、道の駅等と連携し、農業に関わる様々な体験・交流あるいは生産活動に従事し、心身ともに健康なライフスタイルを実現できるまち。
- 災害時には防災拠点(医療・食料・被災者支援)としても機能するまち。

第4 基本施策

基本目標ごとに基本施策を分類し、現況と課題の分析から、「施策の展開」のもと、各事業を実施していきます。また、「施策の展開」には、重要業績評価指標（KPI）を設定します。ただし、目標設定が困難なものについては、具体的な数値を定めずに定性的に示します。

なお、基本施策 31 から 34 については、旭市行政改革アクションプラン*で取組目標を設定し、進行管理を行います。

※アクションプラン：戦略や改革の具体的な施策を進めるための計画のこと。

	基本目標	施 策	施 策 の 展 開
1	魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり	施策 1 農水産業の振興	①：農畜産物の生産振興 ②：安定した農業経営の推進 ③：水産業の振興
		施策 2 商工業の振興	①：商業の振興 ②：工業の振興 ③：新たな地域産業の創出
		施策 3 観光の振興	①：観光情報発信の推進 ②：観光施設の整備
		施策 4 雇用の確保	①：企業誘致及び既存企業の支援 ②：労働・雇用対策の充実
2	結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり	施策 5 保健・医療の充実	①：健康づくりの推進 ②：病気予防対策の充実 ③：地域医療機関との連携
		施策 6 スポーツの振興	①：スポーツ活動の充実 ②：スポーツ施設の維持管理
		施策 7 子育て支援の充実	①：結婚・子育て環境の整備 ②：子育て世帯への経済的支援
		施策 8 地域福祉の充実	①：地域福祉の推進 ②：生活困窮者等への自立支援
		施策 9 障害者福祉の充実	①：障害者福祉の推進
		施策 10 学校教育の充実	①：教育内容の充実 ②：教育支援体制の充実 ③：学校施設の充実
		施策 11 生涯学習の充実	①：生涯学習機会の充実 ②：生涯学習関連施設の充実 ③：図書館及び関連施設の充実
		施策 12 芸術文化の振興・伝統文化の保存	①：芸術文化の振興 ②：文化財の保護
		施策 13 青少年の健全育成	①：青少年の健全育成の推進
		施策 14 互いに認め合う社会の形成	①：男女共同参画の推進

	基本目標	施 策	施 策 の 展 開
3	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、 人々が集うまちづくり	施策 15 定住の促進	①：定住促進対策の推進
		施策 16 交流の促進	①：交流事業の促進 ②：自治体間交流の促進
		施策 17 安全で快適な道路の整備	①：主要道路の整備 ②：国・県道の整備促進 ③：市道の整備
		施策 18 安全・安心な水の供給	①：上水道の安定供給
		施策 19 公園の充実	①：公園の維持管理
		施策 20 居住環境の充実	①：秩序ある土地利用 ②：住み良い住環境の確保 ③：魅力ある景観の保全 ④：空き家対策の推進
		施策 21 廃棄物の減量化と資源の有効活用	①：廃棄物の減量化と資源の有効活用
		施策 22 自然環境の保全	①：自然エネルギーの有効活用 ②：自然環境の保全
		施策 23 協働の促進	①：市民活動団体、NPO等の育成・支援 ②：市民参画の推進 ③：コミュニティ活動の推進
		施策 24 広報・広聴・情報公開の充実	①：開かれた市政 ②：広報広聴活動の推進 ③：開かれた議会の実現
4	将来にわたって元気な地域をつくり、 安全・安心で暮らしやすいまちづくり	施策 25 地域包括ケアシステムの充実	①：地域包括ケアシステムの充実
		施策 26 高齢者福祉の充実	①：健康づくりを通じた支えあい ②：見守り体制の構築 ③：生きがいづくりの推進
		施策 27 消防・防災力の強化	①：防災体制の充実 ②：防災施設の整備 ③：消防体制（常備・非常備）の充実 ④：救急救命体制の充実
		施策 28 防犯対策・交通安全の強化	①：防犯体制の充実 ②：交通安全環境の整備 ③：交通安全活動の充実
		施策 29 公共交通網の整備	①：公共交通の確保 ②：公共交通の利用促進
		施策 30 消費者の保護	①：消費者保護対策の推進
		行政 改 革 ア ク シ ョ ン プ ラ ン	施策 31 人と組織の育成戦略
			①：効率的・効果的な行政経営 ②：定員適正化と人材育成の推進 ③：市民に開かれた行政運営の推進
			施策 32 自立のための財政戦略
			①：自主財源の確保 ②：受益者負担の適正化 ③：持続可能な財政運営 ④：公営企業会計及び特別会計の健全運営
			施策 33 資産マネジメント戦略
			①：推進体制の強化 ②：保有資産の最適化 ③：効率的資産運営
			施策 34 進行管理マネジメント
			①：安定した歳入の確保 ②：経費の節減・合理化 ③：財政指標等の目標値 ④：財政シミュレーション

施策 1 農水産業の振興



この施策の目指す姿

自然を守り、消費者に安全で、生産性が高く、魅力とやりがいのある農畜産業、水産業を育みます。



現況と課題

- 本市の基幹産業である農水産業は、全国トップクラスの産出額を誇り、首都圏の食料供給基地として重要な役割を果たしています。
- 近年は、輸入農畜産物や水産物の増加、産地間競争の影響による出荷価格の低迷、担い手の高齢化や後継者不足等により経営は厳しい状況に向かうことが予想されます。そのため、千葉県や農業協同組合との連携を強化しながら、本市の基幹産業である農業の将来の課題を見極め、後継者や農業労働力の確保などの対策を講じる必要があります。また、若い担い手への農地集積の推進、営農に関するサポート体制、農地の確保、資金の支援、農家による法人化など、農業経営基盤の強化が求められています。
- 水稻は、本市の基幹作物の 1 つとなっていますが、米をめぐる情勢は厳しい状況にあります。そのため、土地改良事業の施工区域を中心に農地の利用集積を行うほか、営農組織等による共同協業化を進めるとともに、需要に応じた米生産を図るため、飼料用米などの飼料用作物への転換に向けた取組を拡大する必要があります。
- 野菜類では、根菜類から果菜類まで幅広い作物が生産されており、首都圏に近いという地理的特性を有するものの、消費者ニーズの多様化等の影響で生産者は苦慮している状況にあります。そのため、消費者の視点に立った付加価値の高い農作物や、環境にやさしい農作物等の生産性を高める取組が求められます。
- 農業を支える上で、生産基盤の整備は必要不可欠な事業であり、近隣市町と整備率を比較しても比較的高い水準にあります。しかし、小区画で汎用化が進んでいない耕地も残っていることから、大規模ほ場整備を施工し、生産性を向上させていきます。また荒廃農地の解消も行っていく必要があります。
- 畜産業は、県内はもとより全国でも上位の産出額を誇る一方で、経営の大規模化や農村地域への住宅の近接化により畜産由来の臭気対策が求められています。今後は、持続可能で安定的な畜産経営の確立に向け、時代に即した生産基盤の強化と併せて臭気を抑制する取組を進める必要があります。



稲刈り風景

- 水産業は、水産資源の減少や担い手の高齢化、後継者不足等、漁業経営環境は厳しさを増しています。今後も、水産資源の回復を目的とした支援や飯岡漁港の浚せつ^{※1}、水産加工品の開発・PR、販路拡大への取組が必要です。

※1 浚せつ：港湾・河川・運河などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事のこと。



施策の展開

①：農畜産物の生産振興

- 農畜産物の安定した生産を図るため、国、県や関係機関との連携のもと、消費者ニーズに対応した計画的な生産を支援し、流通・販売体制の確立を図るとともに、必要な施設整備を推進し、生産性の向上に取り組めます。
- 需要に応じた水田の生産を図るため、飼料用米等への転換を図る取組を推進します。
- 地域ブランドの創出や6次産業化等による高付加価値化を促進します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
園芸生産強化支援事業	農産物の安定供給と省力・低コスト化技術による経営規模拡大の推進と産地の生産力強化を図ります。
水田農業構造改革推進事業	水田農業の安定経営を図るため、飼料用作物への転換を図る農家に対して支援をします。
農業経営多角化支援事業	6次産業化や新たな流通対策に対して支援します。
畜産競争力強化対策整備事業	畜産の生産基盤の確保及び国際競争力を強化するため、飼養管理施設等の整備を支援します。
家畜防疫対策事業	家畜伝染病の発生及び蔓延を予防するため、ワクチンの接種等に助成します。
産業まつり	農水産物及び商工業製品等の展示即売等を行い、市民等にPRするとともに、生産者と消費者の交流を図ります。
畜産生産組合への支援	畜産生産組合の共進会等の事業活動を支援します。
さわやか畜産総合展開事業	周辺地域の環境改善に必要な施設整備及び排せつ物処理施設等の機能向上整備を支援します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
農業産出額	平成 29年度	582 億円	590 億円

②：安定した農業経営の推進

- 旭市担い手育成総合支援協議会において、地域農業の担い手である認定農業者等の育成や後継者の確保をするとともに、経営が安定するための総合的な支援を進めます。さらに、地域社会、周辺環境と調和した経営を推進します。
- 有害鳥獣による被害防止対策を講じ、農作物被害金額の減少に努めます。
- 高生産性農業の展開や優良農地の適切な維持保全を図ります。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
農業経営基盤強化促進事業	安定的な農業経営を行おうとする地域の担い手（認定農業者等）を育成・確保するとともに、農用地の利用集積や経営の合理化等を促進するため、総合的な支援を行います。
新規就農総合支援事業	新規就農者の確保と育成を図るため、総合的に支援します。
制度資金利子補給事業	農業者等の制度資金の借入れに対して利子補給を行います。
畜産環境フレッシュ事業	畜産臭気を軽減させる取組を生産者が自主的に導入するための実証実験を行います。
農地・水保全管理事業	農地・農業用施設等の保全や維持管理について支援します。
農業基盤整備事業	農用地利用集積等による担い手の育成を図るため、大区画ほ場の整備を推進します。また、地域振興のために創設される非農用地については有効活用を促進します。
土地改良施設等維持管理	土地改良事業等で整備した施設の適正な維持管理を行い、農業経営の安定を図ります。
農業水利施設改修事業	農業用排水路施設の長寿命化や改修への取組に対して支援します。
耕作放棄地再生事業	営農のために、荒廃した農地を再生することに対して支援します。
有害鳥獣駆除事業	鳥獣による水稻、野菜等の農作物被害防止のため、有害鳥獣を駆除します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
認定農業者数	平成 30年度	790 経営体	800 経営体

③：水産業の振興

- 漁業者の安定的な経営や水産資源の回復のため、つくり育てる漁業である栽培漁業を推進するとともに、適正な漁港内の維持管理を行います。
- 漁業経営の近代化を支援するとともに、担い手の育成と後継者の確保に努めます。さらに水産加工品の販路の拡大とPR活動を支援します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
栽培漁業振興対策事業	水産資源回復のための貝類種苗放流に対して支援します。
水産基盤整備事業	航路確保のための浚せつ、漁港内の施設の維持補修等を行います。
担い手・後継者の育成	担い手・後継者を育成するため、漁業技術の研究や漁業経営の改善に係る研修を支援します。
制度資金利子補給事業	漁業者等の制度資金の借入れに対して利子補給を行います。
漁業経営共済助成事業	漁業災害補償法に基づき、千葉県漁業共済組合が行う漁業共済事業に関する共済契約者の掛金の一部を助成します。
漁業関係団体との連携	漁業協同組合等と連携し、水産資源の適正管理や漁場の造成管理、水産物の販売戦略、経営面等を支援します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
漁獲量	平成 29年度	17,402 t	17,500t



飯岡漁港

施策 2 商工業の振興



この施策の目指す姿

地域に根ざした企業や市民生活を支える商業活動への支援を進め、地域経済の活性化に取り組めます。



現況と課題

- 本市の商業は、平成 28 年（2016 年）経済センサスによると、市内の小売業は 588 事業所、年間商品販売額は 728 億円となっており、国道 126 号沿道に立地する大規模ショッピングセンターや多数のロードサイドショップを中心に商圈が形成されています。
- 地域の商店街は人口減少とともに集客力が低下し、後継者不足も相まって空き店舗が目立っています。
- 市民の消費生活の利便性を向上させるためには、バランスのとれた商業機能の展開を図る必要があります、商業拠点となっている幹線道路沿いの商業ゾーンを維持するとともに、高齢化社会において身近な買物の場である地域の商店街の活性化への取組が求められます。
- 今後も、商店街の集客力の向上と活性化を図るため、空き店舗を活用した商業ベンチャー※や起業・創業者の支援、情報化・高齢者社会に対応した地域密着型の個性豊かな商業への取組が求められています。このことから、商工会との更なる連携強化により後継者の確保と意欲の高いリーダーの養成も進めていく必要があります。



国道 126 号沿いのロードサイドショップ

○ 工業は、平成 29 年（2017 年）工業統計調査によると、事業所数（4 人以上）は 125 事業所、従業者数 3,262 人、製造品出荷額等は 1,151 億円となっており、今後も、異業種間交流の促進や企業間取引の活性化により、既存企業の振興・拡大に取り組む必要があります。

※ベンチャー：ベンチャー企業、ベンチャービジネスの意味で、大企業が進出していない領域で、高度な専門性と創意工夫を凝らして新しい事業を起こす中小企業のこと



施策の展開

①：商業の振興

- 商店街等が中長期的に発展していくために、地域住民の規模・行動範囲や商業量等の環境を踏まえつつ、地域住民が商店街等に求める機能に対応した取組を進めます。
- 空き店舗の解消と地域活性化に向けた人材の育成を図り、商業活性化を通じた持続可能なまちづくりを推進します。
- 商工会員増加のため、市と商工会において創業支援セミナーを開催し、商工会加入を促進します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
商店街等施設及び景観整備事業	商店街が行う駐車場の設置や美観形成、街路灯のLED化等の環境整備に対して助成します。
空き店舗活用事業	市内にある空き店舗を活用して事業を実施する方に、店舗改装経費及び店舗の賃借料に対し補助金を交付することで、商業の活性化に取り組みます。
商店街活性化事業	既存商店街の活性化のため、プレミアム付共通商品券発行事業や商店街が実施するイベント事業等へ支援を行います。
商業関係団体への支援	商工会、商業振興連合会等の運営に助成し、市内商業の育成発展を図ります。
中小企業融資と利子補給	市内取扱金融機関へ原資を預託し、融資及び利子補給を行い、商業の経営合理化等を支援します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
商工会会員数	平成 30年度	1,531	1,550

②：工業の振興

- 工業団地内における市の管理施設等の適切な維持管理や、企業が管理する排水関連施設の負担金助成などを実施することにより、既存企業における経営基盤の安定化を推進します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
工業振興支援事業	工業団地内施設の維持管理や、企業への負担金助成を実施することで、既存企業の経営基盤の安定を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
製造品出荷額等	平成 30年度	1,151 億円	1,376 億円

③：新たな地域産業の創出

- 新たな地域産業を創出するため、商業・工業をはじめ、農水産業等の連携や地域資源を活用した研究開発等、創造的な事業活動を推進します。
- 異業種間における情報交換等の交流を促進し、企業間の連携強化と取引の活性化を図り新たな産業の創出を推進します。
- 新たに起業・創業しようとする方や事業承継に対して、商工会等と連携を図り様々な支援をします。
- 旭市観光物産協会と連携し、旭市推奨品について、東京都などを中心とした市外周知活動の充実を図ります。



特産品開発事業

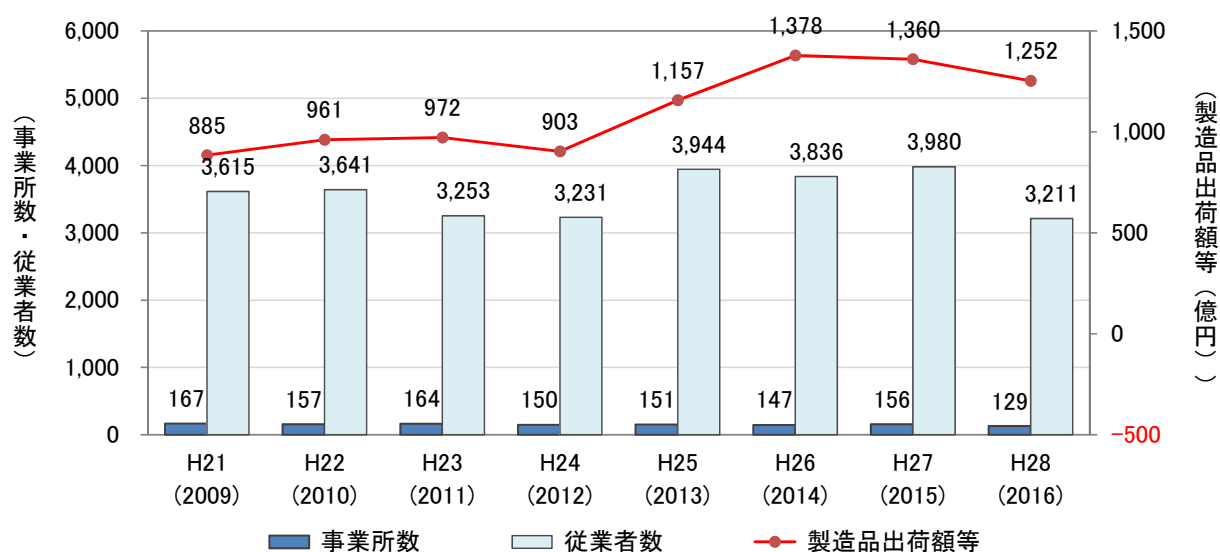
■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
異業種間交流の促進	異業種間の交流を通して、市内の産業経済の振興・発展に貢献します。
創業支援事業	創業支援ワンストップ相談窓口の設置や、商工会との連携により創業支援セミナーを開催し、起業・創業などを支援します。
特産品開発事業	特産品の開発と販売・PR等の取組を支援します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
旭市推奨品認定数	平成 30年度	27品	90品

■ 工業の推移（平成 21 年（2009）～平成 28 年（2016））



資料：工業統計調査・経済センサス

施策 3 観光の振興



この施策の目指す姿

固有の観光資源を磨き、本市の魅力の発信力を高めながら、観光によるまちの活性化を進めます。



現況と課題

- 本市には、九十九里浜や屏風ヶ浦、刑部岬といった景勝地や、大原幽学遺跡、2ヶ所の海水浴場、恋する灯台に認定された飯岡灯台、各種イベント等の観光資源があります。さらに、産業振興、観光振興、雇用等の多くの機能を併せ持つ道の駅「季楽里あさひ」もあります。本市の観光は、都心から比較的近いこともあって、海水浴等夏季観光を中心に、マイカーを利用した週末日帰り型が主流となっています。
- 観光振興が今後より地域の活性化に貢献するためには、現在の観光スタイルを通年・滞在・体験型にシフトすることが必要です。
- そのためには、海と緑の自然を生かした新たな観光資源の発掘や既存素材の磨き上げによる旅行商品化に向けた取組や、わかりやすい看板や案内板の整備も進めていく必要があります。
- 本市の魅力を全国的に発信し、知名度を向上するためには、マスコミや旅行関連企業等と連携を図ることが必要不可欠であることから、外部団体との連携も重要となっています。地域との関わりを密にしながら、各種観光イベントや地元産品等の効果的な情報発信に努めるとともに、観光物産協会や各イベントの実行委員会への支援、また、人材の育成により、地域一体となって観光振興に取り組み、観光客の誘致を図っていく必要があります。



旭市いいおか YOU・遊フェスティバルの花火



施策の展開

①：観光情報発信の推進

- 道の駅「季楽里あさひ」をはじめとした観光拠点、産業等との連携、宿泊施設等について、マスメディアやポスター等を活用し効果的な情報発信に努めます。
- シティプロモーション専用 WEB サイト「あったか！旭」をはじめ、成田空港活用協議会が開催する市の魅力を発信することができる事業等を活用し、通年、観光客に宿泊してもらえそうなイベントの開催や、市内の観光拠点等、魅力の発信に努めます。
- 積極的に旅行会社に市の観光素材を売り込みことで、バスツアーの誘致や、旭市を含めた旅行商品の形成を図ります。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
旭市観光物産協会への支援	旭市観光物産協会への支援を行います。
観光資源創出プロモーション事業	観光キャンペーンの実施やマスコミ等を活用した観光及び特産品のPRを行います。
観光イベント事業	観光イベントの支援やテレビ、ラジオ、ポスター等による観光イベントのPRを行います。
道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成	観光や文化をはじめとした情報発信機能と農水商工業が連携した「食の郷旭市」の産業・観光・地域の振興、シティセールス、交流、地産地消の推進を図ります。
成田空港の活用	成田空港活用協議会等と連携し、成田空港を活用した効果的な情報発信を通じて、産業や観光の振興に取り組みます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
宿泊者数	平成 30 年	11 万人	13 万人



旭市七夕市民まつり

②：観光施設の整備

- 観光施設や観光案内板等を整備し、安全で快適な施設の提供に努めるとともに観光拠点の相互連携を図ります。

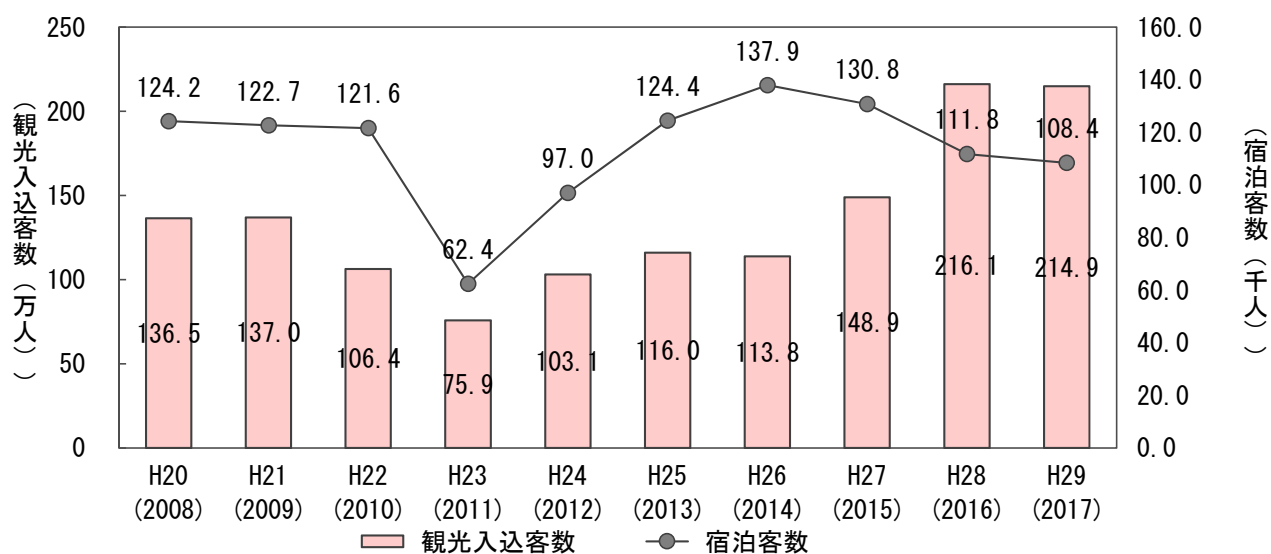
■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
観光施設整備事業	観光施設や観光案内板の整備を行います。
海水浴場開設事業	海水浴場の開設を行います。
文化財看板の整備	市内文化財等の看板や案内板等の整備を行ないます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
観光客入込客数	平成 30 年	212 万人	215 万人

■ 観光入込客数及び宿泊客数の推移（平成 20 年（2008）～平成 29 年（2017））



資料：千葉県観光入込調査

施策 4 雇用の確保



この施策の目指す姿

企業誘致及び既存企業の事業規模拡大の推進とともに、働く意欲を持つすべての人の就労を支援し、新たな雇用の機会・可能性を創出します。



現況と課題

- 本市の就労状況は、賃金の抑制やパート・派遣社員の採用増加等、労働者、中でも中高年や女性にとっては依然として厳しい労働・雇用環境が続いています。
- 地域における雇用促進対策としては、旭市雇用対策協議会を中心に産業界とハローワーク銚子等の関係機関との連携を深め、就労環境の向上と雇用拡大に取り組む必要があります。
- 若者が求める安定した就職先や、子育て中の女性や技術を持った高齢者等の希望に沿った就労条件の確保が急務となっています。
- 企業誘致については、あさひ鎌数工業団地の分譲が完了し、市として新規に企業を誘致できる土地がなく、積極的な誘致活動が難しい状況にあります。そのため、新規企業誘致のみならず既存企業のさらなる設備投資や事業拡大について、引き続き支援していく必要があります。



施策の展開

①：企業誘致及び既存企業の支援

- 既に企業が所有している工業団地内の未利用地の活用について、土地所有企業と連携し検討を進めます。
- 企業の設備投資や事業拡大推進を図るため、一定以上の設備投資を行った企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付を実施します。
- 企業に対する奨励制度の周知を強化します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
企業誘致等支援事業	新規立地企業や、一定以上の設備投資を行った既存企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付により産業振興を図ります。 関係機関との連携による情報収集・共有のほか、企業とのマッチングの場に参加し企業誘致を推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値の 年度	現状値	目標値 (2024)
企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づく企業の 投下固定資産額	平成 30 年度	6 億 9,026 万円	8 億 7,124 万円

□：労働・雇用対策の充実

- 旭市地域職業相談室の周知を強化することで、就職希望者がより多くの求職情報を得て、求人企業とマッチングする機会の増加を図ります。
- 旭市雇用対策協議会と連携を図り、就職希望者と企業のマッチングの場の創出などにより、新たな雇用機会の増加へ取り組みます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
地域職業相談室運営支援事業	就業希望者に求人・求職情報等を提供する地域職業相談室に補助員を配置し、利用者の利便性の向上を図ります。
旭市雇用対策協議会への支援	旭市雇用対策協議会の行う講演会、スポーツ活動等を支援することで、加盟企業の福利厚生を推進を図ります。
旭市雇用対策協議会との連携	旭市雇用対策協議会と連携し、市内企業による会社説明会や地元企業への就労促進を実施します。通常個別に対応している求職者との面接や会社説明を合同で行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
旭市地域職業相談室における就職紹介率 (就職者数／紹介数)	平成 30 年度	34.1%	34.5%



合同企業説明会

施策 5 保健・医療の充実



この施策の目指す姿

市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、地域医療機関との連携を図り、病気の重症化を予防し、健康の保持・増進を推進します。



現況と課題

- 近年の医療技術の進展や健康意識の高揚等により平均寿命は延び続けていますが、本市の平均寿命は全国に比べ短く、生活習慣病の増加等により「健康寿命」の延伸も課題となっています。
- 市民の食生活や運動習慣は、健康寿命の延伸に大きく関わっており、病気予防対策として各種健診の受診率の向上に努めるとともに、食生活改善や運動等による健康づくりを進めていく必要があります。
- アンケート結果で将来の健康に対して不安に思っている市民が多いことから、自らの健康は自らが守り高めるという自覚を持ち、健康的な生活習慣を実践できるよう、健康教育や各種健診等を通じて、必要な予防対策や健康相談等、市民一人ひとりの健康づくりをサポートしていく必要があります。
- 医療面では、平成 30 年度末現在で診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院をはじめ、病院が 5 施設、一般診療所が 32 施設、歯科診療所が 34 施設あり、病気の初期治療から高度医療・救急医療に至るまでの医療体制が構築されています。
- 旭中央病院は、国の推進する医療制度改革や地域における社会環境の変化に対応し、千葉県北東部及び茨城県鹿行地区における基幹病院として、近隣医療機関との連携、機能分担体制を推進し、本市及び圏域内の医療提供体制の充実に向けた取組を進めています。
- 今後は、高齢化の進行や生活習慣病の増加等により、保健・医療に対するニーズはますます高まることが予想され、生涯を通じた健康づくりを目指した取組を積極的に進めていく必要があります。



日本有数の規模と設備を誇る旭中央病院



施策の展開

①：健康づくりの推進

- 健康づくりは、日常生活の中で継続的に取り組むことが大切なため、「食」を含めた健康づくりを支援していくとともに、メタボリックシンドローム※の該当者及び予備群を減少させることにより、健康維持・生活の質の向上を図ります。

※メタボリックシンドローム：内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中、糖尿病等の動脈硬化性疾患を招きやすい病態のこと。

- 気軽にできる運動の習慣化を図り、体力の維持向上と健康の保持増進のため、トレーニングルームの利用促進やスポーツ教室を開催する等、市民の健康体力づくりに取り組みます。
- 生涯を通じて健康づくりの意識を高めるため、小中学生に対しがん予防等の健康教育を実施し、自らが健康的な生活習慣を実践できるように支援していきます。



ヘルシー料理教室

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
食生活改善推進事業	地域の食生活の問題点に対応した地区伝達活動や食育事業等を実施し、食生活改善の活動を行います。
健康増進センター事業	青年・中高年層を対象に、ウォーキングや有酸素運動等を通して、健康づくりの推進及び生活習慣病の予防を図ります。
あさひ健康応援ポイント事業	検診（健診）の受診や健康目標への取組等に対して景品を進呈し、健康づくりへの動機づけを図り、生活習慣病の予防につなげます。
健康相談・教育事業	各公共施設や地区集会所等において、生活習慣病予防のための健康教育・健康相談等を実施します。
健康づくり運動推進事業	幅広い層へのスポーツ参加の機会を提供し、健康・体力づくりを進めます。また、専門トレーナーを配置したトレーニングルームの利用及び各種スポーツ教室の参加を推進します。
特定保健指導事業	特定健診等で明らかになったリスク要因に応じて、生活習慣の改善を自らが継続して行えるよう支援します。
保健推進員活動事業	行政は、保健推進員に対し、健康に関する研修を行い、保健推進員は、行政と住民とのパイプ役として健康づくり活動を行います。
高齢者筋力向上トレーニング事業	高齢者を対象にトレーニング機器を使用した運動機能の向上と健康増進を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	平成 29年度	24.8%	20.0%

②：病気予防対策の充実

- がん検診においては、休日検診やレディースデー（女性専用検診日）を継続して実施するなど、受診しやすい体制づくりに取り組みます。また、その他の検診の充実を図り、病気の早期発見・早期治療の促進に努めます。
- 減塩、禁煙等の健康教育及び糖尿病の重症化予防等保健指導を実施し、生活習慣病の予防・悪化予防の取組を継続して実施します。
- 各種予防接種を実施し、感染症予防に努めます。
- こころの健康に関する正しい知識の啓発を行うとともに、精神障害者やこころに悩みのある人への相談体制を整備していきます。
- 市民の健康に関するニーズに応えるため、市民が気軽に相談できる保健・医療・介護等の相談体制の充実を図り、総合的な支援ができるように努めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
がん検診事業	がん発症予防のための啓発を行い、がんの早期発見・早期治療へつなげるため、各種がん検診を実施します。
成人健康診査事業	病気の早期発見・早期治療へつなげるため、各種検診（健診）を実施します。また、検診後の指導を実施していきます。
特定健康診査等事業	35 歳以上の国保被保険者に対し健康診査を行い、生活習慣病（メタボリックシンドローム）の予防を図ります。
短期人間ドック事業	病気の早期発見・早期治療を図るため、40 歳以上の国保被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。
後期高齢者短期人間ドック助成事業	病気の早期発見・早期治療を図るため、後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。
感染症予防対策事業	感染症予防のため、各種予防接種を実施します。また、保健所等と連携して感染症予防対策を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
市の死亡原因のうち悪性新生物による死亡比率 (比率：人口 10 万対)	平成 29 年度	335.1	減少

③：地域医療機関との連携

- 地域の医療機関等と連携し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及・啓発を推進します。
- 住み慣れた地域（住居）で、安心して生活できるように、医療機関等と連携し、在宅医療（介護）サービスの提供が受けられるように支援していきます。
- 看護学生への貸付金制度をホームページにて市内外に P R するとともに、県内の看護師養成施設へ周知を行う等、市内の医療従事者の充足を図っていきます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
かかりつけ医の普及啓発	健診時等において、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及・啓発活動を行います。
旭中央病院の充実	患者中心の医療の推進とともに、救急医療体制の充実・強化を図り、医師・看護師の確保と育成、地域連携等、中期目標や中期計画に基づき、診療機能の充実を図ります。
滝郷診療所の充実	滝郷診療所の施設の充実を図るとともに、健全な運営に努めます。
看護学生入学支度金貸付事業	看護師確保のため、将来、看護師として市内の医療機関の業務に従事しようとする看護学生に対し、養成施設(4年制大学)への入学に必要な資金の一部を貸し付けます。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
かかりつけ医の普及・啓発	平成 30年度	推進	推進

施策 6 スポーツの振興



この施策の目指す姿

市民が安全にスポーツに触れあえる環境を整備し、スポーツを通じて市民の心身の健康や生きがいがづくり、人と地域の交流につながるまちづくりを進めます。



現況と課題

- 本市には、県施設を含めスポーツ施設 10 施設^{注1}と 3 つのコミュニティ広場^{注2}があり、これらの施設の利用率向上と機能充実に取り組んでいます。築 22 年経過した総合体育館をはじめ、老朽化した社会体育施設の統廃合を視野に入れた大規模改修等が課題となっています。
- 市民がスポーツを通じて交流を広げ、一体感を醸成するためのイベント・スポーツ大会を開催するとともに、都市とのスポーツ交流を推進しています。
- 今後は、市民が生涯を通じてスポーツやレクリエーションを楽しみ、生きがいと健康づくりに取り組むために、利用しやすい施設の整備・運営に努めるとともに、誰でも気軽に参加できる体力づくり事業やスポーツ大会の開催、スポーツを通じた市の P R、指導者の養成、各種活動団体の育成等に取り組む必要があります。



市民駅伝大会

注 1：①千葉県総合スポーツセンター東総運動場、②旭市総合体育館・旭スポーツの森公園野球場・庭球場、③旭市弓道場、④旭市卓球場、⑤旭市文化の杜公園庭球場、⑥海上野球場、⑦海上コミュニティ運動公園野球場、⑧飯岡体育館・野球場・庭球場、⑨いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場・ソフトボール場・多目的広場、⑩千潟さくら台野球場・庭球場

注 2：①仁玉コミュニティ広場、②仁玉スポーツ広場、③新川スポーツ広場
(令和 2 年 2 月現在)



施策の展開

①：スポーツ活動の充実

- 市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、一体感の醸成を図り、健康を保持増進させるため、各種イベントやスポーツ大会等を開催するとともに、指導者の育成や競技団体の支援を行います。
- イベント、各種大会等について、参加者の満足を得られるよう、イベント、各種大会の内容や運営方法の見直しについて検討します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
スポーツ振興事業 (各種スポーツイベント)	一体感を醸成するためのイベント・スポーツ大会等を開催し、各種団体に補助金を交付しスポーツ振興を図ります。
競技団体の支援(スポーツ振興事業)	スポーツ協会等の各種競技団体が行うスポーツ活動を支援します。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
スポーツ大会の年間参加者数(市民体育祭、市民駅伝大会、市民スポーツ大会の参加人数)	平成 30年度	9,636人	12,500人

②：スポーツ施設の維持管理

- スポーツやレクリエーションによる地域の交流の場となる施設の整備充実を図るとともに、利用しやすい管理運営に努めます。
- 施設の適切な維持管理、老朽化した社会体育施設等については、旭市公共施設再編・長寿命化基本計画と整合性を図りながら統廃合や改修を行います。
- サッカー場整備事業について、設計業務や建設を進めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
社会体育施設管理	健康と体力の向上を図るため、野球場、テニスコート、体育館等の体育施設の管理運営を行います。
総合体育館管理	総合体育館を中心に、野球場、テニスコート等スポーツの森公園体育施設の管理運営を行います。
コミュニティ広場等管理	市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるようにするための環境を整備します。また、スポーツ広場の環境整備を図り、併せて市民スポーツの育成に努めます。
社会体育施設改修事業	市民がスポーツ、レクリエーション活動を十分に行えるよう、老朽化した施設の大規模改修や地域の交流の場となる社会体育施設の整備と充実を図ります。
サッカー場整備事業	旧飯岡中学校跡地にサッカー場を中心としたスポーツ施設を建設します。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
スポーツ施設の年間利用者数(市内社会体育施設)	平成 30年度	238,350人	250,000人

施策 7 子育て支援の充実



この施策の目指す姿

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるために、子育て家庭や子どもの育ちを切れ目なく支援します。



現況と課題

- 本市では、未婚・晩婚化対策、出産祝金の支給、乳幼児紙おむつ購入券の給付、保護者への経済的支援等幅広く支援を行っています。また、放課後児童クラブの設置等をはじめ、心身の発達に心配のある未就学児の日常生活における基本的動作を修得させるため、こども発達センターに保育士及び看護師の資格を持った指導員を配置する等、積極的な子育て支援を行っています。
- 本市における年少人口(15歳未満の人口)は、平成31年(2019年)4月現在で7,579人と減少傾向が続いている中で、離婚等によるひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的に恵まれないケースや児童が家族の十分な保護を受けられない等の様々な問題が生じています。子育てに関する情報が氾濫している中で、育児への悩みを抱え児童虐待にまで及ぶケースも少なくありません。このように、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、妊娠・出産や子育てへの不安・悩みを抱える家族が増えてきています。子どもを安心して産み、子育てに喜びや楽しみをもつことで育てようという気持ちが高まるように、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援が求められています。
- 子育てに係るニーズが拡大・多様化する傾向にあるため、安心して子育てができるよう、認定こども園をはじめ、保育所や放課後児童クラブ等の子どもが活動できる居場所づくり、家庭と地域、学校や児童相談所等、各団体間の協力体制並びに組織体制づくりによる密接な連携、経済的支援等のさらなる充実を図りながら子育て支援に取り組む必要があります。
- 特に放課後児童クラブは、共働き世帯が増えていることなど、今後も需要が高まるものと予想されることから、引き続き受入れ体制の整備及び施設の充実を図る必要があります。



施策の展開

①：結婚・子育て環境の整備

- 出会いの場を提供する様々なイベントを開催するとともに、近隣市、関係団体との連携を図るほか、職場への周知や声かけを行い、参加者の増加に努めます。
- 子育て世代包括支援センターにおける相談体制の充実を図り、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の提供に努めます。
- 赤ちゃん全戸訪問事業、乳幼児健康診査事業、育児支援事業等の充実を図り、育児への不安や負担を持つ保護者を把握し、早期に対応するとともに、母親同士が気軽に語り合えるよう育児サークル作りを支援します。

- 集団遊びのほか専門職による指導により、心身の発達に心配のある未就学児の成長を支援します。
- 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対する今後の放課後児童クラブの需要(加入希望) 動向を注視し、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。



■ 主な事業内容

子育て支援センターハニカム

実施事業	事業内容
出会いの場創出事業	後継者の結婚対策等を促進するため、様々な婚活イベントを開催し、出会いの場を提供できるよう支援を行うとともに、関係団体等との連携を図っていきます。
子育て世代包括支援事業	子育て世代包括支援センターにおける相談支援体制を整備し、関係機関との連携による切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消を図ります。
赤ちゃん全戸訪問事業	子育てによる不安の軽減、乳児の発育の確認のため、生後4ヶ月までの乳児に対して訪問指導を行います。
育児支援事業	安心して育児に取り組めるよう、各種教室の開催や訪問指導を実施し、育児に関する知識の普及を図るとともに、育児サークルなどの仲間づくりを支援します。
妊婦・乳幼児健康診査事業	妊娠初期から定期的に健診を受け健康管理に役立てるため、費用の助成を行います。また、乳幼児の疾病の早期発見のため各種健康診査を行い、併せて育児についての相談を行います。
一時預かり事業	未就園児を持つ保護者が、一時的に家庭で子どもを保育できない場合に、保育所や認定こども園で緊急・一時的に保護者に代わって子どもを保育します。
延長保育事業	保育認定の利用時間を超えて保育サービスを提供します。
病児保育事業	児童(小学校3年生まで)が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師が一時的に保育します。
親と子どもの絆プロジェクト事業	市内の保育所・幼稚園等が親子や世代間、地域の交流事業を実施します。
要保護児童対策協議会の強化	児童虐待防止のネットワークづくりに取り組み、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応ができるよう児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を行います。
こども発達センター運営事業	心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的に支援する事業を行います。
家庭教育学級の充実	学校、家庭教育指導員や社会教育指導員と連携しながら、各学校での家庭教育学級や合同での学習会・講演会を通して、親の役割、子どもの心の理解等、家庭での教育について考えを深め、また、保護者同士が互いに支え合える関係づくりを図ります。
家庭教育相談体制の充実	家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者に対して、電話等による個別的な相談体制の充実に努めます。
放課後児童クラブ運営事業	共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成と子育て支援を図ります。
子育て支援センターの充実と相談支援機能の強化	子育て支援センターに子育てコーディネーター※を配置し、保護者、妊婦等が子育て支援事業の中から適切なものを選択し利用できるよう、相談、情報提供、関係機関との連絡調整を行い支援をしていきます。
公立保育所運営事業費	公立保育所を管理・運営等することにより、保護者が働いているなどの理由によって、保育の必要性のある児童を預かる。

※子育てコーディネーター：就学前の教育・保育に関する様々な情報を一元的に管理して、保育ニーズにあった保育サービスを案内する人のこと。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
年間婚姻数（出会いの場創出事業）	平成 30 年度	10 件	12 件
子育て世帯の保育サービス（一時預かり保育、子育て支援センター）の利用者数	平成 30 年度	28,763 人	30,766 人

②：子育て世帯への経済的支援

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後も多様な家庭の実情やニーズに対応し、心豊かなたくましい子どもたちを育成するため、子育て世帯の環境整備や経済支援を実施します。
- 国保被保険者の妊産婦付加金申請を促すため、勧奨通知発送時期に合わせて広報誌での周知を行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
出産祝金支給事業	1 年以上本市に住民登録があり居住している人で、第 1 子を養育し、第 2 子以降を出産して養育する父母に 10 万円、第 2 子以上を養育し第 3 子以降を出産して養育する父母に 20 万円を支給します。
乳幼児紙おむつ給付事業	0 歳児、1 歳児の乳幼児を養育している人に、月額 3,000 円分の紙おむつ購入券を支給します。
子ども医療費助成事業	本市に在住する 0 歳から高校生等までの児童・生徒の通院及び入院に要した医療保険適用の医療費を助成します。
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の父母、児童等の医療費等の一部を助成します。（本市の子ども医療費の対象児童は除く）
育英資金給付事業	高校・大学生等を対象に、特に優れた資質を有し、経済的理由により修学困難な者に育英資金を給付します。
第 3 子以降保育料の無料化	子どもが 3 人以上いる家庭で、保育所・認定こども園等に入所している 0 歳児から 2 歳児までの第 3 子以降で要件を満たす場合、保育料が無料となります
第 3 子以降学校給食費の無料化	本市在住で市内小中学校に在学している児童生徒が 3 人以上の場合、3 人目以降の学校給食費を無料にします。
養育医療給付事業	出生時において入院治療を必要とする未熟児に対して、治療に必要な医療費の一部を助成します。
特定不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
妊産婦付加金	国保被保険者である妊産婦が支払った医療費の窓口負担金相当額を支給します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
乳幼児紙おむつ購入券給付件数	平成 30 年度	857 件	880 件
第 3 子以降の幼稚園・保育所等利用者	平成 30 年度	254 人	増加

施策 8 地域福祉の充実



この施策の目指す姿

ともに支え合う意識を持ち、必要な支援を受けながら、誰もが安心して生活することができる地域づくりを推進します。



現況と課題

- 本市では、誰もがいきいきと自立した生活を送れることや、真の豊かさを実感できる地域社会を築いていくための福祉施策を展開する必要から、その目指すべき方向性を導くため、地域福祉計画や障害者福祉計画等を策定し地域福祉を推進しています。
- 今後、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは拡大・多様化することから、こうした状況に一層適切に対応し、市民が安心して生活することができる地域づくりをしていくために、これまでの公的サービスだけではなく、地域で互いに支え合い助け合って、福祉を充実させることが必要となっています。
- 民生委員児童委員については、担い手の不足が全国的にも課題となっています。
- 生活困窮者に対し、必要に応じた包括的な支援を行い自立の促進を図っています。



施策の展開

①：地域福祉の推進

- 高齢や障害のために支援が必要な方や子育て中で不安を感じている方が、多様な主体との連携のもと、相互に支え合うことにより将来にわたり持続可能な、安心できる制度を推進していきます。
- 市と社会福祉協議会において、共通の課題認識を持ち課題解決に向け連携を強化します。
- 民生委員児童委員については、区長等と連携をとりながら、身近な地域の相談役となる人材の確保に努めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
旭市社会福祉協議会助成事業	各種団体等の連携をコーディネートし、地域ぐるみの福祉活動を推進します。
民生委員児童委員活動事業	生活や福祉に関する相談に応じて必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
民生委員児童委員の定数充足率	平成 30年度	99.3%	100.0%

②：生活困窮者等への自立支援

- 関係機関との連携を密にし、それぞれの世帯の要望や要求に対応した相談、指導等を行う相談支援員の能力向上に努め、個人の状態にあったプランの作成、就労支援により、生活困窮者等の自立を支援します。
- ハローワークや相談者の能力に合う就労の機会を提供してくれる事業所との連携により支援を実施します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を行います。
被保護者就労支援事業	生活保護受給者のうち、就労阻害要因がないにも係らず就労に至らない人に対し、就労に向けて個々のケースに応じた支援を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
自立相談支援により就労できた人数	平成 30年度	32 人	33 人

施策 9 障害者福祉の充実



この施策の目指す姿

障害のある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活、ともに活躍できる地域づくりに取り組みます。



現況と課題

- 本市の障害者(児)は、平成 31 年 4 月現在 2,790 人で、全人口の約 4.2%を占めています。近年、障害者自身や家族の高齢化、さらには障害の重度・重複化が進むほか、発達障害や高次脳機能障害にみられるように、従来の障害という概念で捉えていた以上にその内容・範囲が拡大しています。
- 今後も障害者が住み慣れた地域で自立し、安心していきいきと暮らすためには、施設整備だけではなく、障害のある人も地域社会の一員として受け入れられる風土を醸成することや相談支援体制の強化、在宅サービスの充実が重要となっています。
- 就労・雇用機会の拡大を図るとともに、まちづくりへの参加を促進する等、障害者の社会参加を進めることが求められています。



施策の展開

①：障害者福祉の推進

- 障害のある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整える等、市民の理解促進とともに、あらゆる人が共に暮らしていける社会づくりを目指します。
- 引き続き必要な方に必要なサービスを提供する体制を確保するとともに、障害のある人それぞれに合った在宅生活や日中活動、地域生活サービスなどの障害者福祉施策を総合的に推進します。
- 機能障害の改善や維持に加え、障害のある人が住み慣れた地域で家族や人々とふれあいながら、生きがいを持って自立した生活を営めるよう、グループホーム等の整備を進めます。
- 就労移行支援実施事業所、相談支援事業所及び障害者の就業支援を行う東総就業センターと連携し、就労可能で意欲のある障害者を就労移行支援のサービス利用につなげます。
- 障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談や緊急時の受入れ対応等、居住支援のための機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
福祉タクシー利用助成事業	重度心身障害者等が、通院または会合等のためにタクシーを利用する場合にその料金を助成します。
障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援等を行います。
グループホーム運営費等助成事業	グループホームに入居している障害者に対して家賃を助成します。また、グループホームを運営している事業所に対しても利用形態に応じて補助を行います。
難病患者等支援事業	難病療養者または介護をしている者に給付金を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ります。
中度心身障害者（児）医療費助成事業	法律に基づく保険により、医療の給付がなされたとき、自己負担すべき額を助成し、障害者（児）の医療費負担の軽減を図ります。
自立支援給付事業	障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行います。
地域生活支援事業	障害者・障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態を促進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
障害者の就労移行支援利用者数	平成 30年度	12 人	18 人

施策 10 学校教育の充実



この施策の目指す姿

子どもたちの個性や能力を引き出す学校教育、教育環境を整え、未来を担う子どもたちを育成します。



現況と課題

- 令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で新学習指導要領に則った教育課程がスタートします。我が国の学校教育における蓄積を生かしつつ、変化の激しい社会を力強く生き抜く子どもたちを育てることが求められています。教育の目的や目標の達成に向け、主体的・対話的で深い学びの実現や特別の教科道德の充実などを目指し、教育課程の工夫と改善を図る必要があります。
- 児童・生徒の生活スタイルの変化に対応した整備（空調設備・トイレの洋式化）を進め、より良い環境において子どもたちに教育の場を提供していく必要があります。
- 少子高齢化社会を迎えるなかで、人口減少は避けられず、本市においても同様の状況にあるため「学校の小規模化」が進んでいます。「学校の小規模化」は児童生徒の教育環境、教育機能を損なう恐れもあり、学校規模の条件が満たされていない学校については、よりよい形で適正化を図ることが喫緊の課題となっています。
- 次代を担う児童生徒のためにも、教育環境の整備の推進や質的環境の向上を図りながら、効率的で効果的な「教育の場」を提供していく必要があります。本市における学校施設の耐震化については、小学校15校、中学校5校の全校が整備済みですが、建築年数が40年以上を経過する校舎や大規模な改修工事など未改修の校舎もあるため、今後の財政状況や学校再編計画を踏まえながら、改築工事、長寿命化対策及び大規模改修工事を計画的に進めていきます。また、学校施設は、有事の際に避難場所としての機能や役割を果たすことから、防災面においても配慮しながら、安全安心な学校づくりに取り組む必要があります。



小学校入学式



施策の展開

①：教育内容の充実

- 将来を担う創造的でたくましい子どもたちの育成を目指し、特色ある学校づくりを進めるとともに、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育に努めます。
- 文化・芸術等に触れる機会、情報教育等を推進するとともに、市民としての誇りや郷土愛を育むための交流等を行い、教育内容の充実に努めます。
- 学校給食については、児童・生徒に一食の見本となるバランスのとれた給食と情報の提供を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の習得に取り組みます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
学校いきいきプラン事業	市内各小・中学校が、学校の裁量を生かし、主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育みます。
小・中学校情報教育推進事業	情報活用能力の向上を図るため、教科指導等における情報化を推進します。
小・中学校情操教育推進事業	個性や感情を育み、創造的で個性的な子どもを育成するため、文化・芸術等に触れる機会をつくります。
学校給食の充実	学校における食育の生きた教材となる学校給食を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、献立等の充実に図るとともに、栄養士による学校への訪問指導を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
学校生活に対する満足度 小学校 90%以上 中学校 80%以上の学校数	平成 30 年度	13 校	20 校

②：教育支援体制の充実

- 学力向上を図るため、児童生徒を支援し、きめ細かな指導を行う教諭補助員や読書活動を推進するための学校図書館司書等の充実にさらに図っていきます。
- 特別支援教育体制を推進するとともに、子どもたちの様々な悩みや問題の解決に向けたスクールカウンセラーの配置や不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室の充実に努めます。また教職員の負担軽減のための課外活動支援員、部活動指導員の配置に努めます。
- いきいきとした学校生活を創造するため、児童・生徒の個性や能力、発達段階、障害等に応じたきめ細かな教育を行うとともに、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
小・中学校教諭補助員配置事業	学力の向上を図るため、児童生徒を支援し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を小・中学校に配置します。
スクールカウンセラー配置事業	様々な問題に悩む児童・生徒や保護者に対して、カウンセリングや相談活動を行います。

実施事業	事業内容
英語指導助手配置事業	英語教育の充実のため、中学校に英語指導助手を配置します。さらに小学校の外国語及び外国語活動、英語授業支援のため、英語指導助手及び教諭補助員を配置します。
学校図書館司書配置事業	児童・生徒の読書活動を推進するため、学校図書館司書を配置し、学校図書館の環境整備と機能向上を図ります。
特別支援教育体制推進事業	発達障害のある乳幼児・児童生徒が、就労に至るまで一貫した支援が受けられるよう、教育、医療、福祉、労働等関係機関のネットワークづくりを推進します。
適応指導教室指導員配置事業	不登校の児童生徒を対象に、教育相談、適応指導プログラムの実施、学習指導等を行います。
課外活動支援事業	中学校の部活動において、専門的な指導を必要とする場合に、民間の指導者を派遣します。
教職員研修事業	教職員の専門性や指導力を向上させるため、各種研修を実施します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
教諭補助員の配置数	平成 30 年度	26 人	増加

③：学校施設の充実

- 市内小中学校の改修及び環境整備を行い、安全・快適な教育環境を図ります。また、災害時の避難場所としての機能・役割等、さらなる防災機能の向上を推進します。
- 「学校の規模」・「通学時間」・「地域コミュニティ」など様々な要素をもとに、児童生徒の安全安心を確保し、将来を展望した適正規模及び適正配置を考慮した学校再編計画の策定に取り組みます。
- 学校再編計画を踏まえながら、改築工事、長寿命化対策及び大規模改修工事を計画的に進めていきます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
学校大規模改修事業	経年による建物損耗、機能低下に対する復旧措置や校舎の大規模改造工事を実施し、児童・生徒の安全・快適な教育環境を図ります。 災害時の避難場所となる屋内運動場及び武道場等のガラス、天井等の非構造部材の耐震化を図り、防災機能強化に向け計画的に実施します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
市内小中学校の再編計画（個別施設計画）の策定	平成 30 年度	－	20 校

施策 11 生涯学習の充実



この施策の目指す姿

市民が生涯学習を通じて生きがいを感じることができる学習環境を整え、人材が育つまちづくりを進めます。



現況と課題

- 本市には、生涯学習関連施設として、公民館等が各地域に設置されています。また、図書館と公民館等とのネットワークを活用し、利用者の利便性の向上と蔵書の有効活用を図っています。
- 近年、心の豊かさを重視するライフスタイルの変化や長寿社会の到来等による自由時間の増加を背景に、市民の多様な生涯学習への意欲が高まっています。また、自然や歴史・文化資源を守り、ふるさととして地域の記憶を継承する市民による市民のための地域学習の支援が求められています。
- このため、生涯学習講座を積極的に開催し、内容を充実していくとともに、市民の自主的な活動を促進するため、様々な情報提供を行っていく必要があります。さらに受講者から新しい人材を育成し、知識を受け継ぎ広めていけるような好循環を生み出す仕組みづくりが必要となっています。



施策の展開

①：生涯学習機会の充実

- 新受講者及び利用拡大につながる講座の企画、啓発を行い、市民の多様なニーズを取り入れた学習機会の充実を図ります。また、講師となり得る人材を掘り起こし、自ら学び、教える生涯学習の仕組みづくりを行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
生涯学習施設活動の支援	学びたいときに学べる機会と、人づくり・まちづくりにつながる場を提供します。
生涯学習講座の開催	充実した生活や教養を高めるため、市民ニーズに沿った講座を開催します。
生涯学習ボランティアリーダーバンクの充実	生涯学習講座の受講者の中から講師の養成・発掘に努め、ボランティアリーダーバンクの充実を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
生涯学習講座受講者数	平成 30年度	2,016 人	2,100 人

②：生涯学習関連施設の充実

- 教育資源として独自色が発揮できるよう、地域の人々と協働・有効活用し、新たな生涯学習の発信地として、学び・知識・技術等の習得を支援します。
- 住民のニーズを把握したうえで新講座や主催事業の企画、運営ができるよう、施設の整備充実に努めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
各施設※の整備充実	各施設での安全・安心な学習環境を整備します。

※：市民会館、公民館、いいおかユートピアセンター、海上ふれあい館

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
生涯学習施設の利用者数	平成 30年度	127,895 人	129,000 人

③：図書館及び関連施設の充実

- 図書館及び関連施設における蔵書の充実と蔵書検索・予約システムにより市民の図書利用を促進します。
- 「子ども読書活動推進計画」に基づき児童向け図書を充実させ、子どもたちの読書活動の推進を図ります。
- 旭市公共施設再編・長寿命化基本計画により施設の改修、機能の転用、解体等を行うほか、図書館施設の移転について検討を進めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
図書の充実	市民ニーズにあった図書の充実を図ります。特に、児童向け図書の充実を行います。
市図書館と図書施設のネットワークの活用	蔵書資料のデータ管理やインターネット検索による情報提供、インターネット経由での予約受付により、利用者の状況に応じたサービスを提供します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
あさひ図書利用カード登録者数	平成 30年度	20,497 人	21,000 人

施策 12 芸術文化の振興・伝統文化の保存



この施策の目指す姿

市民が芸術文化、地域の歴史に親しむことのできる機会の創出と文化財の保存・継承に取り組めます。



現況と課題

- 「心の豊かさ」が求められる中、優れた芸術文化に接する機会、世代や地域を越えて交流する機会や地域固有の歴史、伝統文化が保存され継承されることで、市民の文化意識が高揚することに努めています。
- 近年、人々の価値観が多様化しているため、幅広いニーズに対応しながら、自主的な芸術文化活動が活発になるよう支援しております。
- 人口が減少する中、地域の歴史・文化への愛着が深まるよう、各種文化財の保存・継承団体や所有者との連携や、市民の自主的な芸術文化活動を推進するため、市民が優れた芸術文化、身近な文化活動、地域の伝統文化等に接する機会をつくるとともに、世代・地域を越えた交流を促進していく必要があります。



施策の展開

①：芸術文化の振興

- 自主的で活発な活動が展開されるよう文化活動を支援するとともに、優れた芸術文化に接する機会を提供します。
- 関係機関への通知、ホームページ、プレスリリース等を活用し、市民文化活動や公演内容等をわかりやすく周知します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
市民文化活動の支援	文化活動の充実・活性化を図るため、各種文化団体の相互交流を促進し、自主運営と事業活動を支援します。
文化施設の利用助成事業	市民の文化活動を支援するため、東総文化会館利用料の一部を助成します。
文化振興事業	市民の文化意識の高揚を図るため、コンサート、講演会等の各種文化振興事業を実施します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
市民文化活動の観客数	平成 30 年度	12,726 人	14,000 人

②：文化財の保護

- 国指定文化財の大原幽学遺跡や関係資料等を展示・公開するとともに、史跡公園内の見学者に配慮した整備を行なうなど、文化財活用のための環境を整備します。
- 大原幽学記念館への来館に向けたPRや案内誘導看板を設置するほか、利便性を向上するために、駐車場等の整備を進めます。
- 文化財の保護、保存と関係施設の整備を図るとともに、伝統文化保存のため、文化財継承団体の活動を支援します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
大原幽学関係資料の保護・保存	大原幽学関係資料の保護・保存を行うとともに、国指定文化財の追加指定を目指し、関係資料の調査を行います。
大原幽学遺跡史跡公園の充実	国指定文化財の大原幽学遺跡を中心とする史跡公園について、文化財の保護と併せ、市民が地域の文化に触れ、憩いの場となるよう整備します。
文化財保存事業	各地域に保存されている埋蔵文化財や民俗資料等を集約して保存します。
文化財保存・継承団体への助成	文化財の保存・継承のため、各種文化財の継承団体に助成します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
大原幽学記念館の入館者数	平成 30年度	4,774 人	6,200 人

施策 13 青少年の健全育成



この施策の目指す姿

未来を担う青少年の健やかな成長を地域全体で支えます。



現況と課題

- 青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、地域社会のコミュニティの衰退、ソーシャルネットワーキングサービス※の急速な普及等により大きく変化し、日常的に人との関わりが減少しつつあります。
- 全国的にはフリーターやニートをはじめとした若者の社会的自立の遅れが深刻化し、児童虐待等の子どもが被害者となる事件も頻繁に発生しています。また、青少年による薬物事件等問題行動の低年齢化が進み、社会の中には青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでいます。
- 青少年が様々な機会・活動を通して社会性や道徳心を学ぶとともに、地域の一員であることを認識し、社会に積極的に関わっていくことが課題となっています。
- 家庭と地域・学校等各団体間の協力体制並びに組織体制づくりによる密接な連携の下、体験学習や実践活動を通じて地域との関わりや世代間交流を促進し、社会性や豊かな人間性を持つ青少年を地域全体で育成していくことが求められています。

※ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service):人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWEB サイトのこと。



施策の展開

①：青少年の健全育成の推進

- 青少年が広い視野と正しい見識を養い、心身ともに健やかでたくましい人間として育つため、家庭や学校、地域社会、関係団体の協力・連携により、実践活動を通して健全育成を推進します。
- 青少年の非行防止、健全育成、学校や子どもの安全確保に努めます。
- 子ども会の活動をサポートするジュニアリーダースクラブに魅力を感じ、中学生になってからもリーダーとして活動できるよう働きかけを行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
成人式開催事業	新成人に「大人としての自覚を促し、自ら生きぬこうとする青年を励ます」ことを目的に成人式を実施します。
青少年育成市民会議の推進	青少年に関する問題は複雑かつ深刻化しているため、市民一人ひとりが問題に取り組み、家庭や学校、地域等の各種団体がそれぞれの立場

実施事業	事業内容
	で行政と協働して青少年の健全育成を推進します。
青少年問題協議会の開催	青少年の指導、育成、保護等に関する総合施策について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図ります。
青少年相談員連絡協議会活動の推進	青少年相談員が青少年と真に一体となり、ともに喜び、ともに語り、青少年の健全育成を推進するため、地域の特色を生かした青少年健全育成活動を展開します。
通学合宿の推進	子どもたちが親元を離れて、異学年同士（小学校5年生から6年生）で集団生活をするにより、自主性、協調性、社会性等を養います。
地域子ども教室事業	学校や公民館等を利用し、地域住民を指導者とした、子どもたちの放課後や週末における文化活動、ものづくり活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動を通して、心豊かでたくましい青少年を育てます。
子ども会活動の促進	地域の大人が指導者となり、主体となる子ども会事業や地域事業等について支援し、様々な体験活動を実施します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
青少年相談員・子ども会活動事業（交歓会、パークゴルフ大会、書初展）参加児童数	平成 30年度	580 人	652 人



成人式

施策 14 互いに認め合う社会の形成



この施策の目指す姿

あらゆる場面において性別に捉われず、互いを認め、責任を分かち合い、それぞれの個性・能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。



現況と課題

- 本市は、「旭市男女共同参画計画」を策定し、計画の推進や啓発活動を行ってきましたが、女性登用に対する意識が低く、審議会委員等についても、まだ男性を優先する傾向にあるなど、未だに男女共同参画に対する意識の低さがあると考えられます。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）※や人権侵害の発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。
- こうした現状から、本市では、計画の基本理念である「男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の形成」を目指し、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要です。

※DV：配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力のこと。



施策の展開

①：男女共同参画の推進

- あらゆる分野で男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる社会の形成を目指し、意識の醸成を図ります。
- DV 相談窓口の充実を図り、関係機関との連携を強化し、被害者に適切な支援を迅速かつ継続的に行います。
- 女性委員の登用率向上に向けた、関係部署への周知を図るとともに、登用選考で女性を登用しない理由等の調査を行うなど、積極的に女性委員の割合を高める取組を推進します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
男女共同参画社会づくり啓発事業	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。
DV・虐待被害者の支援	関係機関と連携し、DV 等被害者に適切な支援を行い、状況に応じて緊急避難等の対応を行います。
市民相談事業	法律問題や行政への意見、人権侵害等の相談の機会を提供します。
審議会等への女性委員登用の促進	女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り、積極的に女性の登用を促進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
審議会等における女性委員の割合	平成 30 年度	23.4%	30.0%

施策 15 定住の促進



この施策の目指す姿

本市の魅力を発信し、市全体で暮らしやすいまちづくりを進めることで定住を促進します。



現況と課題

- 本市では、定住支援策の一環として、定住に係る奨励金制度を設置する等、定住人口の確保に努めています。しかし、本市の人口構造は、転入・転出数(社会増減)について、転出数が転入数を上回る転出超過となっています。
- 今後、人口減少や少子高齢化のさらなる進行が予測され、人口構造の変化による経済の停滞、地域コミュニティの衰退、本市の財政運営への影響等、社会経済への様々な影響が懸念されることから、定住人口の確保に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 移住等の検討段階において、定住先として本市が選ばれるよう支援策を含め事前に知ってもらう必要があります。



施策の展開

①：定住促進対策の推進

- 県が主催する移住相談イベントに参加して個別相談を行うなど、本市の魅力を情報発信するとともに、市外からの移住希望者への制度周知等を図り、市内で暮らすことの意欲を高め、市内に住宅を取得し、移住・定住する人を支援します。
- 移住希望者の目に留まるような情報発信に向けて、シティプロモーション用サイト「あったか！旭」の内容の充実と更新を行うとともに、移住・定住支援ガイドパンフレットの配布を行います。また、近隣市と連携した情報発信の実施について、千葉県を通じて検討を行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
定住促進奨励金交付事業	定住を目的に新たに本市へ転入し、新築住宅の建設・購入及び中古住宅を購入した人に対し、移住費用の一部として最大 150 万円を交付します。
移住支援等の情報発信	移住する際の支援策等を関係機関と連携するとともに、ワンストップで支援し、移住の促進を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
転入世帯数（定住促進奨励金交付事業）	平成 30 年度	42 世帯	50 世帯

施策 16 交流の促進



この施策の目指す姿

海外や地域間での交流の輪を広げ、本市の認知度向上、さらなる発展につなげます。



現況と課題

- 世代間交流や人材育成、ホストタウン交流を推進し、本市の産業やスポーツイベント、姉妹都市とのさらなる交流を深め、市内外及び国際交流を図り、本市の知名度を高めていく必要があります。そのためには、国際的な視野を持ち、スポーツや文化など様々な分野での交流を通してコミュニケーション能力を持つ人材育成を図ることが課題となっています。
- 全国に向け、「住みよいまち旭」をPRしていくとともに、イメージアップキャラクターや特産品等を活用した積極的なシティセールスを行うことが重要な課題となります。



施策の展開

①：交流事業の促進

- 農業資源の活用やスポーツ、体験プログラム等の各種事業を行い、自然豊かな本市を SNS やフェイスブックなどを利用してPRし、市内外を問わず交流を推進します。
- ふるさと応援寄附については、本市の関わりや知名度向上につながる魅力ある返礼品や釣り船乗船券などの旭市を直接訪れる体験型メニューである返礼品を充実・周知を図ることで、関係人口の拡大につなげます。
- イメージアップキャラクターである「あさピー」や、本市の「観光大使」が情報を広く発信することで、市内外での本市の認知度向上を図るとともに、市民にもこれらに親しみを持ってもらえるよう、官民一体となって旭市の情報発信力の向上を図ります。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を機に、交流のある諸外国と大会終了後も交流活動を継続して実施します。



幽学の里で米作り交流

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
幽学の里で米作り交流事業	大原幽学ゆかりの水田を活用し、米作り体験を中心に都市住民等と交流活動を実施することで、豊富な農水産物と観光資源のPRを図ります。
スポーツ振興事業（しおさいマラソン、パークゴルフ）	しおさいマラソン大会をはじめ、卓球やパークゴルフ等のスポーツを通じた都市住民等の交流を促進します。
東京オリンピック事前キャンプ地誘致等事業	東京オリンピック事前キャンプ地誘致を推進します。 更に、オリンピック聖火リレー、パラリンピック採火式を行います。
旭市イメージアップキャラクター活用事業	イメージアップキャラクター「あさビー」を活用し、本市の様々な魅力や特性を市内外に効果的及び積極的に発信することで、本市のイメージアップを図ります。
旭市観光大使の活用	本市にゆかりのある有名人等を観光大使として、全国に市の魅力を広く宣伝し、イメージの向上を図ります。
ふるさと応援寄附推進事業	本市への寄附者に対し特産品や体験型の返礼品を提供することで、本市の魅力を全国に発信し、知名度の向上、産業の活性化、関係人口の増加を図るとともに財源の確保に努めます。
ホストタウン交流事業	東京オリンピック・パラリンピック大会終了後もホストタウン相手国との交流を促進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
交流人口（しおさいマラソン大会、向太陽杯、幽学の里で米作り交流）	平成 30年度	7,226 人	7,400 人

②：自治体間交流の促進

- 姉妹都市である長野県茅野市及び沖縄県中城村との交流を通じて、双方の地域資源を活用しながら、市民の相互理解や友好を深めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
旭市姉妹都市宿泊助成事業	姉妹都市との相互の交流の促進を図るため、姉妹都市の宿泊施設に宿泊した市民に、宿泊費の一部を助成します。
旭市・茅野市児童交流事業	豊かな人間性や社会性を養い、21 世紀を担う視野の広い人材を育むため、交流による体験活動を通して、相互理解と友好親善を図ります。
沖縄交流事業	子どもたちの市民としての誇りや郷土愛を育むため沖 縄県中城村との交流を推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
姉妹都市宿泊者年間人数	平成 30年度	321 人	400 人

施策 17 安全で快適な道路の整備



この施策の目指す姿

地域と暮らしをつなぐ広域交通網、安全と利便性に配慮した市内道路の整備を推進します。



現況と課題

- 本市の道路延長は、国・県道が約 118km(舗装率 100%)、市道が 1,111km(舗装率 70.8%)となっています。
- 市域を東西に横断する国道 126 号を中心に、県道、東総広域農道が骨格を成し、その他の道路が市内全域に張り巡らされています。また、首都圏からのアクセスについては、銚子連絡道路が横芝光町まで開通し、銚子市までの延伸が計画されています。
- 現在、旭中央病院周辺の渋滞解消のため、旭中央病院アクセス道(南北線)の国道 126 号から東総広域農道までの区間をはじめ、飯岡海上連絡道三川蛇園線や南堀之内バイパスについて、早期完成を目指して整備を進めています。
- 道路は、交通利便性の向上や歩行者の安全性の確保等を図りつつ、将来の発展を見据え、計画的に整備していく必要があります。近年増大した大型車の通行により、傷んだ道路を計画的に維持管理していくことが課題となっています。
- 歩行者の安全確保のため、歩道が設置されていない道路において、歩道整備を含めた交通安全対策が課題となっています。



施策の展開

①：主要道路の整備

- 市内の円滑な交通を確保するとともに、産業振興や地域間交流を促進するための広域幹線道路及び地域間を結ぶ幹線市道の整備を進めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
旭中央病院アクセス道整備事業(南北線)	東総広域農道琴田地先から旭警察署の東側を經由し、旭中央病院に至る道路の整備を進めます。
飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業	国道 126 号飯岡バイパス三川地先から蛇園を經由し、主要地方道銚子・旭線に至る道路の整備を進めます。
南堀之内バイパス整備事業	主要地方道多古・笹本線から、主要地方道大栄・栗源・干潟線清和乙地先に至る道路の整備を進めます。
震災復興・津波避難道路整備事業	飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。(横根三川線、椎名内西足洗線)

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
計画路線の供用開始延長（全延長 11.0 km）	平成 30 年度	2.7 km	11.0 km

②：国・県道の整備促進

- 安全で快適な道路環境と広域的な交流を促進するため、国道及び主要地方道、一般県道の整備を県に要望します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
銚子連絡道路整備	早期完成を国・県に要望します。
国道 126 号の整備	車道、歩道の拡幅、交差点改良等の整備を要望します。
(主) ^{注1} 銚子・旭線の整備	車道、歩道の拡幅、交通安全施設等の整備を要望します。
(一) ^{注2} 小見川・海上線の整備	県道小見川・海上線の側溝改良と歩道の整備を要望します。
(主) 銚子・海上線(清滝バイパス)の整備	利根かもめ大橋から東総広域農道を結ぶ幹線道路の早期完成を要望します。
(主) 銚子・海上線の整備	主要地方道銚子・海上線の側溝改良と歩道の整備を要望します。
国道 126 号飯岡バイパスから県営飯岡漁港を結ぶ道路及び飯岡漁港以西の道路整備	国道 126 号飯岡バイパスから県営飯岡漁港を結ぶ道路整備及び飯岡漁港以西の道路改良を要望します。
(主) 多古・笹本線の整備	主要地方道多古・笹本線バイパス事業を要望します。
(一) 旭・笹川線の整備	県道旭・笹川線(大正道路)の歩道の整備を要望します。
(主) 旭・小見川線の整備	主要地方道旭・小見川線の道路改良等の整備を要望します。

注1：主要地方道

注2：一般県道

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
国・県への要望	平成 30 年度	実施	実施

③：市道の整備

- 安全で円滑な交通を確保するため、市民からの要望を把握し、計画的に市道の整備を進め、老朽化した道路の維持管理を適正に行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
道路新設改良事業	未改良部分の整備や舗装を計画的に行います。

実施事業	事業内容
市道の維持補修事業	老朽化した舗装や破損した道路の維持補修を行います。
橋梁長寿命化修繕事業	橋梁の予防保全型維持管理を行います。
急傾斜地崩壊対策事業	災害の未然防止のため、必要な対策工事等を講じて行きます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

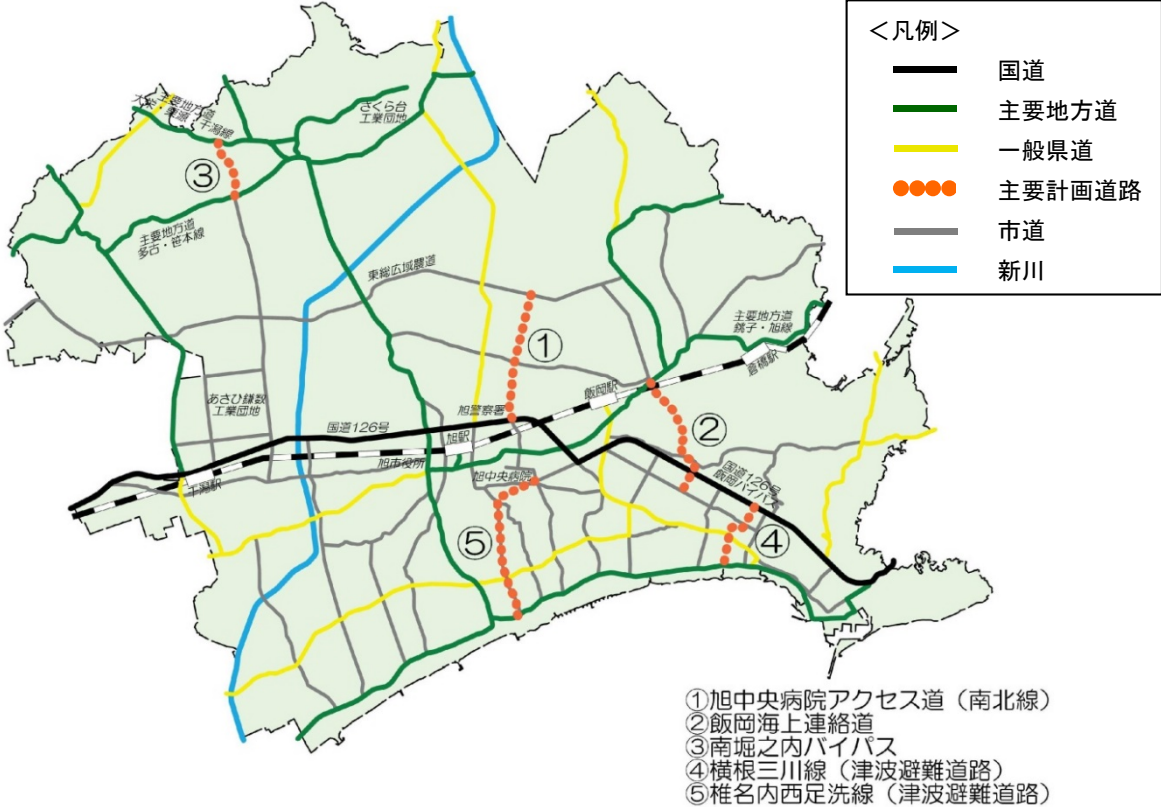
指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
道路舗装率（市道）	平成 30 年度	70.8%	76%
道路改良率（市道）	平成 30 年度	68.4%	74%

■ 市道の状況

（平成 30 年度）

	路線数 (本)	実延長 (m)	舗装道 (m)	未舗装道 (m)	舗装率 (%)	改良済 (m)	未改良 (m)	改良率 (%)	歩道等 設置道路 延 長 (m)	橋梁ヶ所 (ヶ所)	橋梁延長 (m)
一級	69	117,202	116,405	797	99.3	116,509	693	99.4	32,393	38	659
二級	90	113,583	112,875	708	99.4	111,044	2,539	97.8	12,578	41	329
その他	2,536	880,967	557,365	323,602	63.3	532,772	348,195	60.5	5,127	244	1,436

資料：建設課



施策 18 安全・安心な水の供給



この施策の目指す姿

将来にわたり水を安定供給するため、適正な施設整備・更新を推進します。



現況と課題

- 上水道の普及率は、平成 31 年 3 月末現在で 87.6% となっており、微増で推移していますが、人口減少に伴い給水人口については平成 27 年度末をピークに減少しています。
- 旧 1 市 3 町における水道事業の創設・施設整備から 40 年を経過し、今後、管路の老朽化が進行し、老朽配水管や施設の計画的な更新体制の整備が必要です。
- 各配水系において必要容量に偏在があることから、配水施設の効率的な稼働に向けた配水システム整備の検討が必要です。
- 上水道は、市民にとって重要なライフラインのひとつであることから、災害等による断水を最小限に抑える必要があります。このため、適正な配水池容量の確保や水道施設の耐震化を進め、災害に強い上水道を整備していくことが課題となっています。



施策の展開

①：上水道の安定供給

- 各配水系に係る給水区域を見直し、自然流下方式による給水区域の拡大を通じた、合理的・経済的な配水システムの構築を目指します。
- 引き続き適正な配水池の維持管理、配水管の漏水対策や耐震化の推進、機能強化のための布設替えやループ化等の取組を推進するほか「旭市水道事業ビジョン」に基づく、老朽化施設の計画的な整備・更新等や近隣の水道事業体との応急給水体制の構築に努めます。
- 未使用世帯への P R を継続し普及促進を図るとともに、配水管が整備（布設）されていない地域については、配水管布設費用の負担軽減のための補助制度の利用を促進します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
施設整備事業	各給水区域を見直し、合理的・経済的な配水システムの構築を図ります。
配水管布設費用補助事業	専用住宅等を対象として、配水管を整備（布設）する場合、費用について補助し水道普及の向上を図ります。
配水管及び施設の整備	計画的な配水管の布設及び老朽化した配水管・施設の更新等を行い、災害等への対策強化を図ります。
上水道の普及促進及び節水意識の向上	未使用世帯に対して戸別訪問を行い、利用を促進するとともに、限りある資源の大切さや、普段からの節水を呼びかけます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
基幹管路の耐震化率	平成 30 年度	8.3%	増加

施策 19 公園の充実



この施策の目指す姿

自然環境との調和と適正な維持管理を図り、うるおいと安らぎのある憩いの場をつくります。



現況と課題

- 公園は、市民が自然とふれあい、うるおいと安らぎをもたらす憩いの場であるとともに、文化・スポーツ・レクリエーションの場であり、また、市民の健康づくりの場、交流の拠点となるほか、災害時には避難場所や広域防災拠点となる等、多くの機能を持っています。
- 本市には、旭文化の杜公園や旭スポーツの森公園、袋公園、海上コミュニティ運動公園、三川ふれあい公園、児童遊園、農村公園、さらに海岸部には、いいおかみなと公園や県立九十九里自然公園等、多くの緑豊かな公園が開設されています。
- 大規模災害等の発生に備え、災害時の避難場所や広域防災拠点として活用するとともに、市民ニーズにあった公園としての適正な維持管理が必要です。
- 老朽化した遊具等、公園施設の安全性確保に向けて計画的な維持管理を実施し、長寿命化を図る必要があります。



施策の展開

①：公園の維持管理

- 市民の健康づくりや憩いの場として、各地域の特性や市民ニーズにあった公園機能の充実を図ります。
- 地域と連携を図った公園の利活用や維持管理についての検討を進め、市民による自主的な美化活動の促進を図ります。
- 定期的なパトロールを行うほか、施設の器物破損やゴミの不法投棄が多い公園については、防犯カメラを設置し、問題箇所の早期発見・早期対応に努めます。
- 遊具の安全を確認し、公園の用途や利用状況等を踏まえながら、計画的な修繕・長寿命化対策を実施するほか、遊具の配置について検討します。



袋公園

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
公園維持管理	都市公園や児童遊園、農村公園、観光公園等が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理を行います。
市民参加による公園の美化活動の促進	市民の自主的な活動による公園の維持管理や美化活動を促進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
公園管理に対する苦情件数	平成 30 年度	35 件	減少

施策 20 居住環境の充実



この施策の目指す姿

自然・文化・産業等の調和がとれた災害に強い、住んでみたい、住み続けたい生活環境を整備します。



現況と課題

- 本市では、基本的な住環境を形成するため、道路、上・下水道、排水、公営住宅等の整備を進めていますが、今後は、整備を進めるだけでなく、景観の整備等、質の向上にも積極的に取り組み、より魅力ある住み良いまちづくりを進めていくことが求められています。
- 市全体の均衡のとれた計画的な土地利用を進めていくため、都市計画マスタープラン^{※1}の方針を踏まえて、現在、旭地区のみに設定されている都市計画区域^{※2}を市全域に拡大することが課題となっています。
- 東日本大震災により、沿岸地域が津波による甚大な被害を受けた状況を踏まえ、地域ごとの特性を踏まえながら、災害に強い地域づくりを進めるとともに、良好な居住環境の形成に取り組む必要があります。
- 近年、人口減少等に伴い、地域社会における高齢化問題・空き家問題の顕在化、さらには地域コミュニティが希薄化する中、耐震化・リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用へと転換することが求められており、子育て世帯・高齢者等が安心して暮らすことのできる住生活の実現、既存の住宅等の利活用の推進を図る必要があります。
- 今後は、自然・文化・産業等の調和がとれた総合的な施策を推進し、住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりに取り組む必要があります。

※1 都市計画マスタープラン：「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市が主体的に策定するもので、今後、市で行う様々な都市計画の指針となるもの。

※2 都市計画区域：自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として指定された区域のこと。



施策の展開

①：秩序ある土地利用

- 都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、地域の特性を生かしつつ、バランスある土地利用を推進し、景観に配慮した住環境の向上に取り組めます。
- 宅地開発等を適正に規制・誘導し、良質な宅地の形成を促進します。
- 市民の都市計画に対する合意形成を進めるため、都市計画制度の周知を工夫し、理解を深めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
良好な住居環境の形成	宅地開発指導要綱等に基づき、宅地開発事業の適正な指導を行い良質な宅地水準を確保します。
都市計画区域の見直し	都市計画の見直しを進めます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
都市計画区域の見直し	平成 30 年度	制度周知のため 説明会を実施	方針決定

②：住みよい住環境の確保

- 住み良い住環境を確保するため、適正な規制・誘導により住環境の向上を図っていきます。
- 住宅の取得が難しい市民等のため、市営住宅を適正に維持管理し、良好な居住環境を確保します。
- 公営住宅等長寿命化計画の見直しに合わせ、確保が必要な住宅戸数を推計、把握し、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化の著しい住宅は解体を進め、公営住宅の借上げ制度について検討を行います。
- 下水道の整備や合併処理浄化槽設置の促進、排水処理施設の維持管理等、水質保全や生活環境の改善に取り組むほか、冠水箇所の把握、調査を行い、改善を図ります。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
公害対策事務費	市民や事業者に対して、騒音・振動・悪臭防止の指導・啓発を行います。
市営住宅の適正な管理	市営住宅を適正に管理するために、定期修繕を実施します。
市営住宅の長寿命化及び老朽化住宅の解体	予防保全的な修繕及び耐久性の向上を図るとともに、老朽化の著しい住宅は新規募集をせずに解体を進めます。
公共下水道施設の維持管理	将来的な公共下水道施設の老朽化に対応するため、維持から改築までの予防保全型施設管理を行います。
農業集落排水事業	老朽化した管路の更新を実施し、家庭排水の集中処理方式による水質管理により農業用排水路の水質安定や生活環境の改善を図ります。
広域排水計画の策定	市内全域を対象とした排水系統を調査し、排水施設整備計画を策定します。
地下水汚染対策事業	井戸水が飲用に適さない上水道未整備地域の世帯において、浄水器の購入に対し購入費用の一部を補助します。
公共下水道の整備	公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設の計画的・効果的な整備を行い、適正な事業運営を図り、生活環境の向上を促進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
市営住宅等に係る苦情件数	平成 30 年度	16 件	減少

③：魅力ある景観の保全

- 本市特有の恵まれた自然環境や変化に富んだ地形からなる眺望景観等を積極的に保全するとともに、景観に対する市民意識の高揚を図り、魅力ある景観の形成に努めます。
- 景観及び風致の維持のため、必要な規制を行うことにより、市民が暮らしやすく、誰もが訪れたいと感じる都市空間形成を推進します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
景観の保全	豊かな自然環境と調和した景観の保全に努めるとともに、景観行政団体への移行及び景観計画の策定を検討します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
景観行政団体への移行及び景観計画の策定	平成 30 年度	検討	景観行政団体 への移行

④：空き家対策の推進

- 市内における空き家の実態を把握し、対策計画作成や協議会の設置により対策を進めます。
- 今後懸念される空き家の増加を踏まえ、空き家所有者等に適正管理の啓発を行うことにより、地域の安全安心に努めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
空き家対策事業	地域の生活環境の保全を図るため、適切な管理が行われていない空き家についての適正な管理を促すとともに、空き家やその跡地の活用を図る等の必要な措置を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
苦情相談件数	平成 30 年度	99 件	減少

施策 21 廃棄物の減量化と資源の有効活用



この施策の目指す姿

市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化と再資源化、環境への負荷の少ない地域づくりに取り組みます。



現況と課題

- 廃棄物の減量化と資源の有効活用を進めるためには、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要なため、分別収集の徹底やリサイクルの推進、生ごみ処理機等の購入補助金や資源ごみ集団回収促進事業奨励金制度についての説明等、行政からの積極的な情報提供を充実させていく必要があります。
- ごみ処理については、広域化に伴い、銚子市及び匝瑳市と連携を図りながら、ごみの適正処理と減量化及び再資源化に取り組みます。また、広域焼却施設において熱回収を行い、エネルギーの有効活用を進めます。



施策の展開

①：廃棄物の減量化と資源の有効活用

- ごみ減量化と3R※の推進のまち宣言事業として市民宣言・事業者宣言を広めて行くとともに、生ごみ処理機、処理容器の普及拡大、資源ごみ集団回収の拡大をし、廃棄物の減量化を推進します。

※3R：循環型社会をつくるための3つのRのこと。Reduce(ごみを減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(再び資源に使う)のこと。



資源ごみの集団回収

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
ごみの減量化推進事業	ホームページや広報等で3R運動を推進し、ごみの発生を抑制します。また、生ごみ処理機等購入の補助制度及び集団回収促進事業奨励金制度を周知して、ごみの減量化を進めます。
ごみ処理の広域化	ごみの適正処理と減量化、再資源化に取り組み、限られた資源やエネルギーの有効活用を進めます。
し尿の収集・処理体制の充実	し尿や浄化槽汚泥の収集処理体制の充実を図ります。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
廃棄物の減量化	平成 30年度	23,807 t	減少を目指します

施策 22 自然環境の保全



この施策の目指す姿

地域特有の自然環境を保全し、自然環境と調和した持続可能なまちづくりを進めます。



現況と課題

- 本市に残る大切な自然環境は、適切な保全管理と活用に努めるとともに、市民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみで保全に努める必要があります。
- 再生可能エネルギーの利活用が期待されている中、海洋の風力に恵まれている本市においても、洋上風力発電の導入について検討を行う必要があります。



施策の展開

①：自然エネルギーの有効活用

- 自然エネルギーを有効活用するため、地球温暖化対策推進実行計画に基づき、省エネルギー、太陽光発電、新エネルギーについての情報提供、普及啓発を行うほか、新設、改修予定の市施設への省エネ、新エネ設備の導入等、地球温暖化の防止対策に積極的に取り組みます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
住宅用省エネルギー設置助成事業	省エネ型社会の実現及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する市民（個人）に対し、設置費用の一部を助成します。
新エネルギー等の促進	新エネルギー等に関する情報提供、普及啓発を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
温室効果ガス排出量	平成 30年度	838 万 3,445 kg-CO ₂	696 万 0,000 kg-CO ₂

②：自然環境の保全

- 健康で文化的な生活を確保しながら、豊かで恵まれた環境を守り、次世代へ承継していくために、地域の自然・文化・産業等の調和がとれた総合的な施策を推進します。
- 不法投棄防止対策として監視や指導を強化し、地域ぐるみできれいなまちづくりへの取組を進めます。

- 市民一人ひとりが環境にやさしい行動を実践することで、自然と共生できるまちづくりを目指すとともに、環境ボランティア団体等の支援・育成に努めます。
- 河川及び事業所排水水質調査、ダイオキシン類環境調査を実施し、調査結果をもとに環境変化の監視を継続します。
- 河川の水質向上のため引き続き市民への合併浄化槽の設置促進を図るほか、県とともに小規模飲食店等の排水水質の向上策について検討し、周知を行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
環境基本計画の見直し	住み良い環境を保全するため、現状に応じて環境基本計画の見直しを行います。
公害対策事務費	大気におけるダイオキシン類や河川等の各種測定検査を実施し、その結果を公表します。
田園環境保全事業	遊休農地の多面的な活用として、コスモス等の景観形成作物の栽培やホタルの育成等により田園環境の保全を図ります。
環境にやさしい農業推進事業	環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。
合併処理浄化槽設置促進事業	公共用水域の汚濁を防止し水質保全を図るため、補助要件を満たす合併処理浄化槽の設置者に対して助成します。
萩園生活排水処理施設の維持管理	萩園地区からの生活排水の水質改善を図るため、排水処理施設の維持管理に努めます。
不法投棄防止活動事業	不法投棄監視員等による環境パトロールや不法投棄防止パトロールの委託等により、不法投棄等を未然に防止し、地域ぐるみで生活環境を保全していきます。
環境ボランティア活動の支援	きれいな旭をつくる運動を推進するため、きれいな旭をつくる会や環境ボランティア団体を支援して、道路・河川・海岸等、身近な地域環境美化の推進を図ります。
新川の浄化と保全	新川の汚染防止対策等の啓発活動に努めます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
環境基準に達している箇所割合（市内河川 16 ヶ所）	平成 30 年度	50.0%	100%を目指 します

施策 23 協働の促進



この施策の目指す姿

市民一人ひとりが主体的に関わり、市民活動、コミュニティ活動を促進するための環境を整えます。



現況と課題

- 人口減少や少子高齢化、核家族化が進み、人々の価値観やニーズが多様化する今日においては、地域における住民相互の連帯意識等が希薄化する傾向にある中で、行政だけで十分な公共サービスを担っていくことは、質的にも量的にも厳しい状況となっています。
- まちづくりに対する市民の意識・関心は高まりを見せており、特に東日本大震災を契機として、絆と助け合いの精神のもと、福祉や防災、環境といった分野において、地域住民やNPO・ボランティア団体等による地域貢献活動が活発に行われています。
- 今後は、住み良い地域社会を築くため、地域の各種イベント等を通して、住民相互のふれあいを深めるとともに、地域住民の自主的な活動を支援し、市民等の参画と協働意識の醸成をさらに図りながら、市民参加型のまちづくりに取り組む必要があります。



施策の展開

①：市民活動団体、NPO等の育成・支援

- 市民の自主的なまちづくり活動を促進する、地域を担う人材の育成やNPO・ボランティア団体等を支援します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
市民まちづくり活動支援事業	市内で実施される、自主的で創意あふれる事業を行う市民まちづくり団体に対し補助金を交付します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
市民まちづくり補助金交付団体	平成 30年度	5団体	増加

②：市民参画の推進

- 市政に対する市民意見の反映を目的として、積極的に審議会等の委員を公募し、市民参加型のまちづくりを推進します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
委員の公募	審議会等の委員の構成において、広く市民からも委員を募集します。
子ども議会の開催	市内小中学校の児童・生徒を対象に子ども議会を開催し、学校で学んだ地方自治制度や地方議会制度について、子どもたちの理解を深めます。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
各種審議会等における公募委員の就任数	平成 30年度	52人	増加

③：コミュニティ活動の推進

- 住民相互の連帯による地域社会を形成するため、コミュニティ意識の醸成を図るとともに、活発なコミュニティ活動の支援に努めます。
- 転入者・転居者に対して区への加入促進のチラシを市民生活課窓口にて配布するほか、区長等を通じて未加入者へ配布するなど、加入促進に努めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
地区集会施設建設・修繕事業	地域団体が行う地区集会場または、これに類する集会施設の建設や修繕に要する経費について補助金を交付します。
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ意識の高揚を図り、地域の連帯感を高めるため、祭り用品の購入に要する経費について、地域団体に補助金を交付します。
区への行政連絡事務委託	市民に対する行政連絡を徹底するため、市が行う行政連絡事務を区等に委託し、行政事務の効率化を図るとともに、地域コミュニティの緊密化に寄与します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
住民の区への加入率	平成 30年度	61.8%	61.0%



子ども議会

施策 24 広報・広聴・情報公開の充実



この施策の目指す姿

市政情報を積極的に公開・提供し、市民との情報共有を図るとともに、市民の声を反映した市政運営に努めます。



現況と課題

- 市政情報を積極的に公開・提供することは、市民への説明責任を果たすとともに、市民参加・協働を進めることにもつながります。情報を相互に共有することは、市民とともにまちづくりを行う上で必要不可欠なものです。
- 広報活動については、広報あさひやくらしの便利帳による市民に役立つ行政情報の発信、市勢要覧やガイドマップでの市内外へのPRに加え、ホームページやフェイスブックなどのSNSページを開設しています。
- 広聴活動については、市民の意見や要望等を市政に反映させるため、市民からの意見把握に努める必要があり、本市では市長への手紙制度等、様々な取組を行っています。
- 行政運営の公平性、透明性を担保するため、情報公開を積極的に推進する一方、個人情報の保護にも取り組んでいます。
- 議会については、本会議の生中継・録画中継のインターネット配信をパソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末向けに実施するとともに、議会だよりの発行や、ホームページを活用し、積極的な広報活動や情報発信を行っています。



施策の展開

①：開かれた市政

- 市政の情報公開の推進と適切な個人情報の保護を図るため、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」を設け、適切に運用することにより、市政への信頼と透明性の確保に努めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
情報公開制度の運用	公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、市民への説明責任を全うするとともに、市民の知る権利を保障し行政への参加の促進と公正で透明な開かれた市政の発展に努めます。
個人情報保護制度の運用	個人情報を保護するために、その適正な取扱いを確保し、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼できる市政を推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
情報公開及び個人情報保護運用状況の公表	平成 30年度	適正に処理	適正に処理

②：広報広聴活動の推進

- 広報紙やホームページを充実させ、SNS を活用することで、わかりやすく速やかに行政運営等の情報を提供し理解を深めます。
- 市民の意見や要望等を市政に反映させるため、多様な手段で広聴活動の充実を図ります。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
広報あさひ発行	行政情報や身近な話題等をわかりやすく伝えるため、広報あさひを発行し、市政運営に対する理解と福祉の向上を図ります。
各情報誌の作成	本市の情勢を紹介する市勢要覧、ガイドマップ、市民生活に役立つ便利帳等を定期的に発行します。
ホームページやSNS等を活用した情報発信	行政情報の充実や速やかな発信に努めるとともに、市民の情報交流の場、広聴や市政参加の窓口として、ホームページやフェイスブック等のSNSを活用し、より身近な情報発信を行います。
市長への手紙制度	市政に関する意見、要望等を広く聴くことにより、協働による市政の運営とまちづくりを推進します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
ホームページのアクセス件数	平成 30年度	900,858 件	1,000,000 件

③：開かれた議会の実現

- 議会に対する市民の理解を深めるため、審議の過程や活動内容等に関する情報を積極的に公表し、開かれた議会の実現を目指します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
インターネット議会配信事業(議会情報発信事業)	本会議の生中継・録画中継のインターネット配信をパソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末向けに実施することで、議会運営の情報を提供します。
議会だより(議会情報発信事業)	定例会ごとに議案に関すること、一般質問に関すること及び委員会活動に関すること等を掲載し発行します。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
本会議の生中継・録画中継のアクセス数	平成 30年度	8,836 件	9,500 件

施策 25 地域包括ケアシステムの充実



この施策の目指す姿

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していきます。



現況と課題

- 高齢化の進展に伴う認知症高齢者や単身高齢者世帯の増加、複雑化する家族関係や社会状況の変化等により増大する相談に対応するため、市内地域を3分割し、より身近な地域に地域包括支援センターを設置・運用しています。
- 今後、高齢化の進展に伴い、疾病等を抱える高齢者数も増加していくと予測されている中で、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けることができるよう、地域における医療・介護が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが求められています。
- 地域での見守りやケア、医療と介護を担う関係者の顔の見える関係づくりを積極的に行い、地域の生活上の共通課題や支え合いについて、連携して構築する必要があります。
- 認知症高齢者の増加も予測されていることから、早期の適切な診断と、本人や家族への支援を行うことにより、認知症の進行の遅延化や家族の介護負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にすることが求められています。



施策の展開

①：地域包括ケアシステムの充実

- 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムを充実させていきます。
- 地域包括支援センターの3職種(主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師)が各々の専門性を生かし、必要な制度や関係機関との連携を図りながら、適切な相談を行い、日常生活に支障が生じても、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境を整えていきます。
- 地域の見守りが必要な高齢者について地域ケア個別会議を開催し、高齢者の自立支援を目的に見守り体制の検討を行うとともに、抽出された地域の共通の課題について、地域の関係者やケア関係者との連携が図れるよう「地域ケア会議」の開催について積極的に進め、地域の支え合いについて支援していきます。
- 認知症の人やその家族を早期に支援するため、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応を行うとともに、認知症サポーターの養成を行い、認知症の人の地域での生活を支援します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
地域包括支援センター運営事業	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を行います。
認知症サポーター等養成事業	認知症の正しい知識を身につけ、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り支える認知症サポーターの養成を行います。
認知症初期集中支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の早期診断・早期対応を行います。
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	関係機関や協力機関と連携し、認知症により行方不明になる可能性がある高齢者を速やかに発見するためのネットワークを展開します。
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護双方を必要とする高齢者が、最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築していきます。
地域ケア会議推進事業	介護支援専門員、保健・医療・福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を開催し、高齢者の適切な支援に関する検討を行います。

■ 重要業績評価指標（KPI）

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
多職種連携相談件数	平成 30 年度	延べ 2,764 件	延べ 3,000 件
認知症初期集中支援実施件数	平成 30 年度	6 件	8 件

施策 26 高齢者福祉の充実



この施策の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や生きがいづくり、在宅での生活支援に取り組みます。



現況と課題

- 本市の65歳以上の人口は、平成31年(2019年)4月1日現在19,568人で、人口比では29.9%と、平均寿命の伸長と出生率の低下による高齢化が進み、近い将来、現役世代により高齢者を支えることが困難になることから、介護予防及び認知症予防のため、現行の「通いの場」の形式に限らず、スポーツや生涯学習、公園や農園を利用した取組、民間企業と連携した取組や、医療機関・介護保険施設が自主的に行う取組、社会の担い手としての参加や有償ボランティアの取組など、様々な分野での取組が重要となります。
- 高齢者の健康・生きがい対策として、老人クラブ活動の支援や敬老大会等を開催する等、高齢者福祉の充実を図っていますが、老人クラブ数は年々減少している状況で、今後は、市内老人クラブ及び会員同士の連携とその活動の一層の推進を図るとともに、社会参加の意識を高める必要があります。
- 日常生活に様々な支援を必要とする高齢者も増えて、高齢者が地域で生活を継続するためには、介護予防の取組とともに、介護サービス以外の地域の実情に合った多様な生活支援サービスが必要とされます。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、地域の民生委員や住民の協力のもと、安否確認や見守り支援、緊急時の救護体制等をさらに充実させていく必要があります。



あさピー☆きらり体操



施策の展開

①：健康づくりを通じた支えあい

- 高齢者に対する介護予防の普及啓発及び介護予防サポーターの養成と育成を引き続き行い、身近な地域での介護予防体操「あさピー☆きらり体操」を実施する「通いの場」の立ち上げを支援するとともに、「通いの場」が地域住民の支えあいの場となるように啓蒙活動を行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する普及啓発のため、介護予防教室や講演会の開催及びパンフレット等の配布を行います。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と「通いの場」等の地域の支え合いの体制づくりを推進します。
地域リハビリテーション活動支援事業	通所・訪問型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場において、リハビリテーション関連職の協力・専門的指導・助言を受け、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止を図ります。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
通いの場設立数	平成 30 年度	26 団体	50 団体

②：見守り体制の構築

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して引き続き緊急通報装置を活用した見守り体制を推進していきます。
- 認知症高齢者等、見守り支援が必要な高齢者について、小学校区単位の地域会議や市全域の会議を開催し、生活支援コーディネーターと協働して、地域での生活支援見守り体制を構築していきます。
- 高齢者地域見守りネットワーク事業で協定を結んだ事業所の連絡会議や、意識向上のための講演会を開催していきます。
- 公的サービス以外の民間サービスの有効な活用を推進することにより、地域全体の見守り体制をより向上していきます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、緊急通報装置と緊急ボタン付きペンダントを貸与し、日常生活における緊急時の連絡対応サービスを提供します。
配食サービス事業	高齢者の地域における自立した生活を支援するため、安否確認を兼ねた配食サービスを提供します。
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者の人が、安心して生活していくために、地域の民間企業等の協力を得て高齢者見守りネットワークを実施します。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と地域の支え合いの体制づくりを推進します。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
緊急通報装置の設置数	平成 30 年度	227 台	258 台

③：生きがいくりの推進

- 高齢者の就業機会の確保、老人クラブ活動等の社会参加を促進し、地域活動への関心を高め、元気な高齢者を増やす仕組みづくりを推進します。また老人クラブに未加入の高齢者が加入したくなるような魅力あるクラブ活動が展開できるように支援します。
- スポーツや生涯学習、公園や農園の活用、NPOや民間企業と連携により、高齢者の運動、食、社会参加の習慣化を支援します。
- 高齢者の有償ボランティアなど、担い手となって参加する就労に類する取組を推進します。

■主な事業内容

実施事業	事業内容
老人クラブ活動促進事業	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の充実を図るとともに、老人クラブの活動を通じ、交流と活力の推進を図ります。
シルバー人材センター助成事業	健康で働く意欲を持つ高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かせる就業機会の確保を図ります。
合同金婚式開催事業	50年の長きにわたり、共に助け合いながら健全な明るい家庭を築くとともに、地域社会の発展に寄与してきた夫婦を招き、長寿を祝います。
敬老大会開催事業	敬老の日の一環として、地域社会全般に敬老の精神を啓発し、高齢者福祉の充実を図ります。

■重要業績評価指標(KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
老人クラブ会員数	平成 30年度	1,744人	1,900人



老人クラブの活動

施策 27 消防・防災力の強化



この施策の目指す姿

過去の災害経験等を生かし、消防体制の充実、地域の防災力を高め、市民の生命・財産を守ります。



現況と課題

- 近年、多発している台風・大雨等による各種災害に対応した、安全で災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立及び災害時危険箇所の把握・周知徹底を図り、早急に自助・共助体制を構築することが求められています。
- 各種災害の猛威から市民を守り被害を最小限に抑えるため、旭市国土強靱化地域計画に基づき、本市の特性にあった防災施設・資機材等のハード整備や防災教育等のソフト対策を組み合わせ、強さとしなやかさを備えた地域づくりが必要となります。
- 特に、地震や津波・土砂災害等の自然災害に対しては、市民各自が防災意識を高め避難場所・避難経路等を確認し、迅速な避難による安全確保が必要となります。
- 災害時において重要な情報の収集・伝達や関係機関との連絡体制を確保するため、非常時通信連絡網の整備が必要となります。
- 高齢者や身体障害者及び外国人等の災害時に援護を必要とする人たちが、迅速に避難できるような環境づくりが必要となります。



総合防災訓練

○ 常備消防は、各種災害に即応できる体制の整備を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。さらに大規模災害では、迅速かつ集中的な活動ができるよう関係機関との連携と、近隣の消防本部との協力体制の強化を図ることが重要です。

○ 消防団は、地域に密着した防災のリーダーとして、災害時に大きな機動力が発揮できるよう体制を整備する必要がありますが、就労形態の多様性等により団員確保が課題となっています。

○ 救急救命は、高齢化社会が進む中、今後、大幅に救急出動の件数が増加することが見込まれることから、救急救命士等による、より高度な救急業務と併せ、市民へ救命手当の知識や方法を普及させることが求められています。



施策の展開

①：防災体制の充実

- 旭市国土強靱化地域計画等に基づき、関係機関、関係団体等と連携し、防災体制の強化・充実を図るとともに、防災意識の高揚や共助組織の育成強化と公助体制の充実整備に取り組みます。
- 耐震診断や耐震改修の必要性や補助金制度について、継続的に周知、啓発を行うなど、将来の大地震を見据えた住宅の耐震化を促進し、市民が安全・安心・快適に住み続けられる住宅環境づくりを進めます。
- 東日本大震災の記録を展示した津波資料館の活用、防災訓練や出前講座等の機会を通じて自助・共助の重要性を伝え、防災意識のさらなる向上と自主防災組織の結成及び育成を促進します。
- 関係各課との情報共有により、要援護者台帳の効果的な運用を進めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
防災体制強化事業	防災訓練や防災教育等により防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や災害時要援護者対策により自助・共助体制を構築し、災害に強いまちづくりを推進します。
住宅用防災機器等の普及啓発	住宅用火災警報器等の普及により、防災意識の高揚を図ります。
住宅の耐震化の促進	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を助成します。併せて住宅・建築物耐震化の促進に向けた普及・啓発を行います。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
住宅の耐震化率	平成 30 年度	76.9%	95%

②：防災施設の整備

- 避難道路の整備のほか、海岸地域の保安林等の維持管理とともに、津波避難タワー・防災井戸・防災倉庫などの防災施設や、防災行政無線等の防災資機材の適正な維持管理・運用を行います。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
防災対策整備事業	防災施設・資機材の整備及び維持管理や防災備蓄品の充実を行い、災害に備える体制づくりを進めます。また、津波避難ビルや避難施設等を指定し、緊急時の避難場所を確保します。
防災行政無線等整備事業	防災行政無線体制の強化充実・維持管理及び非常時情報連絡手段の多様化を図ります。
震災復興・津波避難道路整備事業	飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。(横根三川線、椎名内西足洗線)

実施事業	事業内容
保安林植栽事業	病虫害や塩害により枯損した海岸の市有保安林へ、松等の苗木を植栽し機能回復を図り、適正な維持管理を行います。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
自主防災組織の活動カバー率	平成 30年度	61.2%	83.2%

③：消防体制（常備・非常備）の充実

○ 常備

各種災害に対応するため、施設や機材等の充実を図り、災害時に即応できる体制の整備、さらに大規模自然災害時の協力体制の強化を進めるとともに市民の防災意識の高揚も図ります。

○ 非常備

消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、団員の確保と研修・訓練の充実による団員の能力の向上を図ります。また、地域防災体制の確立に向けて、関係団体と協議し、消防団の組織体制充実のため活動拠点及び機材の整備、消防団員確保のためサポート店制度などの充実を進めます。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
消防施設の整備（常備・非常備） （消防施設整備事業・消防庫整備事業）	常備 地域の状況を見据えて分署の整備を計画的に進めます。水利不足の地域等に耐震性貯水槽 ^{※1} を計画的に新設するとともに、既存の水利の維持管理を行います。 非常備 老朽化や耐震不足の消防庫の改築、長寿命化を計画的に行います。
消防車両の整備（常備・非常備） （消防車両整備事業・消防団車両整備事業）	老朽化し、機能低下した消防車両の更新を計画的に進めます。
消防広域化の整備 （消防広域化・共同化基礎整備事業）	共同指令センター ^{※2} 、デジタル無線の維持管理を行い、近隣の消防本部との協力体制を強化し、大規模災害に対応した応援、受援体制の充実を図ります。
消防団用通信網・災害用器材の整備 （消防団施設強化事業）	災害時の伝達体制の確立のため、デジタル無線機の維持管理を行うとともに、災害用器材等の整備を図ります。
消防団組織体制の充実	団員確保と研修、訓練による資質の向上を図ります。

※1 耐震性貯水槽：耐震性能を保持する構造・素材で構成された防火水槽設備のこと。

※2 共同指令センター：各消防本部が共同で設置した機関であり、119番通報を受信し、管轄消防本部の消防隊・救急隊等へ出動指令や現場活動の支援などを行うセンターのこと。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
耐震性貯水槽の設置率	平成 30年度	23.4%	24%

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
消防団員の訓練参加率	平成 30 年度	58.3%	60%

④：救急救命体制の充実

- 医療機関との連携強化や AED※等の高度救命資器材を整備するとともに、救急隊員の能力の向上を図ります。また、市民をはじめ救急現場で即応できる応急手当や救命手当の普及啓発を推進します。

※AED（Automated External Defibrillator）：自動体外式除細動器のことで、突然心停止状態に陥ったとき、機器が自動的に判断し、必要に応じて心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のこと。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
医療機関との連携・救急業務の高度化の推進	医療機関と救命処置等の事後検証を行い、救急隊員の能力向上を図ります。救急救命士の新規養成を計画的に行い 3 名乗車体制の確立を進めます。
救命手当の普及啓発	市民、学校、事業所等で救命講習を行い、救急法の普及啓発を進めます。また、事業所等へ AED の設置を推進します。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
救急講習年間参加者数	平成 30 年度	1,869 人	1,700 人



日の出山公園（津波避難施設）

施策 28 防犯対策・交通安全の強化



この施策の目指す姿

市民の防犯・交通安全への意識を高め、生活の安全・安心を守る地域づくりを進めます。



現況と課題

- 近年、子どもやお年寄りを狙った犯罪が全国的に増加しており、市民の防犯に対する意識はより高まっています。
- 全国的にみると登下校時における子どもを巻き込んだ事件や不審者等への対応が依然社会問題としてクローズアップされており、本市においても不審者情報が学校や地域から寄せられ、子どもたちへの被害未然防止のための指導や地域の見守りが不可欠な状況にあります。
- 防犯を進める上で、行政だけではなく、市民等の協力が不可欠ですが、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域の連帯感は希薄化しています。
- 犯罪のない安全で住み良いまちづくりのために、防犯体制の強化を図り、犯罪防止と市民生活の安全確保を促進し、防犯施設の整備・充実に加え、警察や学校・自治会等が連携し、防犯パトロールの実施等、地域ぐるみで犯罪抑止力の向上を図る必要があります。
- 本市は「交通安全都市」を宣言し、人命を尊重し平穏な生活を確保するため、交通事故のない安全で安心して暮らせる住み良いまちづくりを推進しています。
- 近年は高齢ドライバーによる事故が、全国的にも多発しており、今後も高齢者人口の増加が予想されることから、高齢者に対する事故防止対策が必要となります。
- 交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、発生件数は依然として多い状況です。長期的には死者数ゼロ、事故そのものの減少を目指しており、高齢者等の交通弱者が関わる交通事故の防止や交通安全に対する意識の高揚、安全快適な交通環境の整備が課題となっています。



交通安全教室



施策の展開

①：防犯体制の充実

- 防犯指導員を核として、自主防犯組織による地域ぐるみの防犯活動を促進し、警察や関係機関との連携を強化して犯罪防止に努めるとともに、防犯カメラ等の適切な維持管理を行います。
- 学校や子どもの安全確保のため、不審者情報配信メール、スクールガードリーダーを活用し、市内小・中学校の巡視や登下校中の交通安全、防犯活動に努めるなど、見守り防犯意識の高揚を図ります。

■主な事業内容

実施事業	事業内容
防犯対策事業	防犯指導員による啓発活動や防犯パトロールを実施して、防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯や防犯カメラの設置を行い、犯罪等の未然防止を図ります。
青少年センター活動事業	青少年の非行防止、健全育成、学校や子どもの安全確保のため関係機関と協力し、交通事故や不審者等からの被害の減少を図ります。

■重要業績評価指標(KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
刑法犯認知件数	平成 30年度	476 件	減少

②：交通安全環境の整備

- 子どもや高齢者、障害者等の交通弱者に配慮した、幅の広い歩道や自転車歩行者道、安心歩行エリアの推進等、「クルマ」中心から「人」中心への転換により、誰もが安全で快適な交通環境の形成を図ります。
- 歩行者や車両の交通事故防止のため、老朽化した交通安全施設の改修を行うなど、交通安全施設等の整備を計画的に進めます。

■主な事業内容

実施事業	事業内容
交通安全施設維持補修事業	交差点や危険な場所に、道路標識等の交通安全施設の整備を進めます。

■重要業績評価指標(KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
交通事故発生件数	平成 30年度	1,941 件	減少

③：交通安全活動の充実

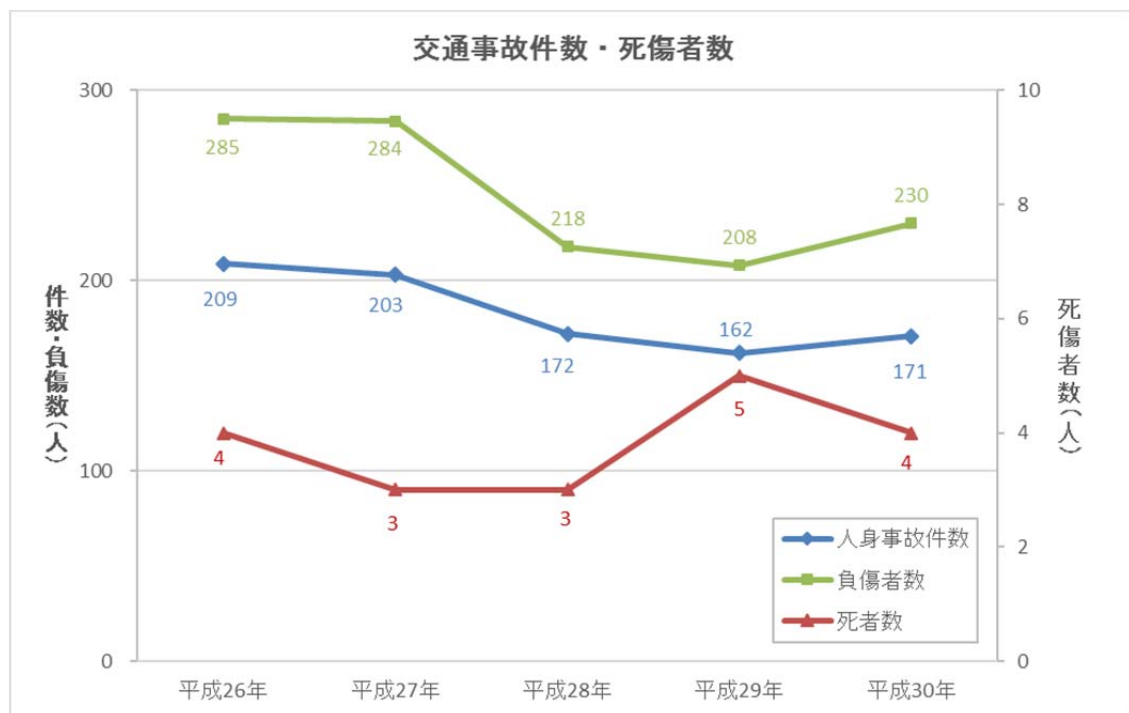
- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、関係機関、地域社会及び家庭の連携による地域ぐるみの活動の推進や交通安全教育等による啓発に努めます。
- 高齢者による交通事故を防ぐため、交通安全教室や交通事故防止啓発を実施するほか、運転免許証自主返納促進の啓発活動を実施し、優遇措置等について検討を進めます。
- 年齢別歩行中死傷者数が小学校 1・2 年生に多いことから、小学校、保育所等で交通安全教室を実施します。

■主な事業内容

実施事業	事業内容
交通安全運動の推進	街頭啓発等の交通安全運動を関係機関の協力のもとに定期的に実施します。
交通安全教室等の実施	幼児、小・中学生及び高齢者の交通安全教室や自転車教室を継続的に実施し、交通安全意識の向上を図ります。
交通事故被害者への支援	交通事故相談を実施するとともに、相談実施の周知を積極的に行います。また交通災害共済制度への加入を促進します。
青少年センター活動事業	青少年の非行防止、健全育成、学校や子どもの安全確保 のため関係機関と協力し、交通事故や不審者等からの被害の減少を図ります。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
交通事故死傷者数	平成 30 年度	234 人	減少



資料：「交通白書」平成 29.30 年は千葉県警察本部

施策 29 公共交通網の整備



この施策の目指す姿

市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通を実現します。



現況と課題

- 市内の公共交通は、コミュニティバスを市内全域で運行しているほか、近隣市と本市を結ぶ路線バス、広域的な交通として、高速バス、ＪＲ総武本線が公共交通網を形成しています。
- 市内の一部には、鉄道やバスがカバーしていない交通空白地域が存在しているほか、更なる高齢化の進展により、交通弱者の増加が見込まれること、運転免許を手放すことができない高齢者の運転事故等、公共交通の果たすべき役割はこれまで以上に重要となっています。
- 人口減少等の影響により、地域公共交通の利用者は減少傾向にあり、利用促進、市民意識の醸成等により、持続可能な公共交通の実現が必要となっています。
- こうした公共交通を取り巻く課題に対応するため、本市では公共交通施策のマスタープランである「旭市地域公共交通網形成計画」と、その実施計画となる「旭市地域公共交通再編実施計画」を策定しました。
- 上記の計画に沿って、コミュニティバスについては、効率的かつ効果的な運行となるよう、ルート・ダイヤの見直しを行うとともに、運行収支の改善のために運賃の見直しを行うこととしました。また、交通空白地域への対応として、市内全域で新たにデマンド交通の運行を開始することとしました。



コミュニティバス



施策の展開

①：公共交通の確保

- 見直し後のコミュニティバスの運行や、新たに導入するデマンド交通の運行について、評価・検証を継続して行い、必要に応じて見直しを行うなど、社会動向や需要に応じた対策を講じます。
- 路線バスと鉄道の乗り継ぎを考慮したダイヤ編成をバス事業者と協議するほか、路線バスの運行経費の一部を助成し、路線バスの維持・活性化を図ります。

- J R 総武本線のダイヤ編成、施設整備等を J R 東日本に要望するとともに、鉄道利用者が増加する取組を研究する等、鉄道の運行の維持、そして利便性向上を図ります。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
地域公共交通の利便性向上	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の実施施策に取り組み、評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど、社会動向や需要に応じた対策を講じます。
コミュニティバス等運行事業	高齢者等の交通弱者といわれる人々の交通手段を確保し、市民の積極的な社会参加及び公共交通の充実を図ります。
デマンド交通運行事業	市内公共交通を補完する交通システムとして、交通空白地域やバス停までの歩くことが難しい高齢者等の移動手段の確保を図ります。
バス路線維持対策事業	バス事業者が運行するバス路線への補助を行い、市民の移動手段の確保を図ります。
J R への要望	J R 施設の整備、ダイヤ編成等の要望活動を県や総武本線沿線自治体と行うとともに、鉄道利用者が増加する取組の研究等を行い、鉄道の運行の維持、利便性の向上を図ります。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
コミュニティバス平日 1 便当たりの利用者数	平成 30 年度	8.2 人	10 人

②：公共交通の利用促進

- 公共交通の運行情報をわかりやすく周知するため、公共交通の情報を一元的に掲載した総合公共交通マップを作成します。
- 高齢者や公共交通に乗りなれていない市民が、公共交通を利用して安心かつ抵抗なく目的地に移動できるよう、公共交通を利用した移動モデルプログラムを作成し、市外の方へ向けには、市内を巡る観光モデルルートを作成する等、公共交通の利用促進、交流人口の増加に繋がる取組を行います。
- 将来の利用者となる子どもたち等へ、コミュニティバスや路線バスへの理解や関心を高めるとともに、交通安全への理解を深めるため、バスの乗り方教室を実施します。

■ 主な事業内容

実施事業	事業内容
公共交通の利用促進	総合公共交通マップの作成・配付、公共交通を利用した移動モデルプログラムの作成やバスの乗り方教室を実施する等、公共交通の利用促進に繋がる取組を実施します。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
運転免許返納者数	平成 30 年度	155 人	339 人

施策 30 消費者の保護



この施策の目指す姿

市民の消費者被害の未然防止や、充実した相談体制の確保により、豊かな消費生活を実現します。



現況と課題

- 近年、高齢化やインターネットの普及による情報化社会の進展等、消費者を取り巻く社会経済環境が変化し、消費者トラブルも多様化、深刻化しています。平成 30 年度に消費生活センターで受け付けた相談件数は 443 件となり、特に架空請求やインターネットに関する相談が寄せられています。
- 中でも 60 歳以上の高齢者からの相談が半数を占めており、高齢者の心理を巧みに利用した詐欺や悪質商法も社会問題となっています。このような状況の中、社会的弱者への見守りによる被害の未然防止対策等、社会全体で取り組むことが求められています。
- 製品事故による消費者被害も深刻な問題となっていることから、製品の安全性に対する関心も高まっています。さらに多重債務相談は後を絶たないことから、債務整理のみならず、生活再建を目指した取組が必要となっています。
- 今後は、相談者が来所しやすい環境づくりと、職員・相談員の能力向上を図るとともに、消費者被害の掘り起こしやトラブルの迅速な解決のため関係機関との連携体制を強化していく必要があります。
- より良い消費生活を送るため、各種講座の開催や情報提供の充実が必要となっています。



施策の展開

①：消費者保護対策の推進

- 相談体制の充実、各種講座の開催、生活用製品表示の適正確保、多重債務問題対策の推進等により、消費生活の安全対策に努めます。
- 悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、出前講座の開催や消費生活サポーターによる周知活動を行います。また、特に被害の多い高齢者を対象とした出前講座の開催や、消費生活サポーターによる見守りを実施することで、高齢者被害の未然防止を図ります。
- 相談員の確保については、国民生活センターでの募集を行うとともに、千葉県消費者センターの協力も得ながら人員の確保に努めます。

■主な事業内容

実施事業	事業内容
消費生活相談体制の充実	市民の消費生活の安全確保のため、消費生活センターで苦情の処理、あっせん等を行います。また、相談員の研修の充実により能力向上を図ります。
消費者啓発・消費生活講座の開催	消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する情報の提供や消費生活講座を開催し、消費生活サポーター※との連携による啓発を行います。
品質表示等の適正化	製品の適正な品質表示のため、立入検査を行います。
多重債務者の支援	多重債務者の救済のため、相談会の開催、関係機関との連携による支援を図ります。

※消費生活サポーター：消費生活に関する情報を身近な人や地域、団体に伝えたり、地域における啓発活動の担い手として活動するボランティアのこと。

■ 重要業績評価指標 (KPI)

指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値 (2024)
消費生活サポーターの登録数	平成 30 年度	70 人	70 人

第 4 編 行政改革アクションプラン

第 1 行政改革アクションプラン

1 計画策定の目的

本市では、旭市行政改革アクションプラン第 1 次（平成 17 年度～平成 21 年度）、第 2 次（平成 22 年度～平成 26 年度）、第 3 次（平成 27 年度～令和元年度）に基づき、継続して行政改革に取り組んでいます。定員適正化計画の着実な実行による人件費の削減、事務事業の継続的な見直しや公共施設の統廃合を進めることで経費の抑制に努めてきました。また、安定的な歳入確保のため、市税等の収納率向上に取り組み、効率的で効果的な行財政運営の推進に一定の効果を上げてきています。

しかしながら、合併の特例による国の財政支援期間終了に伴う地方交付税の段階的な減少、施設の老朽化等による大規模改修や一斉更新、人口減少・少子高齢化による税収の減少及び社会保障費の増大が想定され、市の財政は今後厳しい状況となることが予想されます。

これらを踏まえ、限られた行政資源を最大限に活用し、徹底した行政改革を推進するため「第 4 次旭市行政改革アクションプラン」を策定し、引き続き積極的に行政改革に取り組むこととします。

2 基本方針

市の最上位計画である「第２期旭市総合戦略」と連携し、実効性のある行政改革を推進するため、次に掲げる四つの重点戦略（総合戦略基本施策３１～施策３４）を柱として、具体的な取組目標や実施計画、目標効果等を設定し、着実な実行を目指します。これまでのプランで課題を残しているものや、改善の余地があるものについては引き続き取り組みを進め、併せて新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

将来に渡って健全な財政運営を持続し、多様化するニーズに対応した質の高い住民サービスを提供することを目的として、職員一人ひとりの意識を高め、行政改革の取り組みを進めていくものとします。

実行すべき重点戦略

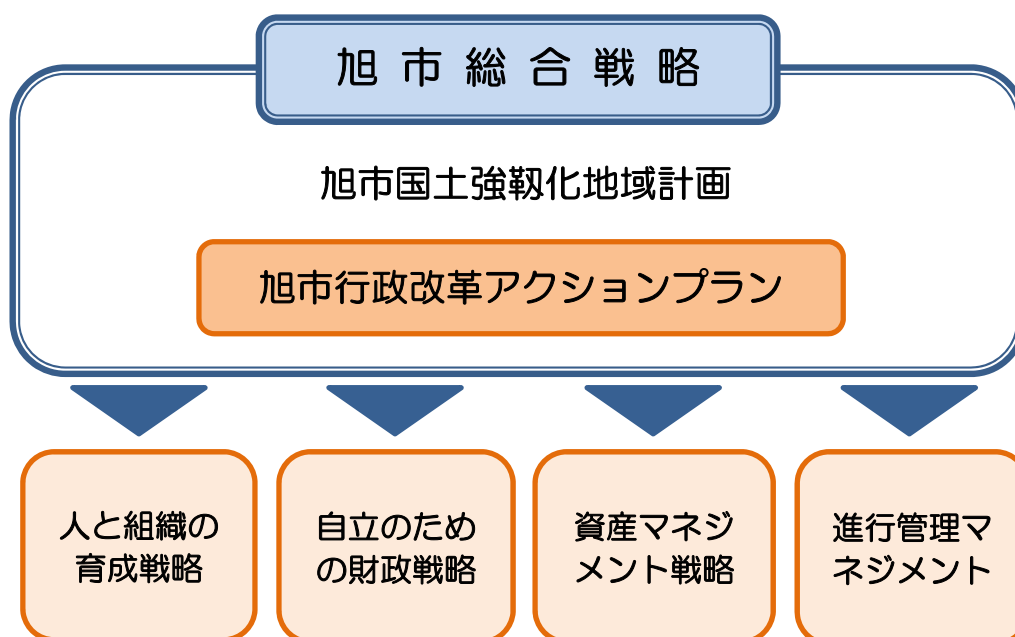
（１）人と組織の育成戦略 【基本施策３１】

（２）自立のための財政戦略【基本施策３２】

（３）資産マネジメント戦略【基本施策３３】

（４）進行管理マネジメント【基本施策３４】

【計画体系】



(行政改革推進項目体系)

第1 人と組織の育成戦略 (基本施策31) 「質の高い公共サービスの実現に向けた組織力・職員力の強化」	
1 効率的・効果的な行政経営	市民サービスの向上 行政事務の見直しと効率化 組織体制の強化
2 定員適正化と人材育成の推進	定員管理の適正化 人材育成の推進
3 市民に開かれた行政運営の推進	市民参画の推進 市政情報の積極的な提供
第2 自立のための財政戦略 (基本施策32) 「持続可能な財政基盤の強靱化」	
1 自主財源の確保	市債権の収入の確保 自主財源の拡大
2 受益者負担の適正化	
3 持続可能な財政運営	
4 公営企業会計及び特別会計の健全運営	
第3 資産マネジメント戦略 (基本施策33) 「長期的視点に立った公共資産の活用」	
1 推進体制の強化	
2 保有資産の最適化	施設総量の最適化と施設機能の再配置 予防保全と長寿命化の推進
3 効率的資産運営	施設運営方法の見直し 資産の有効活用
第4 進行管理マネジメント (基本施策34)	
1 安定した歳入の確保	
2 経費の節減・合理化	
3 財政指標等の目標値	
4 財政シミュレーション	

3 計画の推進期間

第4次旭市行政改革アクションプランの推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、本市を取り巻く環境の変化や新たな制度改革など、社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて計画項目の再検証を行うものとします。

また、長期にわたる目標を定めることが適当と考えられる項目等については、5年間を超える計画又は目標を設定することとします。

4 計画の推進体制

(1) 実行する意思

職員一人ひとりがコスト意識を持って創意工夫を行うなど、全庁的な意識改革をさらに進め、行政改革推進本部長を中心に全職員が一丸となって行政改革に取り組みます。

(2) 推進体制

① 進行管理

行政改革アクションプランは、取組状況を年度毎に振り返り、PDCAサイクル（計画→実行→評価→見直し）による進行管理を行いながら取り組みを推進します。

② 市民の関わり

進行状況については、毎年度、市広報紙やホームページ等を通じ、市民へ分かりやすく公表し、意見等の収集と反映に努めます。

③ 行政改革推進委員会の関わり

行政改革の推進にあたり、幅広い意見を求めるため、公募等の市民からなる行政改革推進委員会を設置し、取り組みに対する提言や、外部評価等による意見を反映させていきます。

④ 議会の関わり

進行状況は、毎年度、議会へ報告し、意見等を今後の行政改革に反映していきます。

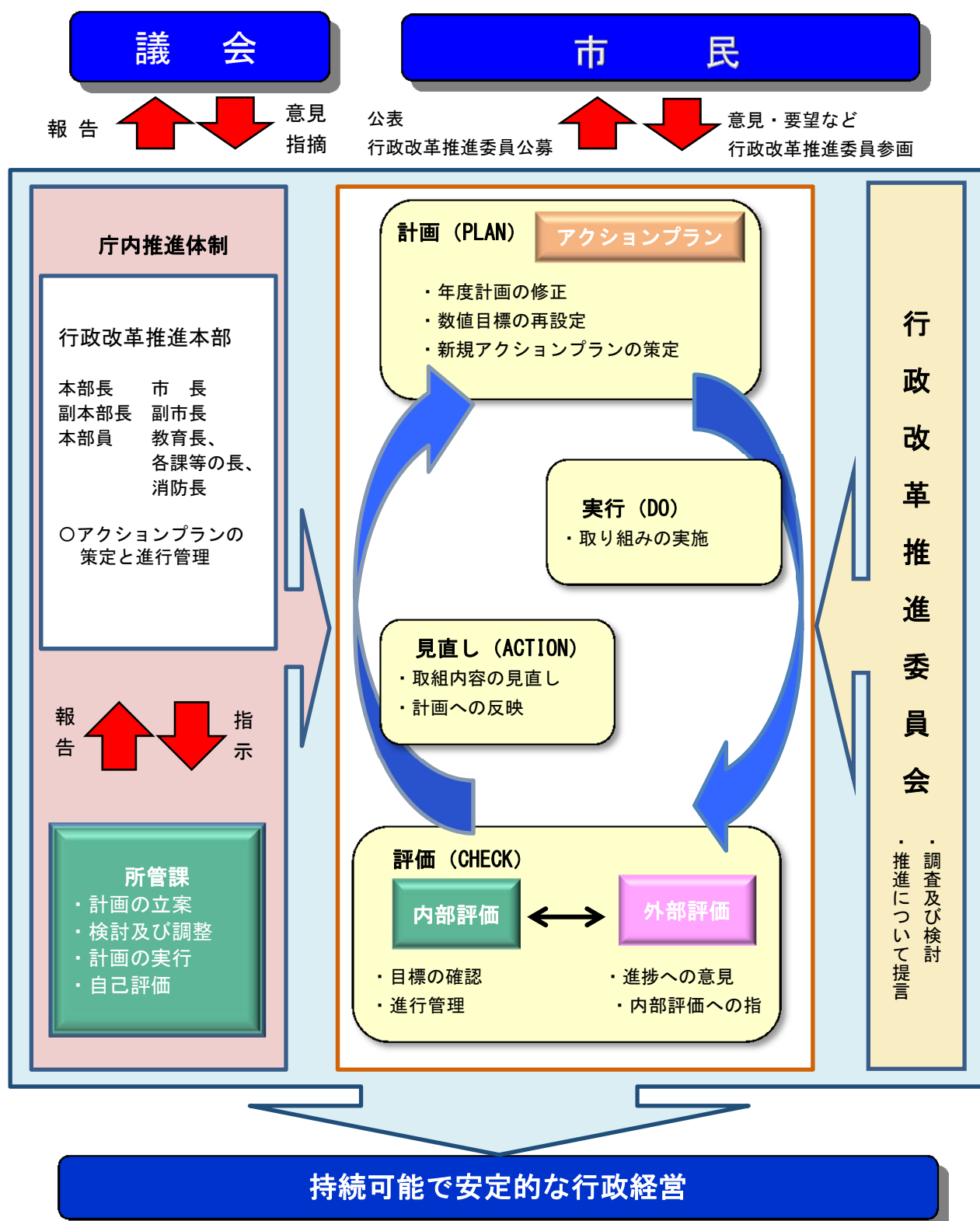
議会では、議会だよりのほか、本会議のインターネット中継やホームページへの会議録掲載など、積極的な情報提供に努めています。

今後も更なる改革に向けて検討し、市民の声を反映させることができる開かれた議会の実現を目指すこととしています。

⑤ 庁内の体制

時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、庁内組織が一体となって総合的かつ積極的に推進することを目的として、行政改革推進本部を設置し、行政改革アクションプランを着実に実行していきます。

【推進体制】



第2 実行すべき重点戦略

施策31 人と組織の育成戦略



この施策の目指す姿

質の高い公共サービスの実現に向けた組織力・職員力の強化を図ります。



現況と課題

大きく変化する社会情勢の中、多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ的確に応える必要があります。個々の職員の能力向上と意識改革の推進、新たな行政課題にも柔軟に対応できる効率的・効果的な組織体制を構築し、市民の視点に立った質の高い公共サービスの実現を目指します。また、市民に対し積極的に情報提供を行い、市民と行政の情報共有に努めます。



施策の展開 アクションプラン取組項目No.1～No.23（〇〇～〇〇）

①：効率的・効果的な行政経営

- 分散している庁舎機能を新庁舎に集約し、同時に適切な組織・機構の再編や支所のあり方を検討します。より一層の市民サービスの向上や、新たな行政課題にも的確に対応できる組織の横断的な体制整備を目指すとともに、行政運営の効率化を推進します。
- 各種証明書のコンビニ交付や利用者窓口の統合等による市民の利便性の向上、議会での電子採決システムの導入や資料等のペーパーレス化の推進による事務の効率化を図ります。
- 行政評価等により事務事業の点検を実施し、PDCAに基づく改善・見直しを進め、市民ニーズや費用対効果を考慮した事業の最適化を図ります。

②：定員適正化と人材育成の推進

- 職員数については、定員適正化計画に基づき効率的な組織の再編と職員配置を行い、適正な水準の維持に努めます。
- 限られた人材を有効に活用するため、多様化する市民ニーズに対応できる人材育成の充実と強化を図るとともに、職員個々の執行能力や実績を適正に評価することで、職員の意欲を高め、業務の効率化及び市民サービスの向上につなげていきます。

③：市民に開かれた行政運営の推進

- 市民参加の機会を確保しながら広く市民の声を聞くとともに、ホームページや広報紙などから積極的に情報を提供することで行政情報の共有を図り、透明性のある行政運営を推進します。

施策 32 自立のための財政戦略



この施策の目指す姿

持続可能な財政基盤の強化を図ります。



現況と課題

将来予想される厳しい財政状況下においても、市民サービスを低下させることのないしなやかな財政構造を確立し、財政基盤を強化することが重要となります。市政運営の根幹である自主財源の安定的な確保を図るとともに、経費の節減や事務の効率化により歳出の抑制に努める等、健全な財政運営を行っていく必要があります。

特別会計、公営企業会計においては、事業内容や運営体制の見直しによるコスト削減を推進し、中長期的展望に立った経営安定のための健全化に取り組みます。



施策の展開 アクションプラン取組項目No.24～No.36（POO～POO）

①：自主財源の確保

- 市債権については、市政運営における貴重な財源確保と公平性の観点から、法的措置を含む徹底した収納業務を進め、収納率の向上に努めます。
- 将来に備え積み立てた基金を、安全かつ確実・有利な方法で計画的に運用します。
- ふるさと応援寄附金の推進により自主財源の確保に努めます。
- 未利用市有財産の売却処分を進め、管理経費の節減と財源の確保を図ります。

②：受益者負担の適正化

- 公平性、公正性の観点から、サービスの質や量とトータルコスト等を考慮して、それに見合う適正な受益者負担となるよう、定期的に使用料等の見直しを行います。

③：持続可能な財政運営

- 限りある財源を有効に活用するため、事業の必要性と効果を検証し、経費の節減と予算の厳正な執行に努め、財政の健全化を図ります。
- 財政指標等を分析・活用しながら、効率的かつ効果的で持続可能な行財政運営を推進します。

④：公営企業会計及び特別会計の健全運営

- 各会計が継続的に安定した事業運営ができるよう、財政健全化に向けた取り組みを推進し、事業内容や運営体制の見直しを計画的に実施していきます。

施策 33 資産マネジメント戦略



この施策の目指す姿

長期的視点に立った公共資産の有効活用を推進します。



現況と課題

本市の保有する公共施設の多くは時代とともに老朽化が進んでおり、近い将来大規模な改修や建て替えの時期を迎えます。また、合併時に引き継いだ多くの類似施設や、人口減少により見込まれる利用需要の変化など、公共施設に関して様々な課題が生じています。これらの現状を踏まえ、将来に渡って持続可能な行政運営を維持するため、長期的な視点をもって予防保全や長寿命化に取り組み、効率的・効果的な資産運営を推進する必要があります。

時代に即したまちづくりを推進するため、資産の良好な質を確保しつつ、最適な量と配置の実現を目指し、適切な資産マネジメントを行います。



施策の展開 アクションプラン取組項目No.37～No.49（POO～POO）

①：推進体制の強化

- 公共施設等の全体像を把握し、更新・統廃合・長寿命化等による公共施設の最適な配置の実現に向けて、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき着実に実行します。
- 統括会議等を開催し、全庁的な取組体制を構築するとともに、経営的な視点から戦略的にマネジメントを行い、将来負担の軽減や財産管理の適正化を推進します。

②：保有資産の最適化

- 将来的な保有コストや人口動態を把握し、施設総量の最適化と施設機能の再配置を進めるとともに、施設の状況を的確に把握し、機能停止等の未然防止と更新費用の平準化を図るため、市の個別施設計画となる公共施設再編・長寿命化基本計画を推進します。
- 省エネルギー対策の推進により光熱水費等のコスト削減を図ります。
- 子どもたちの安全性の確保や教育環境等の充実のため、学校及び保育所の再編を進めます。
- 計画的な消防団施設の整備により長寿命化を図るとともに地域消防力の強化を図ります。

③：効率的資産運営

- 完全民営化を含めた効果的な施設の管理運営方法を検討します。
- 既存施設の転用や再配置、未利用地や空きスペースの貸付・売却など積極的な有効活用を推進します。

施策 34 進行管理マネジメント



この施策の目指す姿

旭市行政改革アクションプランに基づく適切な歳入の確保や経費節減を進め、持続可能な行政運営を図るため、各取組に係る目標数値等を設定し、着実な実行に向けて進行管理を行います。



施策での取組

取組項目全般の目標効果等の設定

①：安定した歳入の確保 アクションプラン取組項目No.24～No.28（POO～POO）

- 市債権の収納率の向上 【目標率：94.59%以上】
市債権の収納率を、推進期間中に目標率以上に向上させます。
- 市債権の収入未済額の縮減 【目標額：6億7,035万円以内】
市債権の滞納整理等により、収入未済額の縮減を図ります。
- その他自主財源の拡大 【確保目標額：3億円】
資産の有益処分、ふるさと応援寄附金の推進等により、自主財源の確保に努めます。

②：経費の節減・合理化 アクションプラン取組項目No.7（POO）・No.34（POO）・No.37～No.39（POO）

（※財政シミュレーション作成中のため後日修正）

- 一般行政経費の抑制
財政シミュレーションを踏まえ、徹底した経費の節減合理化や事務事業の整理・統合等により、経費を抑制します。
公共施設の計画的整備や廃止等による維持管理費の削減を推進します。

③：財政指標等の目標値 アクションプラン取組項目No.31～No.33（POO）

（※財政シミュレーション作成中のため後日修正）

- 経常収支比率
市債権の自主財源確保に向けた取り組みのさらなる強化や、効率的かつ効果的な事業執行による歳出全般の適正化に努めます。
- 実質公債費比率
交付税措置の有利な起債の活用や借り入れ条件の見直しによる償還利子の抑制を図り、実質的な市の公債費負担の縮減に努めます。

④：財政シミュレーション

※財政課において作成中

アクションプラン取組項目

施策 31 人と組織の育成戦略

1 効率的・効果的な行政経営

(1) 市民サービスの向上

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
1	新庁舎建設と機能集約		現本庁舎の老朽化・耐震不足などの問題解消のため新庁舎建設を行います。各部署や手続き窓口の集約化により事務の効率化を図ります。	計画	建設工事				
	所管課	総務課			移転	供用開始			
	関係課			目標効果	市民サービスの向上・事務の効率化				
2	マイナンバーカードの活用		住民票・印鑑証明書・戸籍事項証明書及び税証明等の各種証明書をコンビニエンスストアで発行するとともに、マイナンバーカードの普及率向上を図ります。	計画	検討	実施(税証明書発行)			
	所管課	市民生活課			実施 (マイナンバーカード・住民票・印鑑証明書・戸籍証明書)				
	関係課	税務課・企画政策課		目標効果	マイナンバーカード発行件数				
					2,400件/年	3,600件/年	3,600件/年	3,600件/年	3,600件/年
3	上下水道利用者窓口の統合		料金徴収・利用申請等の受付業務を同一業者に民間委託し、上下水道の窓口を統合します。	計画	協議調整				
	所管課	水道課・下水道課			実施				
	関係課			目標効果	市民サービスの向上・事務の効率化				
4	保健センターの統合		旭市保健センター(成人保健)と飯岡保健センター(母子保健)を統合し、市民の利便性の向上を図ります。	計画					
	所管課	健康管理課			準備	統合			
	関係課			目標効果	市民サービスの向上・事務の効率化				
5	市バス運行の適正化		サービス提供の公平化や安全面を考慮し、事業の実施方法を見直します。	計画					台数検討
	所管課	市民生活課			検討・見直し				
	関係課			目標効果	市バス事業の適正化				
6	トレーニング施設の管理適正化		健康づくり・生活習慣病の予防等設置目的に適した機器の選定や運動プログラムを作成し、利用促進を図ります。	計画					
	所管課	健康管理課・体育振興課			実施				
	関係課			目標効果	行政サービスの向上				

(2) 行政事務の見直しと効率化

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
7	行政評価制度の確立		総合戦略の進行管理や予算編成、決算説明に活用できる行政評価制度の確立を目指します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課	企画政策課・財政課		目標効果	チェック機能の強化・市民目線に合った行政経営				

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
8	庁内電算システムの見直し		周辺自治体との共同利用（自治体クラウド等）の検討や、IT アドバイザーの活用等により電算システムの最適化を図ります。	計画	検討 協議				
	所管課	企画政策課			実施				
	関係課			目標 効果	事務の効率化				
9	文書の適正管理		適正文書処理のため文書管理規程に基づく管理体制を確立します。新庁舎移転に向けた文書の削減、全庁的な文書管理体制を構築します。	計画	文書 移動				
	所管課	総務課			実施				
	関係課			目標 効果	事務の効率化				
10	施設開催講座等の運営の一元化		社会教育施設等で開催されている講座・教室について企画運営の一元化を継続し、より効果的な運営を行います。	計画	検討・見直し				
	所管課	生涯学習課			実施				
	関係課			目標 効果	業務の効率化				
11	下水道及び上水道の料金・会計システムの統合		上水道及び下水道の料金・会計システムを統合することにより、事務の効率化と経費の削減を図ります。	計画					
	所管課	水道課・下水道課			調整	実施	検証		
	関係課			目標 効果	市民サービスの向上・事務の効率化と経費削減				
12	補助金・交付金等の効果的な活用		各種団体等への補助金・交付金等について制度の運用や補助の効果を検証し、見直しを行います。	計画					
	所管課	財政課・行政改革推進課			実施				
	関係課	団体等所管課		目標 効果	行政事務の見直し				
13	議会の ICT 化		電子採決システムの導入や資料のペーパーレス化による業務や議員活動の効率化を図る。	計画					
	所管課	議会事務局			調査 検討	実施 検証	実施		
	関係課			目標 効果	業務の効率化				

(3) 組織体制の強化

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
14	組織の再編		市民にとってわかりやすく利便性の高い市役所の実現及び効率的・効果的な行政運営のため、組織の見直しを図ります。	計画					
	所管課	総務課			再編 検討	実施	検討・実施		
	関係課	行政改革推進課		目標 効果	組織のスリム化による効率的な行政運営と経費削減				
15	支所組織の見直し		効率的な行政運営を行うため支所のあり方を検討し、新庁舎完成時の組織体制を確立します。	計画					
	所管課	総務課			検討	実施			
	関係課	行政改革推進課		目標 効果	業務の効率化と経費削減				

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
16	消防組織の再編成及び施設等の計画的整備		効率的な再配置を検討した上で施設(分署)の統廃合を行うとともに、計画的に消防車両等を整備していきます。	計画					
	所管課	消防本部			計画策定	実施			
	関係課			目標効果	業務の効率化				

2 定員適正化と人材育成の推進

(1) 定員管理の適正化

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
17	第4次定員適正化計画の着実な実行		計画に基づき効率的な組織の再編と職員配置を行い、適正な職員数の維持に努めます。	計画	評価・検討・改善				
	所管課	総務課			実施				
	関係課			目標効果	適正な職員数の維持				

(2) 人材育成の推進

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
18	人事考課制度の確立		人事考課により職員の能力・実績を的確に把握し、任用・給与等の人事管理や人材育成に活用します。	計画	検討・見直し				
	所管課	総務課			実施				
	関係課			目標効果	職員の意識改革・能力や資質の向上・組織の活性化と効率化				
19	職員の人材確保と育成		意欲と能力のある人材を確保し適切に育成していくことで、公務能率の維持・向上を図ります。	計画					
	所管課	総務課			実施				
	関係課			目標効果	職員の能力や資質の向上・組織の活性化と効率化				

3 市民に開かれた行政運営の推進

(1) 市民参画の推進

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
20	市民ニーズの把握と利活用		市民アンケート・地域意見交換会・パブリックコメント・市長への手紙制度による意見や要望をデータベース化し情報共有化を進め、各種行政サービスに活用します。	計画					
	所管課	秘書広報課			実施				
	関係課	企画政策課		目標効果	効果的な施策の展開・市民サービスの向上				

(2) 市政情報の積極的な提供

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
21	市の重要施策及び実施事業の公表		市の重要施策及び実施事業について、広報紙やホームページ等により積極的に公表し、説明及び周知します。	計画	評価・検討・改善				
	所管課	秘書広報課			実施				
	関係課	企画政策課		目標効果	わかりやすい市政運営				
22	市民にわかりやすい予算等の公表		予算・決算・公営企業の経営状況等について、市民にわかりやすく積極的に公表していきます。	計画	実施				
	所管課	財政課							
	関係課			目標効果	市民サービスの向上				
23	行政改革アクションプランの公表		絶えず点検を行い、その進捗状況について積極的に市民に公表していきます。	計画	実施				
	所管課	行政改革推進課			概ね順調以上				
	関係課			目標効果	86%以上	87%以上	88%以上	89%以上	90%以上

施策 32 自立のための財政戦略

1 自主財源の確保

(1) 市債権の収入の確保

No.	取組項目	内容	所管課	債権名		R2	R3	R4	R5	R6
24	市税収納率の向上	強制徴収公債権 市税を取り巻く環境の著しい変化を踏まえながら、自主財源の安定的な確保のため毎年度徴収対策会議において目標を設定し、滞納処分の強化や納税環境の整備等に取り組み、収納率の向上に努めます。	税務課	市税	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分滞繰分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				98.36% 21,693万円
				国保税	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分滞繰分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				94.07% 15,796万円

No.	取組項目	内容	所管課	債権名		R2	R3	R4	R5	R6
25	税外債権の収納率の向上	強制徴収公債権	保険年金課	後期高齢者保険料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				99.68%
					滞繰分					73 万円
			子育て支援課	保育料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				99.55%
					滞繰分					165 万円
			高齢者福祉課	介護保険料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				98.63%
					滞繰分					1,200 万円
			下水道課	下水道受益者負担金	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				100%
					滞繰分					283 万円
				下水道使用料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				99.60%
					滞繰分					16 万円
		非強制徴収公債権		農業集落排水処理施設使用料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				99.55%
					滞繰分					5 万円
		私債権	都市整備課	市営住宅家賃	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				98.40%
					滞繰分					217 万円

No.	取組項目	内容	所管課	債権名		R2	R3	R4	R5	R6
25	税外債権の収納率の向上	私債権 自力執行権の無い非強制徴収公債権と私債権については、市民負担の公平性・公正性の見地から裁判所を通じた支払督促などの法的措置を強化し、収納率の向上と滞納額の縮減を目指します。	行政改革推進課	土地貸付料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分					94.09%
					滞繰分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				95 万円
			学校教育課	学校給食費	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分					99.30%
					滞繰分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				330 万円
				放課後児童クラブ受託料	計画	実施				
					目標効果	現年分収納率の向上 滞納繰越分収入未済額の縮減				
					現年分					100%
					滞繰分	向上 ※徴収対策会議で目標設定				0 円
			水道課	水道使用料	計画	実施				
					目標効果	現年・滞納繰越分を合計した収納率の向上 現年・滞納繰越分を合計した収入未済額の縮減				
					収納率					98.41%
					未済額	向上 ※徴収対策会議で目標設定				2,350 万円

(2) 自主財源の拡大

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
26	基金の計画的な運用		将来に備え積み立てた基金を、安全かつ確実・有利な方法で計画的な運用に努めます。	計画					
	所管課	会計課			基金運用				
	関係課			目標効果	自主財源の確保				
27	ふるさと応援寄付金の推進		貴重な財源のひとつとして、制度の周知及び魅力的な返戻品の創出に取り組めます。	計画					
	所管課	企画政策課			実施				
	関係課			目標効果	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
28	資産の有効活用と有益処分		機能統合により発生した未利用地や施設等は売却・貸し付けなどの民間活用を促し、その収益を公共施設の更新に充当します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課			目標効果	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

2 受益者負担の適正化

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
29	使用料・手数料の見直し		使用料等について継続的な見直しを行います。	計画					
	所管課	行政改革推進課・財政課			実施				
	関係課			目標効果	受益者負担の適正化				
30	コミュニティバスの運賃の見直し		利用者ニーズに即した運行形態等を調査・検討し、運賃の見直しを行います。	計画					
	所管課	企画政策課			実施				
	関係課			目標効果	受益者負担の適正化				

3 持続可能な財政運営

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
31	歳出総額の削減		適正な予算規模となるよう歳出総額の削減に努めます。	計画					
	所管課	財政課			実施				
	関係課	行政改革推進課		目標効果	財政シミュレーション作成中のため後日修正				
32	公債費負担の適正化		財政指標の活用 実質公債費比率	計画					
	所管課	財政課			実施				
	関係課			目標効果	財政シミュレーション作成中のため後日修正				
33	経常経費の抑制		財政指標の活用 経常収支比率	計画					
	所管課	財政課			実施				
	関係課			目標効果	財政シミュレーション作成中のため後日修正				
34	公用車の適正な管理		公用車の集中管理による保有台数の最適化と適正な維持管理を行います。	計画			見直し		
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課			目標効果		削減 10台			

4 公営企業会計及び特別会計の健全運営

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
35	国民健康保険財政健全化の推進		検診等の実施により一人当たりの医療費を抑制し、医療費の適正化を推進します。	計画				計画 策定	
	所管課	保険年金課			実施				
	関係課			目標 効果	事業の健全運営				

5 受益者負担の適正化

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
36	公共下水道事業経営戦略の推進		持続的・安定的な下水道サービスの提供のため、経営戦略に基づき経営基盤の強化に努めます。	計画		見直し			
	所管課	下水道課			実施				
	関係課			目標 効果	経営の効率化				

施策 33 資産マネジメント戦略

1 推進体制の強化

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
37	公共施設等総合管理計画の推進		保有する全ての公共施設の長期的な整備方針や適正な管理方法を定める公共施設等総合管理計画及び施設個々の実施計画となる個別施設計画を策定し着実に行動します。	計画					改定
	所管課	行政改革推進課			進捗管理				
	関係課	施設所管課		目標 効果	資産コストの削減				
38	資産マネジメント体制の強化		資産経営戦略の専任部署を設置し、公共施設等管理統括会議及び公共施設等総合管理計画推進連絡会議を活用した全庁的取組を推進します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			全体会議の開催				
	関係課	総務課		目標 効果	推進体制の強化				

2 保有財産の最適化

(1) 施設総量の最適化と施設機能の再配置

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
39	施設総量・配置の最適化		公共施設再編・長寿命化基本計画に基づき既存施設の効率性を高め施設総量を将来に渡って保持可能な量まで削減します。旧行政区域にとらわれない効率的な施設再配置を検討します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			再編・長寿命化計画(個別施設計画)の推進				
	関係課	施設所管課		目標 効果	保有資産の最適化				

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
40	保育所の再編		保育所の適正な規模・配置を検討し、施設全体の再編を進めます。	計画					
	所管課	子育て支援課		検討・実施					
	関係課			目標効果	適正な保育所運営と保育環境の充実				
41	学校の再編		学校の適正な規模・配置を検討し、施設全体の再編を進めます。	計画					
	所管課	庶務課・学校教育課		検討・実施					
	関係課			目標効果	教育環境の充実				
42	施設台帳の電子化		統一的な施設台帳の整備や地理情報システムの活用など施設情報の一元化により情報の共有及び事務事業の効率化を図ります。	計画					
	所管課	行政改革推進課		システム選定	システム導入	実施			
	関係課	施設所管課		目標効果	業務の効率化				

(2) 予防保全と長寿命化の推進

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
43	予防保全・施設長寿命化の推進		事後保全から予防保全への転換、維持管理コスト低減に向け長寿命・高効率設備等の採用、投資的経費平準化のための長寿命化を推進します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課	施設所管課		目標効果	施設維持補修に係るトータルコスト縮減				
44	消防団施設の計画的整備		計画的に消防車両及び消防庫の整備を実施するとともに、消防庫の長寿命化を推進します。	計画	計画策定				
	所管課	消防本部			実施				
	関係課			目標効果	組織の強化				

3 効率的資産運営

(1) 施設運営方法の見直し

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
45	運営方法の見直し(保育所)		市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図れているか検証するとともに、民営化を実施します。	計画	指定管理実施				
	所管課	子育て支援課			選定	協議・実施			
	関係課			目標効果	市民サービスの向上・効率的資産運営				

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
46	運営方法の見直し(海上キャンプ場及び滝のさと自然公園)		市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図れているか検証し、指定期間の最終年度に次期指定期間に向けた要項及び仕様書を作成します。	計画					次期準備
				実施					
	所管課	生涯学習課		目標効果	市民サービスの向上 業務の効率化				
	関係課								
47	文化財の活用		大原幽学遺跡公園の整備計画を策定・推進します。その他文化財については一箇所に集約し、効果的な活用方法を検討します。	計画	施設改修				
	所管課	生涯学習課		集約	活用方法検討		実施		
	関係課			目標効果	資産の有効活用				

(2) 資産の有効活用

No.	取組項目		内容		R2	R3	R4	R5	R6
28	資産の有効活用と有益処分※再掲		機能統合により発生した未利用地や施設は売却・貸し付けなどの民間活用を促し、その収益を公共施設の更新に充当します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課			目標効果	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
48	公共施設等総合整備基金の積立・運用		公共施設の再編を実施するため資産の売却益を新たな基金へ積み立て円滑な事業実施を推進します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			積立・運用				
	関係課	財政課		目標効果	R6 年度目標額 15 億円(財政調整基金から繰入可能→35 億円)				
49	自動販売機等設置の公募化		市有施設に設置する自動販売機等の設置事業者の選定について、公募方式へ変更します。	計画					
	所管課	行政改革推進課			実施				
	関係課	施設所管課		目標効果	資産の有効活用・自主財源の確保				

(資料)

第4次定員適正化計画（素案）

1 計画の趣旨

本市では、平成17年7月の合併以降、「定員適正化計画（第1次～第3次）」を策定し、定員管理の適正化に努めてきました。

これまで策定した「第1次定員適正化計画（平成17年度～平成21年度）」、「第2次定員適正化計画（平成22年度～平成26年度）」では、いずれも計画に掲げた目標を上回る職員数の削減を達成しており、平成27年度からスタートした「第3次定員適正化計画」においても、平成33年度（令和3年度）までの7年間で40人の職員を削減（▲5.6%）するという目標に対し、5年目となる平成31年度（令和元年度）までの実績が40人の減となり、計画より2年早い達成となっています。

しかしながら、市の財政状況は、生産年齢人口の減少による市税の減収、少子高齢化の進行による社会保障費の増、さらに、合併特例期間の終了による地方交付税の減少など、今後も厳しい財政運営が見込まれます。一方で、地方分権の進展、市民ニーズの多様化・高度化、社会保障制度の充実、自然災害への迅速な対応など、行政に求められる役割は増加しており、限られた財源と人材を活用して最大の効果を挙げられる組織づくりを進めていく必要があります。

そこで、将来に渡って健全な財政運営を持続しつつ、社会経済状況の変化や新たな行政需要にも的確に対応することのできる効率的な行政組織と職員配置を目指した「第4次定員適正化計画」を策定します。

2 職員数の現状

(1) 職員数の推移

本市の平成31年4月1日現在における職員数は668人となり、合併年度である平成17年度の職員数851人と比較すると、183人（▲21.5%）の減となっています。

職種別では、一般行政職（技術職を含む）が116人（▲22.5%）の減、技能労務職が62人（▲75.6%）の減となっています。

《表1》職員数の推移（各年度4月1日の職員数）

（単位：人）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
職 員 数	851	839	813	798	779	771	755	738	721
対前年度比	—	▲12	▲26	▲15	▲19	▲8	▲16	▲17	▲17
対H17年度比	—	▲12	▲38	▲53	▲72	▲80	▲96	▲113	▲130

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)
職 員 数	708	702	692	679	674	668
対前年度比	▲13	▲6	▲10	▲13	▲5	▲6
対H17年度比	▲143	▲149	▲159	▲172	▲177	▲183

※一部事務組合等への派遣職員を含む。

※病院事業（地方独立行政法人 総合病院 国保旭中央病院）の職員数を除く。

《表 2》部門別職員数の増減

(単位：人、%)

区 分	H17	H31 (R1)	H31－H17	増減率 (%)
普通会計	776	607	▲169	▲21.8%
一般行政部門	548	427	▲121	▲22.1%
特別行政部門（教育・消防）	228	180	▲48	▲21.1%
公営企業等会計（水道・下水道等）	75	61	▲14	▲18.7%
合 計	851	668	▲183	▲21.5%

《表 3》職種別職員数の増減

(単位：人、%)

職 種	H17	H31 (R1)	H31－H17	増減率 (%)
一般行政職(技術職を含む)	516	400	▲116	▲22.5%
専門職(保健師・看護師・栄養士・社会福祉士等)	32	33	1	3.1%
保育士職	96	96	—	—
消防職	125	119	▲6	▲4.8%
技能労務職(調理員、衛生技術員、運転手等)	82	20	▲62	▲75.6%
合 計	851	668	▲183	▲21.5%

(2) 職員の年齢構成（一般行政職）

平成31年4月1日現在の一般行政職の平均年齢は41.1歳となっています。

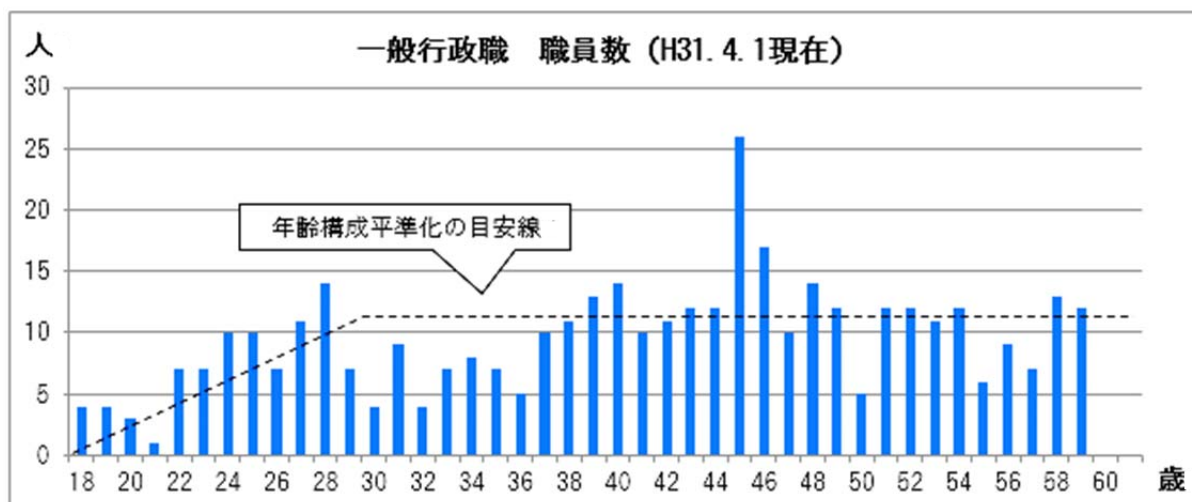
年齢構成をみると、40代～50代前半の職員の割合が多い一方で、合併以降の新規採用を抑制してきたことにより、若年層、特に30代の職員数が少ない状況となっています。

こうした年齢構成の偏りは、今後の人材育成への影響や将来的な組織運営に支障をきたすことが懸念されるため、年齢構成を平準化していくことが課題となっています。

《表 4》年齢別職員数（一般行政職）

(単位：人、%)

年齢(歳)	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	合計
職 員 数	8	28	49	32	46	59	79	52	47	400
割 合	2.0	7.0	12.2	8.0	11.5	14.8	19.8	13.0	11.7	100.0



(3) 類似団体別職員数との比較（平成30年4月1日現在）

平成30年4月1日現在の本市の職員数を、総務省が公表している「類似団体別職員数（＝同部門に職員を配置している類似団体の平均値）」と比較すると、普通会計の職員数は、ともに609人（超過なし）となっています。

部門別で比較すると、民生部門のうち保育所部門での超過が47人、消防部門での超過が17人となっていますが、この2部門を除いた比較では、類似団体の平均を大きく下回っています。

なお、保育所部門が超過しているのは、公設公営の保育所数（12か所）が県内の類似団体（本市を除く県内類似団体の平均は5.2か所）と比較して多いという本市の特徴が要因として挙げられます。

《表5》類似団体別職員数との比較（平成30年4月1日現在）

（単位：人）

大 部 門	旭 市	類似団体 (市Ⅱ－1)	超過数	備 考
議 会	7	6	1	
総務・企画	115	118	▲3	
税 務	29	32	▲3	
民 生	145	117	28	保育所 +47 人、保育所以外 ▲19 人
衛 生	49	60	▲11	
労 働	1	2	▲1	
農林水産	30	31	▲1	
商 工	11	18	▲7	
土 木	39	50	▲11	
教 育	60	69	▲9	
消 防	123	106	17	
普通会計 計	609	609	－	
公営企業等会計 計	59			水道、下水道、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など
合 計	668			

※総務省の「平成30年地方公共団体定員管理調査」における職員数であり、平成30年4月1日現在の職員数674人から一部事務組合等への派遣職員6人を除いた数値となります。

※類似団体とは、人口及び産業構造（産業別就業人口の構成比）が類似する団体をグループ分けしたもので、本市の類似団体区分は、「市Ⅱ－1」に区分されています。（全国で旭市を含む69団体が該当）

(4) 県内類似団体との人口1万人当たり職員数の比較（平成30年4月1日現在）

総務省の調査結果に基づく平成30年4月1日現在の人口1万人当たりの職員数を、県内の類似団体である6市と比較したものです。

団体によっては塵芥処理や消防等を一部事務組合で共同処理していたり、公設公営による保育所や幼稚園等の設置状況が異なることから、各団体で必要となる職員数には差異があります。

それらを踏まえて、総職員数から各団体の個別要因を除いた場合の職員数で比較しており、この場合、本市が62.2人であるのに対し、該当6市の平均は63.2人となります。

《表6》 県内類似団体との比較

【平成30年地方公共団体定員管理調査における各団体の職員数】

(単位：人)

項 目	旭 市	銚子市	香取市	山武市	東金市	八街市	富里市
H30.1.1 住基人口	66,431	63,058	77,838	52,701	59,661	71,290	50,258
普通会計 計	609	578	549	412	434	492	413
公営企業等会計 計	59	67	75	38	63	53	38
合 計	668	645	624	450	497	545	451
1万人当たり職員数	100.6	102.3	80.2	85.4	83.3	76.4	89.7

【各団体の個別要因を除いた職員数で比較した場合】

(単位：人)

項 目	旭 市	銚子市	香取市	山武市	東金市	八街市	富里市
個別要因を除いた 職員数の合計	413	352	520	363	389	417	321
個別要因を除いた 1万人当たり職員数	62.2	55.8	66.8	68.9	65.2	58.5	63.9
6市の平均 63.2人							

※「県内類似団体」とは、千葉県内の市のうち類似団体区分が本市と同じ「市Ⅱ－1」に該当する団体です。

平成30年4月1日現在で、銚子市・香取市・山武市・東金市・八街市・富里市の6市がこれに該当します。

※「個別要因を除いた職員数」とは、「平成30年地方公共団体定員管理調査」の職員数から、個別要因と考えられる「保育所・福祉施設・塵芥・し尿・幼稚園・高等学校・消防・病院・水道・その他公営企業等」の各部門の職員数を除いた職員数です。

3 第4次定員適正化計画の目標数値等

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度の5年間とします。

(2) 計画の対象

この計画の対象となる職員は、一般行政部門（議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局含む）、特別行政部門（教育、消防）及び公営企業等会計部門（水道、下水道、国民健康保険、介護保険等）の常勤の一般職職員とします。

(3) 目標数値

平成31年4月1日現在の職員数668人を、5年後の令和6年4月1日までに10人減らし、658人（▲1.5%）とします。

年次別職員数の目標は、以下のとおりです。

《表7》年次別職員数の目標（各年度4月1日の職員数）

（単位：人）

区 分	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
目標数値	668	668	665	665	661	658	—
対前年比	—	—	▲3	—	▲4	▲3	▲10

(4) 部門別職員数の見込み

5年間の部門別職員数の見込みは、以下のとおりです。

《表8》部門別職員数の見込み

（単位：人）

区 分	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R6—H31
普通会計 計	607	607	605	605	601	598	▲9
一般行政部門	427	427	426	426	423	422	▲5
特別行政部門	180	180	179	179	178	176	▲4
公営企業等会計 計	61	61	60	60	60	60	▲1
合 計	668	668	665	665	661	658	▲10

(5) 定員適正化の基本的な考え方

一般行政職については、新庁舎での行政運営体制を見据えた効率的な人員配置により、職員数の削減に努めますが、一方で、技術職の確保や年齢構成のバランスに配慮した計画的な採用を行う必要があることから、これまでよりも緩やかな削減とします。

保健師等の専門職、保育士職、消防職については、今後の組織・施設の再編の検討状況を注視しながら、適正な人員配置に努めます。

技能労務職については、「旭市技能労務職の給与等の見直しに向けた指針」に基づき、引き続き退職不補充とします。

なお、現在国で検討されている地方公務員の定年引上げの実施など、今後の公務員制度の変化等により大きな増減が見込まれる場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

(6) 定員適正化推進のための取り組み事項

本市の定員適正化を引き続き推進するため、以下の事項に取り組みます。

① 行政運営体制の見直しと適正な職員配置

旭市総合戦略に掲げる政策を着実に実現しながら、社会経済状況の変化による新たな行政需要や自然災害などの緊急時にも迅速かつ的確に対応できる行政運営体制づくりを目指すとともに、その業務量に見合った適正な職員配置に努めます。

② 事務事業の見直しと民間委託等の推進

行政評価等の実施により事務事業の効率性・効果性の検証を十分に行うことで、市民サービスの質の向上と量の見直しを進め、事務事業の最適化を図ります。

また、民間で行った方がより経済的・効率的で、より良いサービスが提供できる分野については、民間委託の推進や指定管理者制度の導入を図ります。

③ 人材育成の推進

人事考課制度の積極的な活用や各種職員研修の実施により、職員一人ひとりの意欲と資質を向上させ、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応できる人材を育成し、活力ある組織づくりに努めます。

④ 計画的な人材確保

年齢構成の平準化を図り、安定した行政運営を持続していくため、将来を担う若い人材や専門的な技術・資格を有する人材を計画的に採用していきます。

⑤ 多様な任用形態の活用

豊富な知識や経験が必要とされる業務については、再任用短時間職員や任期付短時間職員を活用します。また、補助的・定型的な業務については、会計年度任用職員を活用することで、正規職員との適切な業務分担により公務能率の向上を図ります。